

四、昭和期の国税徴収

133 昭和3年9月 滞納処分執行上の注意

蔵税第三三二六号

昭和三年九月四日

大蔵省主税局長 藤井真信印

札幌税務監督局長殿

最近經濟界ノ不振ニ伴ヒ漸次滞納者ノ増加スル傾向有之、之カ対策ニ付テハ折角御配慮中ノ事トハ存候得共、誠実ナル納税者ニシテ一時金融困難ナルモノニ対シテハ、滞納処分ノ執行上或ル程度ノ斟酌ヲ加フルノ已ムヲ得サル場合アルヘキモ、一面徒ニ之カ処理ヲ遷延スルニ於テハ、遂ニハ徵税ノ機ヲ失シ国家歳入ノ上ニ欠陥ヲ生ゼシムルノ虞モ有之候ニ付、之カ取扱ニ付テハ緩嚴其ノ宜シキヲ制シ、機宜ノ処置ヲ過タサル様特ニ細心ノ注意ヲ払ハレ度、尚爾今当分ノ間滞納税額多額ナリト認メラルルモノノ整理状況ニ付、左記様式ニ依リ御報告相成度、此段及通牒候也

大納税者ノ滞納額整理状況報告〔様式は略〕

(平1 札幌 114)

134 昭和3年10月 福岡県の納税デー開催

経機第二五九八号

〔熊本税務監督局印3・10・24〕

遠賀税務署長殿 〔福岡県遠賀税務署印3・10・25〕

納税思想ノ普及宣伝ヲ図リ納期限ノ勵行ヲ強調シ、以テ滞納ノ矯弊ヲ期センカ為、県市町村ト相提携シテ其ノ実効ヲ収ムルコトニ努力スヘキハ当然ニシテ、此点ニ付テハ從來屢々示達シタル所ナルモ、凡ソ各種事務ノ遂行ニハ自ラ經費及人員ノ關係ヲ生スルヲ以テ、予メ適切ナル順序計画ヲ要スルコト勿論ナルニ付、今回福岡県主唱ノ納税デー実行ニ關スル件ニ關シテモ、經費及人員ノ關係ヲ顧慮シ適當ニ処理セラルルコトト信スルモ、中ニハ「デー」期間中ハ勿論、其ノ前後ニ涉リ署員ノ総動員ヲナシ納税ノ宣伝ニ従事セムトスル計画アルヤノ趣ニ有之、斯クテハ「デー」以後ニ於ケル各種事務計画ニ支障ヲ生スルニ至ルヘキヲ以テ、此点ニ付特ニ留意セラルヘシ

追テ、県市町村ノ協議ニ依リ講演其他ノ為メ出張スルハ、署長及課長ノ外署長ニ於テ特ニ適當ト認ムルモノニ限ルコトニ含ミ置カルヘシ

右為念通牒ス

(昭59 福岡 21)

135 昭和5年1月 国税徴収費の調査

市町村ノ国税徴収費ト市町村交付金トノ關係調 (昭和五年一月 蔵税第五三号主税局長通牒)

昭和三年度中ニ於ケル市町村ノ国税徴収ニ要セシ費用ト交付金トノ割合ニ就キ調査シタルニ

市町村ノ国税徴収ニ要セシ費用ノ総額ハ六、四八二、〇八九円三六〇ニシテ、大正十三年度中ノ国税徴収費用総額六、一七五、〇八〇円九九〇ニ比スレハ、三〇七、〇〇八円三七〇ノ増加ニシテ、其ノ増加割合・〇五〇ニ当ル、左表ノ如シ

(大正十三年度ニ対スル比較表省略)

国税徴収費ト交付金調

区分	事務員費	使丁費	帳簿用紙	送達費	出張費	納税施設費	其他雜費	計	交付金	交付金ニ 対スル割 合
市部	六〇、七四二 四九〇	二七、三九五 二〇〇	三八、二二六 〇〇	二九、五七七 〇〇〇	一三、三三八 八六〇	七六、六二八 九九〇	三八、二八九 九〇	九四四、〇五七 六〇〇	二、七三五、六二 九〇〇	・三四五
町部	一〇、八二七 〇〇〇	二六、五八八 三〇〇	六六、〇八三 三六〇	三三、〇〇八 一七〇	四六、五九四 二〇〇	一〇五、九七七 七〇〇	三八、〇三三 八〇〇	一、五三三、四五 四〇〇	一、四三三、三五 八〇〇	一・〇六三
村部	二、五三九 二、三六二	五二、八三三 八七〇	二、四四九 九〇〇	九七、四四九 五四〇	二二、二八三 二〇〇	二一、三八〇 四一八	一一、三三九 三二〇	四、〇四四、五 四六〇	二、七三三、六 五五〇	一・四八八
合計	四一、七八二 〇四九〇	八五、七六八 五〇〇	三、四八八 八五九〇	三、五九〇 三、四一〇	二八、二〇〇 九〇〇	四七、〇六四 〇五五〇	一、八七六、五 一八九〇	六、四八二、〇 八九三六〇	六、九〇二、三 五三三〇〇	九三九
町村部計	三五、五七四 六三二	七三、八三七 七〇〇	三、三〇五 七四二	二、九四四 五七七〇	三、五八七 七三〇	三、九四〇 二、二五六〇	一、四九三、二 六〇〇	五、五三八、〇 九六〇〇	四、一六六、七 五〇〇〇	一・三九九

一市町村当(亜刺比亜数字ハ市町村数ヲ示シタルモノナリ)

町村部計	合計	村部	町部	市部
11,699	11,804	10,011	1,688	105
・三〇四〇八〇	・三五三九六〇	・二五三六五〇	・六〇三三三〇	・五九二二八〇
六二二〇	七五〇〇	五二二〇	二八二八〇	一、二八〇六〇
二六五四〇	二九五四〇	二四四〇	三九五〇	三六一九七〇
一一〇六〇	二三四七〇	九七三〇	一八九六〇	二八二六五〇
二二二二〇	三三九〇〇	二二一九〇	二七六〇〇	二二二三八〇
三三六七〇	三九八七〇	二八七〇	六七八〇	七九七〇〇
二二七〇	二五九〇	一一二〇	二三五〇	三六四六〇
四七三三三〇	五四九一四〇	四〇〇二〇	九〇五二〇	八九二〇四〇
三五六一六〇	五九四七四〇	二七三〇〇	八四九〇〇	二六〇五三三〇

徴収費各目ニ対スル歩合

町村部計	合計	村部	町部	市部
・六四三	・六四五	・六三一	・六六八	・六五七
・一三三	・一三三	・一三〇	・一四二	・一二四
・〇五六	・〇五四	・〇六一	・〇四三	・〇四〇
・〇三三	・〇二四	・〇二四	・〇二二	・〇三二
・〇四七	・〇四三	・〇五三	・〇三一	・〇二五
・〇七一	・〇七三	・〇七一	・〇七〇	・〇八一
・〇二七	・〇一九	・〇二八	・〇二五	・〇四一
一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

而シテ同年度ニ交付スヘキ交付金ハ、総額六、九〇二、三五三円三〇〇ニシテ、大正十三年度中ノ交付金総額八、六五二、〇六一円三〇〇ニ比スレハ、一、七四八、七〇八円〇一〇ヲ減少シ、其ノ割合・二〇二トナル
 (左表ノ如シ(大正十三年度ニ対スル比較表省略))

市町村交付金調

区分	基本額		交付金		歩合	備考
	徴収税額 ニヨル分	通	五、九六〇、〇六九 円	六四〇 ・八六三		
告知書発行 数ニヨル分	四七、一一四、一八三	通	九四二、二八三	六六〇 ・一三七		
計			六、九〇二、三五三	三〇〇 一・〇〇〇		

然シテ大正十五年度ヨリハ地租条例第十三条ノ二ノ地租不徴収ノ為ニ要スル費用ノ補助トシテ、名寄帳整理補助ノ名目ヲ以テ支出スルコトナリ、昭和三年度ニ於テモ総額八〇九、三九九、〇八〇厘ヲ支出セリ、依テ之ヲ大正十三年度ノ市町村ニ於ケル国税徴収費用ニ対シ、昭和三年度ノ国税徴収費用ノ増加三〇七、〇〇八、三七〇厘ニ充ツルトキハ、尚五〇二、三九〇、七一〇厘ノ過剰トナリ、昭和三年度ニ於ケル国税徴収費用ニ対シ一割二分五厘弱ニ当レリ、然レトモ今之カ補助額ヲ交付金ニ組入ルルニ於テハ、交付金ニ対スル徴収費用ノ割合・八四〇強トナリ、・〇九九ノ割合費用通減ヲ来シ、多少緩和サルルノ感ナキニアラサルモ、未タ大正十三年度ニ於ケル交付金ニ対スル徴収費用ノ割合・七二三ニ比スレハ、尚・一二七ノ割合増加ニ当リ、市町村財政上ノ困難ヲ除却スルニ足ラス

市 部
国税徴収額調

局名	所得税	地租	営業収益税	資本金子税	営業税	計	交付金
東京	二四、二八六、二二〇 円	三、〇六六、四〇〇 円	二、七六、二五〇 円	一、六五六、七八〇 円	二、六三三、〇九〇 円	三、〇二三、四八一 円	九〇六、七〇四、三二〇 円
大阪	二五、八〇七、〇一九	三、四三四、〇九八	四、八七二、五八〇	一、三八八、二七〇	五、八三三、四五〇	三、四四〇、九九六	一、〇三三、二九八、六四〇
札幌	一、五八六、五〇三	三〇、二六二、三〇〇	三、七八三、〇五〇	二、二四八、九五〇	一	二、二八八、九五〇	六八、六六七、五四〇
仙台	一、五〇四、七八八	三、四〇九、四二〇	四、三三六、九九〇	七、五四四、二八〇	三三、二〇〇	二、二八六、〇一六	六八、五八三、一一〇
名古屋	五、五六二、九四一	一、二六六、四三三	一、四一五、四四三	四、八六八、九〇〇	二、四九九、二三〇	八、二六二、八七〇	二、四七、八八四、二九〇
広島	二、九〇四、二八二	六、三七七、六七三	八、九三〇、五六六	一、七八〇、四三八	三、四六八、四〇〇	四、四四五、二八五	一、三三六、六五八、四三〇
熊本	四、二七六、九三九	七、七七二、三三〇	一、四三三、八一〇	三、七〇六、六一〇	七、一六八、〇〇〇	六、四八五、六五九	一、九四、五六九、六〇〇
計	六五、八六〇、〇八八	九、七五五、四九二	二二、二八五、七九九	五、三六四、三四四	七、四四二、一七〇	八、八四二、二四〇	二、六五、一三六、五九二

町 部

東京	一一、〇六六、一〇八	一一、三三四、三六一	二、〇一七、三三〇	一一〇、一三七、八九〇	一、五九九、九四〇	一、五五八、〇九七	四、六五五、五三八
大阪	四、二六七、七八	一、九五九、七八八	一〇、九九八、一四〇	三、六一〇、四七九	一、九八五、三三〇	七、二二三、六八五	二、二六六、七七六
札幌	三、六二八、六二二	二、二二三、六三三	一、九七〇、〇二二	一〇、一八〇、七五〇	七、二七〇	七、八三七、四九〇	一、三三、五二〇、五〇〇
仙台	一一、三三二、二九一	一、一五四、九三三	六、八一六、八二二	一一、二七四、七〇〇	三、一八六〇	四〇、八一六、五三三	一一、二四四、八八九
名古屋	二、七七七、九九四	二、〇五七、七四〇	一、二六四、二四二	三、三二九、九二〇	三七、九九〇	六、二二七、四六一	一、八三、八二〇、八三〇
広島	一、八三五、三三七	一〇、九一八、五三〇	八、七七八、八六〇	一、四六四、八五〇	八、八三〇	三、八二三、六四二	一一、四四〇、七〇六
熊本	二、一六三、八〇四	一、四〇八、三三八	一〇、二八六、八八〇	二、三六五、六五〇	二、六四八、八六〇	四、六二七、〇一九	一、三八七、〇七八
計	二四、五六〇、一六八	一〇、二五八、六三三	七、二二七、七八	一、三九九、七〇六	三、二五七、二八〇	四、二七四、三三二	一、一、六五、一三三、六三〇

村部

東京	二、〇三、五八四	二六〇	八、二四八、五八四	四八〇	六、五六、四六七	九五〇	五〇、二九三	三七〇	三、二七五〇	一、二、五八、九六二	八〇	三、七、七、五三	五七〇
大阪	五、二八、八五〇	〇〇	一、一、三二、九四七	七〇〇	八〇〇、二三八	一九〇	五六、八三四	五五〇	五、三六、六五〇	一、七、三五、四一九	一〇〇	五、〇、五、八〇	五〇〇
札幌	三七九、一五五	二七〇	四八二、三五七	三〇〇	一九、三八一	五七〇	二、三、九七	二五〇	二、三、一五〇	一、〇、六六、三四四	四〇〇	三、二、九、八七	一四〇
仙台	一、六四、三二二	五七〇	五、七、七、九二	九七〇	二、九、九、三〇三	七八〇	一、八、〇、八五	一三〇	二、七、八、五〇	七、七、三七、八四二	三〇〇	一、三、三、二、一六	一八〇
名古屋	三、〇九、六六五	四三〇	八、七、六、六、四七〇	三七〇	七、二、四、一、五七〇	六七〇	五〇、八、三	五三〇	五、六、四、八〇	二、二、六、四、一、七二	四八〇	三、七、九、二、八	四二〇
広島	一、六三八、八八八	九九〇	五、六、四、四、四、四五〇	五五〇	六、四、一、七、三	九八〇	一、八、四、六、六	〇三〇	一、一、四、九	七、九、四、四、四、七三	六五〇	一、三、八、三、七	二七〇
熊本	二、四三、六、五三三	七九〇	六、六、七、七、〇、七五	七〇〇	九、六、八、六、三	四三〇	四、二、七、五	一〇〇	三、七、一	一、〇、〇、八、三、五、九四	一〇〇	一、〇、〇、八、三、五、九四	一〇〇
計	一六、六、九、一、九六五	三三〇	四六、九、一、〇、八四〇	九九〇	四、三、二、一、三六	九七〇	二、四、九、六、四、八	九六〇	二、一、九、七、〇、八〇	六、八、〇、八、三、七、八	九二〇	二、〇、四、三、四、九	〇九〇

市町村部計

東京	三七、五、八、八、三〇五	四〇〇	一、三、六、三、九、三、七六	五七〇	五、四、三、四、九、三	〇八〇	三、三、六、一、〇	二二〇	一、一、八、二、五	五、七、〇、〇、〇、五、四一	〇四〇	一、七、〇、九、九、九、六	二四〇
大阪	三五、一、六、六、三	八一〇	一、六、七、〇、六、九、九三	四五〇	六、七、七、三、三	七一〇	三、三、一、〇、九、六	六一〇	五、九、〇、五、九	五、八、九、八、六、〇、八、四	三四〇	一、七、六、九、五、五、六	八〇〇
札幌	二、一、三、八、五、〇	九五〇	九、九、八、六、一	六四〇	七、七、七、六、九	〇二〇	四、四、〇、六、七	五五〇	九、四、四、〇	四、二、三、八、九、八、四	五八〇	二、四、一、六、六	七三〇
仙台	五、三、七、八、三、九、二	四〇〇	七、二、七、四、九、八、一	一七〇	一、四、一、三、七、八、五	二五〇	三、八、三、六、四	一一〇	九、二、九、一、〇	一、四、一、〇、五、六、二	二八〇	四、三、一、五、八	一八〇
名古屋	一、四、四、四、六、〇、一	八四〇	二、二、〇、八、八、七、七	八〇〇	三、三、四、六、〇、一、六	〇五〇	一、三、一、七、六、一	三五〇	三、四、三、六、九	二、七、〇、三、一、四、五〇	七三〇	八、一、〇、九、三	五四〇
広島	六、三、七、八、四、九、九	四六〇	七、三、七、三、七、七	一〇〇	二、四、〇、五、五、六、六	九四〇	五、〇、九、〇	二六〇	四、六、六、六	一、六、二、二、三、三、四	〇〇	四、八、六、三、九、二	七六〇
熊本	八、八、七、七、二、七、八	三三〇	八、八、二、三、五、五	八〇〇	三、三、八、九、三、六、二	五九〇	一、〇、三、四、七	二二〇	三、七、三、六	二、二、一、九、六、三、三	五八〇	六、三、五、八、七、五	三九〇
計	一〇、七、一、二、一、三、三	二〇〇	六、六、九、二、四、九、六、四	四六〇	一、三、五、二、九、六、五、四	六四〇	一、〇、三、五、七、九	三三〇	七、九、七、七、九	一、九、八、六、七、四、一	一、四〇	五、九、六、〇、〇、六、九	六四〇

市 納税告知書発付数

局名	所得税	地租	営業収益税	資本利子税	営業税	計	交付金
東京	四三九、一三三	二二三、四一六	一六八、一三〇	二四、八二四	二四	八四五、六二七	一六、九一二
大阪	五九二、一二五	四六二、四一九	二四四、一二九	三五、九〇八	三五三	一、三三四、九四四	二六、六九八
札幌	五九、二八七	二三、六八三	二八、七三六	五、三四五	一	一七、〇五一	二、三四一
仙台	五六、六九二	一三四、三七六	二三、五七二	二、九二五	二	二二七、五六七	四、三五一
名古屋	一九九、三二五	三八一、二一六	九五、五九一	一一、九〇八	七	六八八、〇三七	一三、七六〇
広島	一二二、一六八	二〇九、二七六	五三、六六九	四、八六八	一六	三八九、九九七	七、七九九
熊本	一八一、九六二	二九五、一五八	七八、四六一	一一、九五八	三七	五六八、五七六	一一、三七一
計	一、六五〇、七八二	一、七一九、五五四	六九二、二八八	九八、七三六	四三九	四、一六一、七九九	八三、二三五
							九八〇

町 部

東京	三九〇、七五二	一、二六九、四一三	一二八、五八九	二五、六三七	四	一、八一四、四〇五	三六、二八八
大阪	一六五、四〇五	一、二二七、七九四	七六、八〇六	一三、六五二	一一	一、四八三、六六八	二九、六七三
札幌	三一、〇二八	八七、九六〇	一五、〇四二	三、四七九	三	一三七、五一二	二、七五〇
仙台	七四、六二〇	七三四、一〇四	三八、二七六	六、五八九	五	八五三、五九四	一七、〇七一
名古屋	一三四、五一九	一、三九八、七五三	八八、八七三	一一、一四二	二	一、六三四、二八九	三三、六八五
広島	九九、六五八	九〇四、四六七	五八、四六五	六、八八三	二	一、〇六九、四七五	二二、三八九
熊本	一〇九、二六九	一、二二二、二八三	六〇、九九〇	一〇、五九一	三三	一、四〇三、二六六	二八、〇六三
計	一、〇〇五、二五一	六、八四四、七八四	四六七、〇四一	七八、九七三	六〇	八、三九六、一〇九	一六七、九三二
							一八〇

村 部

東京	一七八、一一一	五、〇一八、一九五	五、八二六	一三三、〇三〇	一	五、二七一、一六三	一〇五、四三三	二六〇
大阪	一三五、六六六	七、一〇八、五八四	六〇、四九〇	二二、〇三七	二四	七、四二六、八〇一	一四八、五三六	〇二〇
札幌	五九、一二八	二五七、三三八	一六、六六一	四、三八一	三	三三七、五一一	六、七五〇	一三二〇
仙台	九六、八七三	三、七七八、八一八	一三、〇九九	一〇、八八九	一	三、九〇九、六八〇	七八、一九三	六〇〇
名古屋	一七〇、一六五	六、〇一八、六二五	五九、〇八九	一八、三六二	五	六、二六六、二四六	一二五、三三四	九二〇
広島	一四九、五六一	五、〇九七、九五八	五三、三〇〇	一二、一二七	九	五、三二二、九五五	一〇六、二五九	一〇〇〇
熊本	二〇七、九七八	五、七三〇、一四六	六九、二五六	二四、五三三	六	六、〇三二、九一九	一二〇、六三八	三八〇
計	一、〇九七、四八二	三三、〇〇九、六六四	三三三、七二一	一一五、三五九	四九	三四、五五六、二七五	六九一、一二五	五〇〇

市町村部計

東京	一、〇〇八、〇九六	六、五〇一、〇三四	三四八、五四五	七三、四九一	二九	七、九三二、一九五	一五八、六三三	九〇〇
大阪	九九三、一九六	八、七九八、八〇七	三八一、四二五	七一、五九七	三八八	一〇、二四五、四二三	二〇四、九〇八	二六〇
札幌	一四九、四四三	三六八、九八一	六〇、四三九	一三、二〇五	六	五九二、〇七四	一一、八四一	四八〇
仙台	二二八、一八五	四、六四七、二九八	八四、九四七	二〇、四〇三	八	四、九八〇、八四一	九九、六一六	八二〇
名古屋	五〇三、九九九	七、七九八、五九四	二四三、五五三	四二、四二二	一四	八、五八八、五七二	一七一、七七一	四四〇
広島	三七一、三八七	六、二一一、七〇一	一六五、四三四	二三、八七八	二七	六、七七二、四二七	一三五、四四八	五四〇
熊本	四九九、二〇九	七、二四七、五八七	二〇八、七〇七	四八、〇八二	七六	八、〇〇三、六六一	一六〇、〇七三	二二〇
計	三、七五三、五二五	四一、五七四、〇〇二	一、四九三、〇五〇	二九三、〇六八	五四八	四七、一四一、八八三	九四一、二八三	六六〇

即ち昭和三年度ノ市町村国税徴収費ト国庫交付金トハ

円

市町村ノ国税徴収費総額ハ

六、四八二、〇八九、三六〇

交付金総額ハ

六、九〇二、三五三・三〇〇ニシテ

差引

四二〇、二六三・九四〇ヲ剩セリ

右ノ如ク現在ノ交付金ハ其ノ徴收費ヲ償フテ剩リアルモ、之カ市町村部ニ区分シ見ルトキハ左ノ如クニシテ、市部ハ交付金ニ剩リアルモ町村部ニ於テハ著シク不足ヲ告ク

区分	交付金額	徴收費用	差引交付金ノ過不足	交付金ニ対スル徴收費用ノ割合
市部	二、七三五、六〇一 円	九四四、〇五九 円	一、七九一、五四二 一四〇	・三四五
町部	一、四三三、一三五 八一〇	一、五二三、四五四 六四〇	△ 九〇、三二八 八三〇	一・〇六三
村部	二、七三三、六一五 五九〇	四、〇一四、五七四 九六〇	△ 二、二八〇、九五九 三七〇	一・四六八
計	六、九〇二、三五三 三〇〇	六、四八二、〇八九 三六〇	四二〇、二六三 九四〇	・九三九
△印ハ不足額ヲ示ス				

尚、之ヲ細分シ各市町村毎ニ見ルトキハ左ノ如クニシテ、交付金ヲ以テ徴收費用ヲ償フニ足ルモノ、市部ニ於テ一〇五中九三、歩合八八六、町部ニ於テ一、六八八中六八七、歩合・四〇七、村部ニ於テ一〇、〇一一中一、七六七、歩合・一七七、市町村合計ニ於テ一一、八〇四中二、五四七、歩合・二二六ニ過キスシテ、他ノ大部分ハ何レモ不足セリ、即チ市部ニ於テ一一、歩合・一一四、町部ニ於テ一、〇〇一、歩合・五九三、村部ニ於テ八、二四四、歩合・八二三、市町村合計ニ於テ九、二五七、歩合・七八四ヲ示シ、市町村数ヨリ見ルトキハ交付金ノ不足スルモノ著シク多数ナリ

交付金ヲ以テ国税徴收費ヲ償フニ足ルモノト不足スルモノトノ割合

交付金ニ対スル徴收費ノ歩合区分	市部		町部		村部		合計	
	市数	全市数ニ対スル歩合	町数	全町数ニ対スル歩合	村数	全村数ニ対スル歩合	市町村数	全市町村数ニ対スル歩合
十割以下	九三	・八八六	六八七	・四〇七	一、七六七	・一七七	二、五四七	・二二六
ユルモノ超	一二	・一一四	一、〇〇一	・五九三	八、二四四	・八二三	九、二五七	・七八四
計	一〇五	一・〇〇〇	一、六八八	一・〇〇〇	一〇、〇一一	一・〇〇〇	一、八〇四	一・〇〇〇

内 訳

五割以下	三六	・三四三	一二六	・〇七五	二二六	・〇二二	三七八	・〇三二
八割以下	四四	・四一九	二八一	・一六六	六八二	・〇六八	一、〇〇七	・〇八五
十割以下	一三	・一二四	二八〇	・一六六	八六九	・〇八七	一、一六二	・〇九九
二十割以下	一一	・一〇五	七七六	・四六〇	五、六九七	・五六九	六、四八四	・五四九
三十割以下	一	・〇〇九	一三九	・〇八三	一、五一四	・一五一	一、六五四	・一四〇
四十割以下	一	一	五五	・〇三三	六三七	・〇六四	六九二	・〇五九
五十割以下	一	一	二二	・〇二二	一九五	・〇一九	二二六	・〇一八
七十割以下	一	一	九	・〇〇五	一四一	・〇一四	一五〇	・〇一三
百割以下	一	一	一	〇	四〇	・〇〇四	四一	・〇〇四
百五十割以下	一	一	一	一	一六	・〇〇二	一六	・〇〇一
三百割以下	一	一	一	一	三	〇	三	〇
三百五十割以下	一	一	一	一	一	〇	一	〇

市 部

計	三十割以下	二十割以下	十割以下	八割以下	五割以下	割合別/局別	
						東京	大阪
一四			一	八	五	東京	
二二		二	二	八	九	大阪	
六		二	一		三	札幌	
一一				六	五	仙台	
一九		一	四	八	六	名古屋	
一四		二	四	五	三	広島	
二〇	一	四	一	九	五	熊本	
一〇五	一	一一	一三	四四	三六	計	

町 部

計	百割以下	七十割以下	五十割以下	四十割以下	三十割以下	二十割以下	十割以下	八割以下	五割以下
三四九	一	七	一七	三一	六四	一五〇	三三	三四	一三
四三		一	一	五	九	二四	三		
二二一						九三	四九	四五	二四
二九〇		一	二	一四	四二	一四二	四五	二九	一五
二二〇			一	五	二二	一三六	二二	二二	一三
二〇四					二	一六四	一五	二〇	三
一、六八八	一	九	二一	五五	一三九	七七六	二八〇	二八一	一二六

村 部

計	二百五十割以下	二百割以下	百五十割以下	百割以下	七十割以下	五十割以下	四十割以下	三十割以下	二十割以下	十割以下	八割以下	五割以下
一、六五八									一、五二六	七二	五五	五
二、三三〇		二	五	一九	六二	八〇	二九六	五四四	一、〇〇〇	一四〇	一二七	四五
二二二	一	一	七	八	一八	二三	三八	六〇	五二	八	五	
一、二四〇									六九二	三四九	一七一	二八
一、七二九			二	五	三九	四八	一三二	三三〇	八五六	一三四	一三五	四八
一、五二四			二	八	二二	四二	一六六	二九一	六八九	一〇六	一二六	八二
一、三一九						二	五	二八九	八八二	六〇	七三	八
一〇、〇一一	一	三	一六	四〇	一四一	一九五	六三七	一、五一四	五、六九七	八六九	六八二	二二六

交付金ヲ以テ徴収費ヲ償フニ足ルモノト足ラサルモノトノ市町村部別調(△印△不足額ヲ示ス)

計	市部	町部	村部	区分			
				市町村数	交付金		
同	交付金ノ 剰余アルモノ	交付金ノ 剰余アルモノ	交付金ノ 剰余アルモノ	市町村数	交付金		
計	不足スルモノ	不足スルモノ	不足スルモノ	円	徴収費		
一一、八〇四	九三	一、〇〇一	一、七六七	一一、八〇四	一七〇	一、八〇六、四九九	三六〇
九、二五七	一二	一、〇〇一	八、二四四	二、二五七	七三〇	一、四九七、一五七	二二〇
二、五四七	九三	六八七	二、〇五九、六八七	二、七三三、六一五	九〇〇	一、七九一、五四二	一四〇
二、五四七	二、六八一、〇三一	八二二、七四二	二、七三三、六一五	二、七三三、六一五	九四四、〇五九	一、七九一、五四二	一四〇
四、一七六、七〇一	五四、五七〇	六一一、三九三	六八〇	四、一七六、七〇一	七三〇	一、四九七、一五七	二二〇
二、七二五、六五一	二、七三三、六一五	一、四三三、一三五	九一〇	二、七二五、六五一	九〇〇	一、七九一、五四二	一四〇
六、九〇二、三五三	二、六八一、〇三一	八二二、七四二	四八三、五一	六、九〇二、三五三	九四四、〇五九	一、七九一、五四二	一四〇
三〇〇	一七〇	八〇〇	四八三、五一	三〇〇	七三〇	一、七九一、五四二	一四〇
四二〇	八七四、五三一	五八六、八八八	三、五三一、〇六三	四二〇	六九、五二七	一、七九一、五四二	一四〇
六、四八二、〇八九	八七四、五三一	五八六、八八八	四、〇一四、五七四	六、四八二、〇八九	六九、五二七	一、七九一、五四二	一四〇
三六〇	八一〇	七〇〇	四、〇一四、五七四	三六〇	九五〇	一、七九一、五四二	一四〇
四〇〇	八一一〇	九四〇	五一一〇	四〇〇	九五〇	一、七九一、五四二	一四〇
一、九四四、九三一	八一〇	七〇〇	五一一〇	一、九四四、九三一	九五〇	一、七九一、五四二	一四〇
四、五三七、一五七	八一〇	七〇〇	五一一〇	四、五三七、一五七	九五〇	一、七九一、五四二	一四〇
六、四八二、〇八九	八一〇	七〇〇	五一一〇	六、四八二、〇八九	九五〇	一、七九一、五四二	一四〇
△	△	△	△	△	△	△	△
二、二三一、七六九	一、八〇六、四九九	二、三四、八五四	一九〇、四一六	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九
一、八一、五〇五	一、八〇六、四九九	二、三四、八五四	一九〇、四一六	一、八一、五〇五	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九
四二〇、二六三	一、八〇六、四九九	二、三四、八五四	一九〇、四一六	四二〇、二六三	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九
九四〇	三六〇	一〇〇	四六〇	九四〇	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九	二、二三一、七六九

国税徴収費下交付金下ノ割合別調

交付金ニ対スル徴収費ノ割合	市数	交付金	徴収費
五割以下	三六	二、一七六、六八四 円	五二八、二五四 円
八割以下	四四	四二二、八六三	二六五、五二五
十割以下	一三	九一、四八二	八〇、七五一
十一割以下	四	一八、六〇一	一九、一三〇
十二割以下	一	五、六六二	六、四七二
十三割以下	一	八、四三七	一〇、六一三
十四割以下	一	七、九七六	一一、四一九
十五割以下	二	一〇、七六四	一六、五〇八
十六割以下	二	二、六七〇	四、四一七
十七割以下	一	四五七	九六七
二十二割以下	一	二、七三五、六〇一	九四四、〇五九
計	一〇五		
		九〇〇	七六〇
		八三〇	〇〇〇
		七二〇	〇〇〇
		〇九〇	五〇〇
		七八〇	三六〇
		五五〇	一三〇
		三二〇	三六〇
		四四〇	六〇〇
		九九〇	四六〇
		八九〇	四九〇
		二九〇	八六〇

町部

交付金ニ対スル 徴收費ノ割合	町数	交付金	徴收費
五割以下	二二六	一七九、二三二	七〇、六五二
八割以下	二八一	三三五、五九七	二三四、七六四
十一割以下	二八〇	三〇六、九一二	二八一、四七一
十二割以下	一六二	一四〇、三二二	一四六、二七四
十三割以下	一二三	八三、五二一	九五、八六七
十四割以下	一一七	七七、〇八七	九七、二七二
十五割以下	九一	五九、五三三	八一、二九五
十六割以下	八六	五八、五〇〇	八五、三四九
十七割以下	五八	三〇、六二九	四七、四六二
十八割以下	二六	一二、〇八〇	一九、八七九
十九割以下	五一	三五、二七四	六一、七三六
二十割以下	二四	九、一六九	一六、九三四
二十一割以下	三八	一八、八三〇	三六、五六七
二十二割以下	二五	九、一三一	一八、七五九
二十三割以下	一四	六、八三八	一四、八七四
二十四割以下	一七	一〇、五四二	二三、九五九
二十五割以下	九	三一、〇六〇	七、三三六
二十六割以下	一〇	三、三一〇	八、一三二
二十六割以下	一六	八、七九二	二二、五二一

五十四割以下
 五十三割以下
 五十二割以下
 四十九割以下
 四十八割以下
 四十六割以下
 四十四割以下
 四十二割以下
 四十一割以下
 四十割以下
 三十九割以下
 三十八割以下
 三十七割以下
 三十五割以下
 三十四割以下
 三十三割以下
 三十二割以下
 三十一割以下
 三十割以下
 二十九割以下
 二十八割以下
 二十七割以下

一一一三一二三六六四五八一一三五六二四二七五

五〇四三
 二、九二二
 三、六五六
 五、三七五
 五、〇二二
 五、八二六
 二、一八五
 七四九
 一九四
 一五六
 二、八六八
 二、二〇九
 九五三
 一、六一七
 一、〇一一
 七三九
 三九二
 二三八
 九四七
 一〇六
 一八五
 五一九

三五〇
 二九〇
 三四〇
 八二〇
 五三〇
 〇六〇
 六〇〇
 三六〇
 四八〇
 二四〇
 九〇〇
 一七〇
 八〇〇
 七〇〇
 三三〇
 九二〇
 六七〇
 一五〇
 四二〇
 五六〇
 三四〇
 二四〇

一三、四六九
 八、〇四五
 一〇、三七五
 一五、八一八
 一五、二〇四
 一八、四四〇
 七、〇三七
 二、五〇五
 六七三
 五七六
 一〇、七三七
 八、五〇一
 三、七六三
 六、五六八
 四、一七五
 三、二二二
 一、八〇一
 一、一三六
 四、五七三
 五四七
 九六八
 二、七八二

三〇〇
 二一〇
 五一〇
 九八〇
 四七〇
 一二〇
 一一〇
 一六〇
 四九〇
 四〇〇
 一五〇
 一〇〇
 〇〇〇
 〇〇〇
 〇〇〇
 一〇〇
 一〇〇
 五〇〇
 三八〇
 〇〇〇
 〇〇〇
 〇〇〇
 〇〇〇

交付金ニ対スル 徴收費ノ割合	村 数	交 付 金	徴 收 費
五割以下	二一六	一四六、九二一	四三、三三三
八割以下	六八二	二四五、三八九	一七三、一二四
十割以下	八六九	二八一、六一七	二六七、〇五四
一割以下	一、一三〇	三〇四、七六六	三二二、一九五
二割以下	一、一九一	三二三、七一〇	三六五、九四九
三割以下	八四九	二六一、七〇五	三二五、六一一
四割以下	三八三	一〇六、七二二	一四四、三二九
五割以下	四〇四	一一〇、八七五	一六〇、五九四
六割以下	三九五	九七、〇一五	一五〇、一七六
七割以下	四四七	一〇六、〇〇一	一七五、三一六
		七四〇	〇三〇
		二五〇	一三〇
		四〇〇	〇六〇
		九〇〇	五四〇
		一二〇〇	三六〇
		〇二〇〇	二八〇
		〇〇〇〇	六〇〇
		八〇〇〇	〇四〇
		〇九〇〇	一〇〇
		一四六、九二一	三一〇

村 部

計	徴 收 費
五十七割以下	三、四九六
五十九割以下	一、一〇五
六十五割以下	一、六八二
六十七割以下	一、五二九
六十九割以下	一、七八九
七十三割以下	一、八一五
	六四〇
	〇〇〇
	〇〇〇
	〇〇〇
	三七〇
	二八〇
	〇〇〇
	〇〇〇
	〇〇〇
	〇〇〇
	一、五二三、四五四
	六四〇
	一、四三三、一三五五
	八一〇
	二五二
	二六一
	二三〇
	二六〇
	一八九
	六一六
	六〇〇
	二〇〇
	一〇〇
	二九〇
	五九〇
	九九〇
	八一〇
	一、四三三、一三五五
	一、五二三、四五四

三十九割以下	三十八割以下	三十七割以下	三十六割以下	三十五割以下	三十四割以下	三十三割以下	三十二割以下	三十一割以下	三十割以下	二十九割以下	二十八割以下	二十七割以下	二十六割以下	二十五割以下	二十四割以下	二十三割以下	二十二割以下	二十一割以下	二十割以下	十九割以下	十八割以下
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------

三六	五〇	五七	五九	五四	四九	九六	一二	九二	九六	九一	八二	一五五	一二〇	一三三	一八三	一七六	二二四	二五四	二五七	三一四	三二七
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

五四〇七	五、九五三	八、八五六	八、二四一	七、七五九	七、八一四	一八、五六九	三〇、〇六八	一三、九九一	一七、四一五	一七、四六八	一三、八一	三三、〇六七	三三、三三二	二八、五一七	四六、六七九	四八、七三一	五〇、九五五	七〇、六七四	六三、八九二	九二、〇八二	八三、四一八
------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

八八〇	九三〇	四二〇	九七〇	八八〇	六七〇	八五〇	八七〇	三一〇	八九〇	七六〇	四一〇	九七〇	二四〇	二三〇	三一〇	四六〇	六九〇	八一〇	二三〇	三五〇	一三〇
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二〇、七九八	二二、三〇三	三二、四八一	二九、二五五	二六、八〇八	二六、一八九	六〇、九三八	九五、七七六	四二、九九九	五一、三九七	四九、九二七	三八、三五	八四、五七七	八二、九五二	六九、六四三	一一〇、七七四	一一〇、三〇九	一〇九、五六九	一四六、三六八	一二五、二二三	一七二、六三六	一四六、七八一
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

六四〇	〇八〇	五九〇	八四〇	〇二〇	一五〇	二六〇	〇九〇	五六〇	〇五〇	九二〇	七二〇	一八〇	四〇〇	一九〇	〇二〇	二八〇	〇四〇	〇八〇	六八〇	二一〇	七六〇
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

六	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割
以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下

二	四	一〇	一〇	一三	一〇	六	一	二	一	一	三	七	二〇	二〇	二〇	二二	二六	二一	一七	一六	二三	二〇	三三
---	---	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

二	二	一、	一、	七	八	六	一、	一、	一、	一、	一、	一、	二、	二、	一、	二、	二、	二、	一、	二、	二、	二、	四、
二	二	二〇	〇八	四	三	四	〇三	四	六	五	三	七	三	一	二	二	二	二	五	八	八	一	四
八	六	〇〇	〇〇	五	九	一	七	八	七	五	五	七	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六
七	〇	〇	三	九	〇	九	〇	四	六	七	二	七	九	五	四	三	四	七	〇	八	二	六	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一、	一、	七、	六、	四、	四、	三、	五、	七、	八、	三、	六、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
三	三	〇	二	二	六	四	五	六	二	二	四	八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	一	〇	〇	一	八	五	九	二	二	八	七	六	七	八	九	八	八	八	八	八	八	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

八	八	八	八	八	八	七	七	七	七	七	七	七	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
十	十	十	十	十	十	九	七	六	五	四	三	一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	二	二
割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割
以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下

三 一 二 二 二 四 五 三 二 二 三 三 五 二 六 三 二 五 四 七 七 七

一六二	二〇九	一〇二	一二六	三七八	二八四	二五二	七九	二〇〇	三三二	二五七	一五〇	六二	四七六	二六二	二八〇	三一七	四〇五	七九	五七七	四六七	
八〇〇	五五〇	二七〇	五六〇	〇二〇	三七〇	五一〇	五七〇	六八〇	一一〇	五七〇	四三〇	九六〇	三〇〇	〇五〇	〇〇〇	六五〇	〇五〇	六五〇	一五〇	八三〇	二七〇

一、四一九	一、七六五	八四六	一、〇二五	三、〇〇三	二、二二七	一、九四一	六〇三	一、四八八	二、四四三	一、八六九	一、〇六七	四三一	三、二七三	一、七七三	一、八六九	二、〇七四	二、六二〇	五、〇六七	三、六〇六	二、八八九	
〇〇〇	五〇〇	五〇〇	七二〇	〇〇〇	一〇〇	〇〇〇	二四〇	四五〇	〇六〇	〇〇〇	八七〇	一〇〇	〇〇〇	八六〇	一〇〇	〇〇〇	〇八〇	二四〇	七六〇	八九〇	二九〇

尚、大正十三年度調ニ比シ交付金ニ対スル徴収費用ノ割合一般ニ増加シタルモ、内百割以上ナルモノ著シク増シタル
 八調査ノ方法ニ依ルヘキモ、一面税制整理ノ結果ト一般経費ノ増加シタルモノト思料サル、其ノ局別次ノ如シ

九十九割以下	二	二四二	六七〇	二、三八五	〇〇〇
百割以下	二	四四	四一〇	四四二	六一〇
百三割以下	二	六八	九四〇	七〇七	〇〇〇
百五割以下	一	五二	〇九〇	五四三	〇〇〇
百八割以下	五	二六二	〇七〇	二、八二五	五五〇
百十一割以下	一	八三	五三〇	九二〇	一七〇
百十二割以下	二	九三	一五〇	一、〇四一	六一〇
百十四割以下	二	三四	四二〇	三九一	〇〇〇
百二十四割以下	一	一〇三	九四〇	一、二八八	〇〇〇
百二十九割以下	一	三〇	六九〇	三九五	〇〇〇
百三十二割以下	一	六〇	七八〇	七九七	〇〇〇
百五十四割以下	一	三四	六六〇	五三三	〇〇〇
百六十六割以下	一	三三	四三〇	五五四	〇〇〇
百七十二割以下	一	四九	三八〇	八四七	〇〇〇
百七十二割以下	一	八一	六九〇	一、八三五	〇〇〇
計	一〇、〇一一	二、七三三、六一五	五九〇	四、〇一四、五七四	九五〇

割合別	局名	大阪	札幌	名古屋	広島	計
百三割以下						
百五割以下						
百八割以下						
百十一割以下						
百十二割以下						
百十四割以下						
百二十四割以下						
百二十九割以下						
百三十二割以下						
百五十四割以下						
百六十六割以下						
百七十二割以下						
二百二十五割以下						
計		七	九	二	二	二〇

備考

何レモ離島又ハ交通不便ノ為多額ノ徴收費用ヲ要スルニ、交付金ハ比較的僅少ナルニヨル

以上ノ如ク、市部ト町部又ハ村部トニヨリ交付金ノ徴收費ニ対スル割合ニ差異ヲ生シ不權衡アルハ、其ノ徴收稅額ノ一件当リ金額ニ非常ノ相違アルニ起因スルモノノ如シ、即チ左表ノ如ク市部ニ於テハ告知書一通当リ徴收稅額二、二四二厘ナルニ、町部五、〇二四厘、村部一、九七〇厘ニ過キス、亦告知書一通当リ交付金ハ市部、六五七厘、町部、

一七二厘、村部漸久、〇七九厘ニ過キサルナリ、左表ノ如シ

告知書発付数一通当り徴収税額並交付金額調

税目	市部		町部		村部		計	
	告知書発付数	一通当り税額	告知書発付数	一通当り税額	告知書発付数	一通当り税額	告知書発付数	一通当り税額
所得税	六五、八六〇、〇八八、八三〇 一、六五〇、七八二	△、七四五 △、八九九 △、三九七	二四、五六〇、一六八、〇五〇 一、〇〇五、二五一	△、五八二 △、二、五三六 △、二〇六	一六、六九一、九一五、三三〇 一、〇九七、四二八	△、二四五 △、一、二〇九 △、〇三二	一〇七、一一二、二二二、二〇〇 三、七五三、五一五	△、五三九 △、一八、五三七 △、〇八〇
地租	九、七五五、四九二、〇七〇 一、七一九、五五四	△、一一〇 △、六七三 △、四三三	一〇、二五八、六三一、四〇〇 六、八四四、七八四	△、二四三 △、一、四九一 △、八九五	四六、九一〇、八四〇、九九〇 三、三〇〇、九六四	△、六八九 △、一、四二五 △、九五五	六六、九二四、九六四、〇〇二 四、一五七、四〇二	△、三三七 △、六三二 △、一八三
営業収益税	二、一八五、七九九、三〇〇 六九二、二八八	△、一三八 △、一七、六〇二 △、一六六	七、二二一、七一八、七七〇 四六七、〇四一	△、一六九 △、五、二二九 △、〇五六	四、一三一、一三六、五七〇 三、三三三、七二二	△、〇六二 △、二、一六四 △、〇一〇	二、三、五一九、六五四、六四〇 一、四九三、〇五〇	△、一一九 △、一、五七五 △、〇三二
資本利子税	五、三六四、三三八、〇〇〇 九八七、三三六	△、〇〇六 △、五、四三三 △、〇二四	一、三九七、〇六五、五五〇 七八九、七三三	△、〇〇六 △、三、〇三五 △、〇〇九	二、四九六、四八八、九六〇 一、一五三、三五九	△、〇〇四 △、二、一六四 △、〇三三	一、二、五〇七、九〇三、一〇〇 二、九三〇、〇六八	△、〇〇五 △、三、五〇〇 △、〇〇五
営業税	七、四四一、一七〇 四三九	△、〇〇一 △、一六七、二五五 △、〇〇〇	三、一五七、二八〇 六〇	△、二八〇 △、五、六二二 △、〇〇〇	二、一九七、〇八〇 四九	△、〇〇〇 △、四四八、三八〇 △、〇〇〇	七、九、七七九、五三〇 五四八	△、〇〇〇 △、一四、五八三 △、〇〇〇
計	八八、四二二、四〇〇、一七〇 四一六、一七九九九	△、一一、〇〇〇 △、二、二四二 △、〇〇〇	四、一七四、三八二、〇五〇 八三九六、一〇九	△、一、〇〇〇 △、五、二二四 △、〇〇〇	六八、〇八五、七八八、九二〇 三四、五五六、二七五	△、〇〇〇 △、一、一九七 △、〇〇〇	一九八、六七二、四一一、一四〇 四七、一一四、一八三	△、二二七 △、四、二二七 △、〇〇〇
一 通 当 り 交 付 金	—	、六五七	—	、二七一	、〇七九	—	、一四七	

備考

△印ハ市町村各計ニ対スル徴収税額又ハ告知書発付数ノ割合トス

尚、交付金ハ徴収税額ニ対スル八割六分三厘ナルニ、告知書ニ対スル分一割三分七厘ノ割合ヲ示セリ、市町村ノ国

税徴収ニ要スル費用ハ、税額ノ多少ニヨリ差異ヲ生スルハ勿論ナルモ、其ノ件数ノ多少ニヨリ左右セラルルコト尤モ大ナルヘキニ、件数ニヨル交付金ハ税額ニヨル交付金ヨリ遙ニ低ク、殊ニ大正十三年度ノ実績ニ徴シ、税法改正ノ結果徴収税額ニ対スル分更ニ一分ヲ増シ、告知書ニ対スル分同様ノ減少ヲ来シ、益々不権衡ノ度ヲ加ヘタリ因テ右不権衡ヲ正スニハ、告知書一通当リ交付金ヲ増加シ、税額ニ対スル交付金ノ割合ヲ低下セシムルニアラサレハ都鄙ノ衡平ヲ得ス、此点ニ付テハ相当考慮ヲ要スル所トス

市 部 国 税 徴 収 費 (△印ヲ付シタルハ徴収督励ニ要スル費用ナリ)

局名	事務員費	使丁費	帳簿用紙費	送達費	出張費	納税施設費	其他雑費	計	交付金	交付金對 スル割合
東京	△二四九六六六〇	△一、八四九〇〇	△八五九四五〇	△一六四一五四〇	△六三四六〇〇	△五九七五四〇	△九六三八〇	△一九三、七六七二〇	九三、六六八五〇	、二〇九
大阪	△三二四七五八〇	△一、七五八〇〇	△八七〇〇〇	△三六六六八〇	△五八八八五〇	△五九七五四〇	△九二二八〇	△三五二、〇三〇	九三、六六八五〇	、三三七
札幌	△一、九四八〇九〇	△二、七一九五〇	△六七〇〇	△四七七〇〇	△八、二四〇〇〇	△五、六六六四五〇	△三、九四七三三〇	△八、五五五、四〇〇	七、〇八九五〇	、三九三
仙台	△一、〇〇七八〇	△二、五五四〇	△一、二五八〇〇	△一、〇〇〇〇	△四、四六六〇	△二、〇一七三六〇	△一、一五〇〇〇	△二、九七、九三〇	七、二九四四五〇	、四〇七
名古屋	△八八、〇三三〇	△一、八七〇〇	△三、八八〇〇	△一、九七、一五〇	△一、二、六五、六〇	△一、二、七六、五〇	△四、五七、七五〇	△一、五八、九三六〇	二、六、六四五〇	、四四〇
広島	△八、九〇八五〇	△一、六二八三〇	△一、七四九〇〇	△一、二、九、一五〇	△一、〇〇〇〇	△一、一、五、〇〇〇	△三、三、五〇〇	△九、二、四三三〇	一、四、四、五八三〇	、六五八
熊本	△九、〇四九三〇	△一、三六七四〇	△一、〇四〇〇〇	△一、二、九、一五〇	△一、〇〇〇〇	△一、一、五、〇〇〇	△三、三、五〇〇	△一、九、三、九五〇	二、〇、五、九四二〇	、六六五
計	△三、二、三、八三、七〇	△一、七、三、九、五、八〇	△三、九、七、五、四〇	△五、四、八、五、四〇	△九、四、三、二、四〇	△七、六、二、八、九〇	△四、三、八、二、四〇	△三、七、三、五、〇、二〇	九、〇、〇、〇、〇〇	、三四五

納税デー二関スル件照会

納税思想ノ涵養ヲ図リ納期日ノ勵行ヲ強調セムカ為、一昨年十一月納税デーヲ実施致候処、御配慮ニ依リ極メテ良好ノ結果ヲ得タルコトハ当時御通知致置候通りニ有之候処、客年ハ稀有ノ旱害ニ際会シタル等ノ為、遺憾納税デー実施ノ運ニ至ラサリシモ、本年ハ来ル十月二十三日ヨリ三日間ヲ期シ右実施ノ筈ニ有之、就テハ此際親シク御協議ヲ遂ケ其ノ効果ヲ意義アラシメ度候条、来ル九月二十三日午前十時県庁新館会議室（四階）ニ御参集相煩度

追而、本件ニ付テハ熊本稅務監督局長宛当庁ヨリ照会置候次第モ有之候条、御含迄

職第二二九号

遠賀稅務署長殿

〔熊本本稅務監督局印5・9・20〕

其ノ官ニ対シ本日別途出張命令アリタル処、右ハ来月下旬福岡県下各稅務署及市町村提携ノ上、納税デー実施ニ関シ本月二十三日午前十時県庁新館會議室（四階）ニ於テ關係者一同参集協議会開催シタキ旨、福岡県知事ヨリ照会アリタルニ依リ、同協議会ニ出席セシムル為ナルニ付、其義了知セラルヘシ

（昭59 福岡 21）

〔参考 昭和5年の福岡県納税デーの概況〕

福岡県では全国他府県に魁して納税デーを実施したのであるが、実施に際してまづ之が実施事項を、県に設置の納税奨励事務調査委員会に諮り、更に県内各町村長会長、市稅務課長、熊本稅務監督局經理部長、県内稅務署長等の参

集を求め、これが実施に関する協議会を開き、続いて各郡町村長を集め之が実施に関する協議会を開催し、よくデーの趣旨徹底を図り実行したのであった。

併してデー実施に当つては、各税務署よりは署長以下全吏員、県よりは内務部長、地方・庶務・会計・社会教育の各課長を始め、関係吏員数十名、比較的納税成績不良な町村に出張し、町村当局を鞭撻すると共に、更に県税徴収駐在員（県税徴収の目的の下に県下に駐在せしめおるもの）及県税検査員をして各受持区域の納税督励をさせる等、デーの目的達成に努めたところ、市町村当局及県民の自覚とにより、多大の効果を挙げ得たのである。

然るに其の期間は僅かに三日間であるが、時恰も深刻なる財界の不況に遭遇し、併せて米爾価の惨落に会ひ、之に刺激されて一般に恐慌を來たし、為に県下至る処に納税の減免、或は納税の延期を高唱し、甚しきに至つては不納同盟さへ起すが如き地方もあり、此等の運動は益々瀰漫しやうとし、洵に憂ふべき情勢に陥入つたのであつたが、幸にして各関係者の努力と県民の自覚によつて、一般に此の運動が沈靜に歸し落付を見るに至つた。この効果を見る時、納税デーの実施も、其実施の方法如何によつては、相応の成果を収め得るものと思考せらる。

しからは、如何にして是等のデーを実施したかといへば、前記の実行事項によりたるものであるが、実施に際しては、熊本税務監督局長、県内各税務署長、其他、青年、処女、主婦、戸主会、在郷軍人団等の団休長、並に小、中、女学校長、青年訓練所主事、連隊区司令官、鉄道局長、神職会長、宗教家等あらゆる関係者に対し、知事又は内務・学務の両部長の名を以つて通牒、応援の依頼をし、殆ど幹部の総動員の形で、全県下一斉に納税デーを実施したのであつた。

宣傳ビラ

マ
ー
ク



◇納むる税に輝く施設

(標語)



◇今日の納税
明日迄延すな

(標語)

①十一月二十三日から三日間
本縣で第二回の納税デー!!
が實施せられます。

②納税デーは皆さんに
納税義務を確實に果して頂
く實行日であります

③期限過まで納まらない税金
がありましたら此際納めて
下さい、納税は人の大事な
務でありますから

④御互に踏み、勵まし合ひ、
人としての大らかな務を果し
た後の快感を味ひませう。

福岡縣

デー中各戸に配布せし宣傳ビラ

◆期日たがへず納むる税に人の心の華が咲く (納税標語)

納税者諸君へ!!

納税の義務は兵役の義務、教育の義務と共に、我々國民
として忘るゝことの出来ない、大切なものであります。

税金は國家又は、府縣や市町村等の公共團體が、
國民の公益を増進する爲に、必要な資金であります。
其資金がないと、國家や公共團體が完全な活動ができな
くなつて参ります。だから快く納税の義務を果し、國家
なり公共團體なりの、完全なる活動を期するは、我々の
權利であり責任であると思ひます。

納税組合をつくることは納税を最も樂に済ますことの
出来る良法であります。

納税組合をつくり、日掛をなすとか、月掛をなすとか、
又は納税貯金を實行して置けば、一度に税金を出すこと
が要りませぬし、極く氣安く完納の喜びを味ふことが出
來ます。此際是非とも、納税組合が出来る様御願ひしま
す。

納税デーが来る十一月二十四日から三日間催されま
す。縣民一致して、此の催しに賛同して、此際滞納しな
いやうにさつぱりと税金を納め、今後一入だつて税金の
滞納者を出さない様お互に戒めお互に奮發致しませう。

昭和 年 月 日

福岡縣

◆納税は日掛、月掛、心掛 (納税標語)

納税思想を喚起する方法として、予て懸賞募集一等当選のポスターを二万枚印刷し、市部千戸に対して拾枚、郡部千戸に対して式拾八枚の割に配布し、尚左記の如きビラ五十一万枚を印刷し各戸一枚宛配布し、更に電車内に吊して乗客の取るに任せ、其他下記の如きマークを七拾壹万個作製し、主婦会員全部、小学校児童五年生以上、市町村会議員、区長、納税組合長、小学校職員、市町村役場吏員、電車及自動車の運転手及車掌等にデー期間中佩用させ、或は市町村で納税思想涵養講演会を開催する等、納税思想の涵養に努力したのであつた。

又市町村に於ては、県が示した実行事項によりデーを実行したのであるが、更に市町村の納税成績を向上させ、納税者を自覚させたい一念から、他の奨励方法を講究の上実施したのであつた。其主なるものゝ二三を示せば、

(二) 市部に於ける特種の実行事項

福岡市に於ては、デー期間中相場税務課長以下税務吏員総出勤して、三台の自動車に分乗し市内を巡回宣伝に努めると同時に、町総代、納税組合長、官公衙、会社銀行等を歴訪の上納税督促をなし、夜は市の繁栄地中洲町常設活動写真館において、納税デーに関する字幕を映写しデーの主旨宣伝に努め、デー実施に際しては次の如き計画書を作成して、市有志と協議の上実行した。

福岡市納税デー実施に関する計画書

本県主催の納税デーは、財界不況思想悪化の今日頗る機宜を得たる催なりと信ず。依つて之れが徹底を期する為左案に依り実施せんとす。

一 県より配布を受けた宣伝物

(イ) ポスター 百四十枚

(ロ) 宣伝マーク 三千枚

(ハ) 宣伝ビラ 三万七千枚

二 左記様式の宣伝小ビラ四万枚及挨拶状六百枚を調製すること

「宣伝ビラ様式、挨拶状様式は省略」

三 宣伝方法は左記による

十一月二十日、自動車一台を使用して、宣伝ポスターを全市内枢要の地に普遍的に掲示すること

十一月二十三日、四日、市内を三班に分ち三輛の自動車に分乗し、全市内を巡回宣伝なし、併せて町総代を訪問して、其区域内の戸数に応じたる宣伝小ビラ、及町総代並びに納税組長の数に該当する宣伝マーク、及市より町総代並びに納税組長に宛てた挨拶状の配布を依頼し、かつデーの趣旨徹底方を懇望すること

十一月二十五日、市内を二班に分ち、二輛の自動車に分乗し、各町を巡回し且町総代に挨拶を為し、若し宣伝ビラの配布未済の町は、直に配布を乞ふよう依頼すること

十一月二十六日、前日と同様

四 市調製の宣伝ビラは四日間自動車より街頭に撒布すること

五 自動車の裝飾

自動車の車頭に県の宣伝マークの徽章入り旗二流を交叉し、車の周囲は新モスの白巾に包み黒色にて納税デーの意味を表示せる文字、及福岡県の徽章を入れること、自動車は色モールを以て多少の裝飾をなすこと。

六 十一月二十三日四日の巡回区分左の如し

第一班 博多郡、千代、堅粕方面（五、六、七、八、九、十、十七、十八、十九、二十、の各区）

第二班 住吉、八幡、警固、東中洲区方面（一、九、十三、十四、十五、十六、の各区）

第三班 福岡県、西新、鳥飼方面（二、三、四、十一、十二、一区の一部）

七 十一月二十五日六日の巡回区分左の如し

第一班 那珂川を中心に河東全部

第二班 那珂川を中心に河西全部

八 十一月二十三日より二十六日迄納税デーの宣伝を有意義に徹底する為め、内外勤総動員を為し全市内に納税観念を普及せしむること

九 経費予算

一 金四拾円也 市調製宣伝ビラ四万枚印刷代

一 金参 円也 挨拶状六百枚印刷代

一 金四 円也 自動車裝飾及旗用新モスリン代

一 金拾八円也 自動車裝飾用モール三台分

一 金拾 円也 雑 費

合計金七拾五円也

一〇 市吏員以下、市の使用者には全部宣伝マークを交付すること

一一 小学校生徒にポスターを配布することを各小学校長に依頼するため、自動車班にて序々巡回すること

一二 活動写真に映写

十一月二十四日より三日間、全市内の活動常設館五館に於て、宣伝ビラの如き字幕を映写することに決定し、各館の諒解を得たり

一三 市内両電車内にも宣伝ビラ二万枚を吊り下げ、乗客の取るに任せ宣伝の一助とす

一四 自動車の通行せざる所は徒歩宣伝すること

一五 西新町公会堂に於て、在郷軍人会主催の講演会を利用して、二十六日県の「フィルム」渚の花を映写すること

一六 小学校長に対し児童に対する納税講話を依頼し、尚各寺院の住職に対しても精神的に納税思想の普及を依頼すること

其他戸畑市及小倉市の如きは、特に自転車宣伝隊を組織し、隊員は仮装して管内を巡回、メガホンを以て「今日は納税デーであるから、早く税金を収めて下さい」と市民に呼びかけ、其外門司、八幡、大牟田、久留米、若松市等、夫々大同小異の宣伝方法を定めてデーの趣旨徹底と納税成績の向上に努めた。

(二) 町村に於ける特種の実行事項

町村に於ても、特種の宣伝を實行した処が多く、就中デー中の完納者に対して完納証を与へ、或は復興債券又は福引を抽籤させ、或は小学校児童をして納税奨励の標語を作らせ、或は納税奨励の二輪加、浪花節、芝居を催し、或は村吏員四名、使丁二名が「納税デー」又は「納税は日掛月掛心掛」等の標語を大書した大旗を押し立て、納税奨励の歌を高唱しつゝ太鼓を打ち鳴らし、各部落を巡回宣伝に努め、或は村長以下各吏員が、白地に黒、又は赤地に白の字を染抜て「納税デー」と記した幅四寸・長さ四尺五寸位の布を右肩から左脇に掛け、村内を巡回督励し、或は役場吏員を先頭に小学児童をして旗行列をさせるなど、其市町村の実情に照し、種々なる実施事項を考案実施したところが多かつた。今其二三の例を示せば次のやうなものがある。

宗像郡神湊町では、デー実施に当り、左の如き予定表並に実施要項を考案し、町内各有志と懇談を遂げ実施したの

であるが、町内有志の奮起は勿論、町民の自覚と相俟つて極めて良好の成績を示した。

(宗像郡神湊町)

実施月日	件名	摘	要	備考
十一月十五日	催告状差出	滞納者ニ対シテハ前記宣伝ビラノ末尾該当欄ニ記入催告セリ		
十一月十五日	町印刷宣伝ビラノ配布	各組長ノ手ヲ経テ町内三百六十余戸へ配布		
十一月十五日	内務部長依命、学校各団体宗教家其他ニ協議	内務部長ノ書簡及町長名ヲ以テ、宗教家、学校長、軍人、青年、主婦会、処女会へ	同時ニ町会議員、組合長、其他町又ハ区役職員へ依頼	
十一月十三日	納税趣旨ノ談話	江口区公会堂ニ於テ同伴ノ会合ヲ利用、自午後七時半至八時	役場吏員出張談話	大字江口区 男 五〇 女 二〇
十一月十一日	納税講演会ノ報告	十一月二十二日ノ部参照	上記ノ通り報告済	大字神湊区 男 一〇〇 女 二〇
十一月十一日	県宣伝ポスター掲示	ポスター十枚ハ町役場ノ掲示場ニケ所、及自動車待合所、浴場、理髮所等	町ニテ作製セル小ポスターヲ大ポスターノ下部ニ貼付	
十一月九日	納税デー趣旨ノ談話	大字神湊天神町主婦会例会開催利用	主婦会員出席三〇、町吏員出席	

〔神湊町の納税デーに関する協議事項以下は省略〕

十一月十九日	町会議員、各区长、 组长、各団体長協議 会	午後八時ヨリ町役場ニ於テ納税デーニ関ス ル協議会開催、午後十一時ニ至ル	協議事項ハ左表ノ通
十一月二十日	県印刷宣伝ビラ配布 マークノ配布	各组长ノ手ヲ経テ各戸ニ配布	三百六十枚
同	各组长各団体長ニ督 励ヲ依頼	学校町会議員役場信用組合区长组长等へ、 十一月十九日ノ協議会出席欠席ヲ差別セズ 全部ニ依頼	六百八十二個 同依頼状ハ左ニ添付
十一月廿二日	納税講演会	神湊尋常高等小学校ニ於テ、自午前十一時 至正午 町役場楼上ニ於テ、自午後八時至同九時	講師 片山小学校長
十一月廿四日	宣伝旗行列	小学校生徒納税デー宣伝ノタメ旗行列ヲ行 フ	
十一月廿六日	完納証(桃色)ノ紙 ヲ表口ニ貼付セザル 者ノ調査	各组长及町役場吏員之ニ当リ、未納者ナル トキハ完納方督励セリ	
同	納税組合未加入者ニ 対シ組合加入督励	未加入者三十二名ニ対シ全部加入スル様、 町役場吏員组长之ニ当ル	

137 昭和6年 税制整理準備調査概要 (抄)

(表紙)

昭和六年 税制整理準備調査概要 下巻

大蔵省主税局

第十二章 市町村国税徴収交付金

一 市町村国税徴収交付金ノ改正ニ関スル研究

甲 国税徴収法中改正法律案

国税徴収法中左ノ通改正ス

第五條第二項中「金二錢」ヲ「金三錢」ニ改メ、左ノ但書ヲ加フ

但シ勅令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ、其ノ徴収金額ニ対スル交付金ハ百分ノ二三相当スル金額トス

附 則

本法ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ昭和七年四月一日以前徴収ニ係ルモノニ付テハ、仍従前ノ例ニ依ル

改正理由

現行法ニ於ケル市町村交付金ハ、市町村共一律ノ割合ニ依ル金額ヲ其ノ市町村ニ交付スルコトトナリ居リ、其ノ交付金総額ニ於テハ裕ニ国税徴収ノ費用ヲ償フテ余リアリト雖モ、之ヲ大都市ト其ノ他ノ市町村トニ区分シテ見ルトキハ、交付金ト徴収費用トノ割合著シク不公平ニシテ、大都市ハ其ノ交付金ニ依リ徴収費用ヲ償フテ尚多額ノ剰余ヲ見ルニ

不拘、其ノ他ノ市町村ハ概シテ不足ヲ告ケ之ヲ負担セサルヘカラサルノ状態ニ在リ、是レ現行ニ於ケル交付金ハ納税告知書ニ対スルモノヨリモ税額ニ対スルモノ遥ニ多キ為メ、納税告知書一通当リノ税額ノ多少ニ依リ其ノ受クル交付金ニ差等ヲ生スルト、一面国税徴収費用ハ税額ノ多少ニヨリ差異アリト雖モ、其ノ件数ノ多少ニ依リ之ヲ異ニスルモノナレハ、從テ納税告知書一通当リ税額ノ大ナル大都市ニ在リテハ、交付金ノ割合ニ比シ徴収費用ヲ要セサルニ、納税告知書一通当リ税額寡少ナル其ノ他ノ市町村ニ在リテハ、交付金ノ割合ニ比シ多クノ徴収費用ヲ要スルノ結果ニ外ナラス、殊ニ将来地租法其ノ他税法ノ改廢ニ伴ヒ、大都市ト其ノ他ノ市町村トハ益々其ノ懸隔甚タシキヲ加フルニ至ル

斯クテハ国税徴収ノ費用トシテ交付スル交付金制度ニ相反シ、不都合ト謂ハサルヘカラサルニ依リ、今回之カ制度ノ趣旨ニ鑑ミ斯ル弊ヲ矯ムルト共ニ、大都市ニ於ケル交付金ノ余剰ヲ以テ其ノ他ノ市町村ニ於ケル徴収費用ノ不足ニ充テシムル為メ、現行法ヲ改正シ徴収金額ニ対シ百分ノ三ニ相当スル金額トアルヲ、別ニ定ムル市ニ限り之ヲ百分ノ二ニ相当スル金額トシ、又納税告知書ニ対シ一通ニ付金ニ錢トアルヲ、金三錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ市町村ニ交付スルコトトシ、以テ大都市ト其ノ他ノ市町村ニ於ケル交付金ト徴収費用トノ割合ヲ接近セシメ、彼是衡平ヲ得セシメトスルニアリ

乙 勅令案

(国税徴収法第五條第二項但書ニ依ル市ハ、大体人口十万以上ノ大都市ヲ目標トシ之ヲ定ムルコト)
国税徴収法第五條第二項但書ニ依ル市、左ノ如ク之ヲ定ム

東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、堺市、川崎市、長崎市、佐世保市、新潟市、静岡市、浜松市、仙台市、金沢市、岡山市、広島市、呉市、和歌山市、福岡市、八幡市、門司市、熊本市、鹿児島市、札幌市、小樽市、

函館市

参考資料

一 市町村国税徴収交付金改正沿革調（昭和六年一〇月九日）

国税徴収法明治二十二年法律第九号

第二条 市町村ハ其市町村内ノ地租ヲ徴収シ、之ヲ金庫ニ納付スルノ義務アルモノトス

前項ノ事務ニ関スル費用ハ市町村ノ負担トス

〔第三条「脱落カ」〕

（明治二十二年四月一日ヨリ施行）

国税徴収法明治三十年法律第二十一号

第五条 市町村ハ其市町村ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル国税ヲ徴収シ、其ノ税金ヲ国庫ニ送付スルノ責任アルモノ

トス

前項地租徴収ノ費用ハ其ノ市町村ノ負担トシ、其ノ他ノ国税ハ其ノ徴収金額百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

（明治三十年七月一日ヨリ施行）

国税徴収法中改正明治四十四年法律第三十七号

第五条第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項徴収ノ費用トシテ、地租ニ対シテハ其ノ徴収金額ノ千分ノ七、其ノ他ノ国税ニ対シテハ其ノ徴収金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

(明治四十四年度分ヨリ施行)

国税徴収法中改正大正三年法律第十二号

第五条第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項徴収ノ費用トシテ、其ノ徴収金額百分ノ三ニ相当スル金額、及納税告知書一通ニ付金二銭ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ市町村ニ交付ス

(大正三年四月一日ヨリ施行ス)

参考計表

一 人口十万以上ノ市ニ於ケル交付金調(昭和三年度実績ニ依ル)

市名	徴収税額 納税告知書数	交付金	改正交付金	差引増△減	国税徴収費用	現行		現行交付金ニ対スル 徴収費用ノ割合	改正交付金ノ割合
						交付金ニ対スル	改正交付金ニ対スル		
東 京 市	二五、六四六、一四三、二〇〇 通 錢	七、七九四、七八二、二二〇 錢	五、二八〇、七七二、二四〇 錢	△二、五二一、四〇九、九七七 錢	一〇〇、七二七、一九〇	、二九	、一九〇	、三三三	、三三三
京 都 市 (伏見市ヲ含ム)	六、一四三、一四五、八〇〇 二、三三三、三三九	一、八八、七四〇、九一〇	一、二九五、三三、七八〇	△五九、二〇八、一三三	三九、九〇四、〇〇〇	、二二	、三〇八	、三〇八	、三三三
大 阪 市	一、七、七四三、四二〇、七二二 五、二二、五二五	五、四二、一五三、九一〇	三、七〇〇、三三四、一六〇	△一、七二二、二九八、七四四	一、六九、六八四、二二五	、三三二	、四五八	、三三二	、三二七

横 浜 市	二、一六一、一三〇、五 一三〇、一六九	六七、四三六、七六	四七、二七三三	二〇、三〇九、四三	四五、八五〇〇	、六七九	、九七二	、三〇一
神 戸 市	五、二六七、五、四五 一六九、五七三	一五九、八九三、九九	一〇九、四三二、二二	五〇、四七一、七八	三九九、三八〇〇	、二四九	、三六四	、三一五
名 古 屋 市	三、八八八、四三〇、五三 一五六、八四六	一二二、七八九、八三	八五、四七三、九九	三六、三二五、八四	三六、八二七、九二	、三〇二	、四三〇	、二九八
堺 市	五九一、一八一、二三 三三三、四三三	一八、四〇四、一三	二二、八二六、六七	五、五七七、四六	一一、五八〇、九〇	、六二九	、九〇二	、三〇三
川 崎 市	一五六、五七二、九六 二二、四三三	五、一一五、八二	三、七七四、四一	一、三五、四一	四四、二九〇〇	、八六三	、一、三三二	、二六四
長 崎 市	七五一、九〇一、二〇 五二、七三三	一三三、六一、六七	一六六、一九九八	六、九九一、六九	一一、五五三、〇〇	、四八九	、六九五	、二九六
佐 世 保 市	二五八、四六七、二二 三四、一七七	八、四三七、五五	六、一九四、六五	二、二四、九〇	一〇、六一三、一三	、一、二五七	、一、七二三	、二六五
新 潟 市	四八八、二七、四六 二八、二二	一五、二〇八、九三	一〇、六〇七、九七	四、六〇〇、九六	四六、一八、六九	、三〇三	、四三五	、三〇二
静 岡 市	五三三、六五、〇四 四一、四八六	一六、五三九、二二	一一、七二七、六〇	四、八二二、六二	四、二五二、〇〇	、二五七	、三六二	、二九一
浜 松 市	二九一、六一三、七九 三三〇、六八	九、四三九、七七	六、八四四、三二	二、五九五、四六	六、九三六、八七	、七三四	、一、〇二三	、二七四
仙 台 市	五七三、六一八、四五 五四、七五四	一八、三〇三、九三	一三、一一五、一八	五、一八八、七五	四、七五六、〇〇	、二五九	、四三八	、二八三
金 沢 市	四八〇、六四七、九六 六八、四〇四	一五、七八七、五一	一一、六六五、〇七	四、一一二、四四	一〇、九二七、〇〇	、六九二	、九三六	、二六一
岡 山 市	六三四、〇一五、七九 五三三、八八	二〇、〇八八、二二	一四、二八一、九五	五、九〇六、二七	一三、一三三、〇〇	、六五八	、九二六	、二八九
広 島 市	一、一一七、七三三、九五 八七、四〇八	三五、二八〇、一七	二四、九七六、九一	一〇、三〇三、二六	一五、三六三、〇〇	、四三五	、六一五	、二九二

吳市	三六四、七四五、五二 五〇、一、一五	一一、九四四、六六	八、七九八、三六	△	三、二四六、三〇	八、六二九、〇〇	、七三二	、九八〇	、二六三
和歌山市	六三四、〇五、六七 三五、三三四	一九、七七八、〇二	一三、七四〇、七五	△	五、九八七、八〇	一六、二〇九、八〇	、八二一	、一、一七九	、三〇三
福岡市	九二四、一二、四九 八四、六〇四	二九、四一五、七二	二一、〇二〇、五四	△	八、三九五、一八	一六、二九六、二〇	、五五三	、七七五	、二八五
八幡市	二五五、九八六、二四 三七、〇三〇	八、四二〇、一八	六、三三〇、六二	△	二、一八九、五六	二、二九六、八五	、一、五四〇	、二、〇八一	、二六〇
門司市	三八一、〇四六、七一 二八八、六四	二、〇〇八、六七	八、四八六、八五	△	三、五二二、八二	七、五七五、七〇	、六三〇	、八九二	、二九三
熊本市	九二、七五二、一〇 五七、四六三	二八、五三一、八二	一九、九七八、九三	△	八、五五二、八九	一三、一〇八、二〇	、四五九	、六五五	、二九九
鹿児島市	六〇九、二九五、七一 三四、〇三五	一八、九五九、五六	一三、二〇六、九六	△	五、七五二、六〇	九、二三五、〇〇	、四八七	、六九九	、三〇三
札幌市	六三五、二五九、一二 三二、七五六	一九、七二二、八八	一三、六八七、八六	△	六、〇三五、〇二	四、四六四、〇〇	、二二六	、三二六	、二〇四
小樽市	六三一、二九〇、〇九 二四、三三五	一九、四二五、三九	一三、三五五、八五	△	六、〇六九、五四	三、六九〇、〇〇	、一八九	、二七六	、二〇九
函館市	六九七、六三五、七六 三〇、九七二	二二、五四八、五〇	一四、八八一、八七	△	六、六六六、六三	七、二三〇、〇〇	、三三五	、四八五	、三〇九
計 (二十七市分)	七、七二二、八二〇、二二 二、七二〇、四九一	二、一三五、七九三、九二	一、五三五、八七一、〇〇	△	六、九九九、九二、九二	六、三〇五、七二、三五	、二八二	、四一〇	、三二二
其ノ他ノ市	一五、六九九、四一九、九六 一、四四一、三〇八	四九九、八〇七、九八	五、四二二、八三	△	一四、四一三、八五	三、三、四八七、四一	、六二七	、六〇九	、〇二八
町部	四二、一七四、三八二、〇五 八三、九六一、〇〇九	一、四三三、一三五、八一	一、五一七、〇九六、九〇	△	八三、九六一、〇九	一、五二三、四五四、六四	、一、〇六三	、一、〇〇四	、〇五八
村部	六八、〇八五、七八八、九二 三四、五五六、二七五	二、七三三、六一五、五九	三、〇七九、一七八、三四	△	三四五、五六二、七五	四、〇二四、五七四、九六	、一、四六八	、一、三〇三	増歩合 、一二六

合	計	一九八、六七二、四二一、二四 四七、二四、八三	六、九〇三、三五三、三〇	六、六四六、三六八、〇七	△二五五、九八五、二三	六、四八二、〇八九、三六	、九二九	、九七五	減歩合 、〇四二
---	---	----------------------------	--------------	--------------	-------------	--------------	------	------	-------------

備考

改正

徴収金額百分ノ二(大都市)

同 百分ノ三(其他ノ市町村)

納税告知書一通二付 金三銭

二 納税告知書一通当税額及交付金額調

町 部	市 部 計	其 ノ 市 部 他	大 都 市	区 分	
				大 正 十 三 年 度	昭 和 三 年 度
				徴 収 税 額	徴 収 税 額
				告 知 書 数	告 知 書 数
				税 一 通 当 額	税 一 通 当 額
				交 付 金	交 付 金
				円	円
				円	円

三 徴収税額百円当及納税告知書一通当徴収費調

市町村部計	村部
二四五、八四九、六一二 六三、七八三、一九五	八八、六七六、四六四 四九、一八八、五一九
三、八五四	一、八〇二
、一三五	、〇七四
一九八、六七二、四一一 四七、一一四、一八三	六八、〇八五、七八九 三四、五五六、二七五
四、二二七	一、九七〇
、一四七	、〇七九

区分	大正十三年度				昭和三年度			
	徴収税額 告知書数	徴収費 円	費用 百円当 円	一通当 費用 円	徴収税額 告知書数	徴収費用 円	費用 百円当 円	一通当 費用 円
大都市	八七、六三一、一〇一 三、一六六、六五四	四六九、九五五 円	、五三六	、一四八	七二、七二二、八二〇 二、七二〇、四九一	六三〇、五七二 円	、八六七	、一三二
其他市部	一九、七〇七、二二一 一、六七一、一〇七	二七九、三二五	、四一七	、一六七	一五、六九九、四二〇 一、四四一、三〇八	三三三、四八八	、九九六	、二二七
市部計	一〇七、三三九、一三二 四、八三七、七六一	七四九、二七〇	、六九八	、一五四	八八、四一二、二四〇 四、一六一、七九九	九四四、〇六〇	、〇六七	、三三六
町部	四九、八三三、九二四 九、七五六、九一五	一、三四〇、九二五	、二六九〇	、一三七	四二、一七四、三八二 八、三九六、一〇九	一、五三三、四五四	三、六二二	、一八一
村部	八八、六七六、四六四 四九、一八八、五一九	四、〇八四、八八六	四六〇六	、〇八三	六八、〇八五、七八九 三四、五五六、二七五	四、〇一四、五七五	五、八九六	、二二六

市町村部計	二四五、八四九、六二二 六三、七八三、一九五	六、二七五、〇八一	二、五二一	、〇九六	一九八、六七二、四一一 四七、一一四、一八三	六、四八二、〇八九	三、二六二	、一三七
-------	---------------------------	-----------	-------	------	---------------------------	-----------	-------	------

四 納税告知書一通当交付金及徴収費用比較表 (昭和三年度実績ニ依ル)

区分	現			改			正		
	一 通 当 交 付 金	一 通 当 費 用	差 引 不 足	一 通 当 交 付 金	一 通 当 費 用	差 引 不 足	差 引	差 引	
大 都 市	円 、八二一	円 、二二二	円 、五九〇	円 、五六四	円 、二二二	円 、三三三	円 、二五七	円 、〇〇七	
其 他 ノ 市 部	、三四九	、二二七	、一三二	、三五六	、二二七	、一三九	、〇〇七	、〇〇七	
市 部 計	、六五七	、二二六	、四三二	、四九二	、二二六	、二六六	、一六五	、一六五	
町 部	、一七一	、一八一	△、〇一〇	、一八一	、一八一	—	、〇一〇	、〇一〇	
村 部	、〇七九	、一一六	△、〇三七	、〇八九	、一一六	△、〇二七	、〇一〇	、〇一〇	
市 町 村 部 計	、一四七	、一三七	、〇一〇	、一四一	、一三七	、〇〇四	△、〇〇六	△、〇〇六	

五 大都市人口調

市 名	昭和五年十月一日 国勢調査人口	昭和六年十月一日 推計人口	摘 要
--------	--------------------	------------------	--------

新 潟 市	佐 世 保 市	長 崎 市	川 崎 市	堺 市	名 古 屋 市	神 戸 市	横 浜 市	大 阪 市	京 都 市	東 京 市
一二五、一〇八 四六八	一三三、一七四 一三三、三五九	二〇四、六二六 二〇四	一〇四、三五一	一二〇、三四八 三、一三三	九〇七、四〇四 四、七六二	七八七、六一六 一、六〇一	六二〇、三〇六 八一六	二、四五三、五七三 四、一九六	七九六、六八三 四二七	二、〇七〇、九一三 一三、四九二
一二八、二〇〇	一三七、五〇〇	二〇七、七〇〇	一一〇、一〇〇	一二二、五〇〇	九三四、四〇〇	八〇三、八〇〇	六四〇、八〇〇	二、五一九、五〇〇	九七六、九〇〇	二、〇八五、六〇〇

門 司 市	八 幡 市	福 岡 市	和 歌 山 市	吳 市	広 島 市	岡 山 市	金 沢 市	仙 台 市	浜 松 市	静 岡 市
-------------	-------------	-------------	------------------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

一〇八、一三〇
 一六八、二二七
 二二八、二八九
 二、八二三
 一、三二八
 一二七、四四四
 一九〇、二八二
 二、三、七、七、三
 二七〇、四一七
 五、七、四、七
 一三九、二二三
 二、六、四、六
 一五七、三一
 三、九、四、三
 一九〇、一八〇
 四、六、三、二
 一〇九、四七八
 一、〇、一、一
 一三六、四八一
 一、九九〇

一〇九、九〇〇
 一七六、一〇〇
 一三五、五〇〇
 一一九、二〇〇
 一九四、四〇〇
 二七六、六〇〇
 一五一、六〇〇
 一五九、二〇〇
 一九七、〇〇〇
 一一二、八〇〇
 一三九、五〇〇

熊本市	鹿児島市	札幌市	小樽市	函館市	計	総人口ニ対スル割合	其ノ他ノ市	市部計	郡部計	合計
-----	------	-----	-----	-----	---	-----------	-------	-----	-----	----

一六四、四六〇	一三七、二三六	一六八、五七六	一四四、八八七	一九七、二五二	一〇、九五一、九六四	、一六九	、一六九	、一六九	六四、四五〇、〇〇五	二六九、四一三
---------	---------	---------	---------	---------	------------	------	------	------	------------	---------

一七二、五〇〇	一三九、七〇〇	一七三、二〇〇	一四六、九〇〇	二〇三、七〇〇	一一、三七四、八〇〇	、一七四	、一七四	、一七四	一六、〇二七、二〇〇	四九、三三九、三〇〇	六五、三六六、五〇〇
---------	---------	---------	---------	---------	------------	------	------	------	------------	------------	------------

											総人口ニ対スル割合
											、七五五
											、二四五
											、〇七一

	外	推計人口十万以上ノ市
横須賀市	一一〇、三〇一 二六、二八八	一一三、〇〇〇
岐阜市	九〇、一一三	一〇〇、五〇〇
豊橋市	九八、五五五 一、七二七	一〇一、七〇〇

備考

国勢調査人口左傍ハ現在人口中部隊、艦船及刑務所内ニ在リタル人口ナリ

(平 10 本校 1861)

138 昭和7年7月 税務監督局長会議における大蔵大臣訓示

昭和七年七月十三日

東京税務監督局長印

税務署長殿

六月下旬開催セラレタル税務監督局長会議ニ於テ、別紙ノ通大蔵大臣ヨリ訓示アリタルニ付、克ク其ノ趣旨ヲ体シ遺憾ナキヲ期セラレ度、殊ニ租税ノ滞納処分ニ就テハ現下経済界ノ状勢ト民心ノ趨向ヲ察シ、相当考慮ヲ要スト認ムル

カ故ニ、実情ニ即シ適宜ノ措置ヲ講シ円満ナル執行ヲ為スコトニ留意セラルヘシ
右通牒ス

税務監督局長會議ニ於ケル高橋大蔵大臣訓示（昭和七年六月二十七日）

本日ヨリ税務監督局長會議ヲ開クニ当リマシテ、一言所見ヲ申述ベタイト存ジマス。

我国ノ經濟界ハ御承知ノ如ク數年來不況ヲ続ケ来リマシテ、未ダ回復ノ域ニ達シマセヌコトハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザル
次第デアリマスガ、斯ノ如キ場合ニ於テハ稅務行政ノ執行モ甚ダ困難ナルコトハ申ス迄モナイ所デアリマス。然ルニ
モ拘ラズ幸ニ今日迄大体ニ於テ適正円満ナル執行ヲ見、良好ナル成績ヲ挙ゲツツアルコトハ、諸君ノ施策其ノ宜シキ
ヲ得タル結果デアリマシテ、此ノ機會ニ於テ厚ク謝意ヲ表スル次第デアリマス。

今日ノ經濟界ノ不況ハ世界ノ大勢トハ申シナガラ、相当深刻ナルモノガアリマシテ、延テハ一般ノ思想上ニモ種々
ナル悪影響ヲ及ボスノ虞サヘ見エルノデアリマスカラ、国民ノ利害休戚ニ直接至大ノ關係ヲ有スル稅務行政ノ如キハ、
其ノ執行上ニ於テ特ニ慎重ナル注意ヲ要スルコトト考ヘマス、諸君モ固ヨリ此等ノ点ニ注意ヲ払ハレツツアルコトト
ハ存ジマスガ、将来更ニ一層ノ注意ヲ以テ適切ナル課稅ノ遂行ヲ期セラレムコトヲ望ミマス。

近来問題トナリツツアル所謂農村救濟策ニ関シテハ、其ノ対策ヲ講ズベキ範圍ハ甚ダ広汎デアリマシテ、租稅ノ制
度並ニ稅務執行上ニ於テモ考究ヲ要スベキ点ガ多カラウト考ヘマス。唯其ノ措置宜シキヲ得ザルニ於テハ、却テ将来
ニ禍根ヲ残シ、或ハ徒ニ国民ノ依頼心ヲ助長セシムルガ如キ弊害ヲ生ズル虞モアルノデアリマスカラ、全局ノ觀察ヲ
誤ルコトナク、独リ農村ノ問題ノミナラズ、一般ノ負担ニ関シテモ広ク十分ナル研究ヲ為スコトニ努メラレムコトヲ
希望致シマス。

官規ノ振肅ニ付テハ、諸君ニ於テモ一段ノ注意ヲ払ハレツツアルコトヲ承知致シテ居ルノデアリマスカラ、此ノ際

多クヲ申シ上ゲマセヌガ、近時ノ世相ニ鑑ミ特ニ深甚ノ注意ヲ払フノ必要ヲ感ジマスルノデ、将来特ニ部下ノ吏僚ヲ戒メ、其ノ責任ノ重大ナルコトヲ自覺セシムルト共ニ、不正事件ノ根絶ヲ期セラレンコトヲ切望シテ已マナイ次第デアリマス。

次ニ国有財産事務ニ付テハ、国有財産法ガ施行セラレテカラ滿十ヶ年ヲ経過致シマシタ。此ノ間本法ガ極メテ公正且田滿ニ執行セラレ、而カモ多額ノ収入ヲ挙ゲ国家財政ヲ援助スルト共ニ、国民經濟ニ貢獻シ得マシタコトハ欣快ニ堪ヘナイ処デアリマス。之一ニ諸君並關係職員一同ノ努力ノ結果デアリマシテ、深ク其ノ勞ヲ多トスル次第デアリマス、尚最近ニ於ケル一般經濟界不況ノ影響ヲ受ケ、雜種財産ノ処分ノ如キモ今後益々困難ヲ加フルコトト存ジマスガ、諸君ニ於テモ一層御尽力ノ上、所期ノ成績ヲ挙ゲラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

尚諮問事項ニ付キマシテハ、夫レ夫レ關係局部長ヨリ説明致サセマスカラ、腹藏ナク意見ヲ開陳セラレムコトヲ望ミマス

(昭56 東京 2331)

139 昭和8年6月 納税施設並稅務協議會に関する件

納税施設並稅務協議會ニ關スル件 (昭和八年六月 経第三二四九号本「東京」局長通牒)

納稅組合ノ設立普及方ニ關シテハ、六月五日付経第二九〇九号ヲ以テ通牒致置候処、更ニ各事項ニ互リ別紙ノ通及通牒候条、了知ノ上相当施設相成度、尚適宜稅務協議會ヲ開催充分協議相成度

右及通牒候也

追而、左記事項了知相成度

左記

- 一 稅務協議會開催五日前二日時、場所、出席見込人員、協議事項ノ大要ヲ申報スルコト
- 二 協議會終了後ハ一週間内ニ協議事項ヲ添へ、其ノ狀況及結果ヲ申報スルコト
- 三 稅務協議會当日本局員ノ派遣ヲ希望スル向ハ、第一項ノ申報ニ際シ予メ稟申スルコト

(別紙)

第一 市区町村ト協議スヘキ事項

- 一 市区町村稅務協議會ニ於テハ、稅務各般ニ互リ協議ヲ重ヌルコト勿論ナルモ、特ニ此際納稅組合創設等ニ関シ具體的計畫ト之カ実行方ヲ協議セラルルコト

二 納稅組合ニ対スル奨励規程制定方ノ件

納稅組合ノ設立普及發達ヲ期スルニハ、市区町村ヲシテ適當ノ奨励規程ヲ設ケ、之ヲ奨励セシムルノ必要アリ、故ニ之カ未設ノ市区町村ニ対シテハ、可成制定セシムル様相当協議ヲ遂クルコト

三 納稅組合奨励費、其ノ他納稅施設改善費ノ予算計上方ニ関スル件

市区町村ヲシテ納稅改善費ヲ予算ニ適當計上セシメ有効ナル運用ヲ為サシムルコトハ、納稅組合創設等ニ関シ極めて重要ナルモノト認ム、然ルニ之カ計上額少ク、甚シキハ納稅成績不良ナルニ拘ラス之ヲ放任シ置ク向尠ナシトセス、納稅組合其ノ他ノ活動ノ原動力ハ固ヨリ組合員各自ノ納稅道義心及崇高ナル犠牲的精神ニ存スヘシト雖、之カ發露、發展、伸張ニ付テハ實際ニ於テ物質的支持ヲ必要トスヘシ

然レトモ目下各市区町村ノ財政ハ諸種ノ事情ニ因リ相当窮迫セル折柄ナルヲ以テ、納税施設費ヲ予算ニ計上セシムルニ付テハ相当困難ナルヘキモ、可成此種予算ノ計上ヲ協議スルコト

四 既設納税組合ヲ益々發達改善方ノ件

納税組合ニシテ実行ノ伴ハサルモノ又ハ弊害アルモノニ付テハ、其ノ原因理由ニ応シ適當ノ方法ヲ講スルコト

五 納税組合並個人功勞者表彰ニ関スル件

成績優秀ナル納税組合又ハ納税ニ関スル功勞者等ハ、相当表彰ノ方法ヲ講スルコト

六 稅務協議會等ニ於テ市区町村吏員表彰ニ関スル件

市区町村連合會等ニ於テ適當ナル規約ヲ作り、相互ニ若クハ稅務署長名ヲ以テ市区町村吏員ヲ表彰又ハ金品贈呈等ノ施設ヲナシ居ル向アリ、如斯ハ複雑多岐ニ渉ル稅務事務ニ従事スル者ノ功績ヲ賞シ、併セテ各般事務ノ能率増進ヲ図ラシムル上ニ於テ最モ有益ナル施設ト認メラルルニ付、未設市区町村ニ對シテハ之カ実行方協議スルコト

七 既設納税組合中地方稅ノミノ組合ニ付國稅ヲ加入セシムルノ件

納税組合ノ大部分ハ國稅、地方稅ヲ通シ組織シ居ルモ、中ニハ地方稅ノミノ組合アリテ毫モ國稅ヲ省ミサルモノアリ、斯クテハ國稅觀念ノ弛緩カ懸テ地方稅觀念ノ弛緩トモナルノ虞アリテ遺憾ノ點アリト認メラルルニ付、万一カカル組合アリタル場合ハ適當ニ誘導シ國稅ヲモ加入スル様尽力方協議スルコト

第二 実行上ニ関スル事項

一 稅務協議會ニ於テ各市区町村理事者等ヲシテ納税組合ノ必要有効ナルコトヲ了解セシムルハ勿論ナルモ、之カ実行方法迄協定スルハ恐ラク困難ナルヘキヲ以テ、稅務署長ハ會議當日ノ狀況ニ照シ後日新設氣配ヲ認メラルル区

域ヨリ順次計画セラルヘキコト

但シ、市区町村ト協力シ大体ノ事務ハ市区町村ニ任セルコト

二 納税組合ノ組織ニ付テハ其ノ方法多クアリト雖、其ノ機能及長所、短所ハ地方々々ニ依リ異ニス

仍テ陸海軍人、銀行、会社、官公署等ニ対シテ八月掛納税貯金組合、商業地帯ニハ日掛、地方農村ニハ隨時貯金組合又ハ取纏メ組合ノ如ク、即チ各納税者ニ適応シタル組合ノ組織ヲナサシムルコト

三 其ノ他納税組合ノ新設方ニ関シテハ、曩ニ送付シタル「納税組合ノ指導ニ就テ」著書並不日当局編纂ニ係ル「納税組合ノ解説ト其ノ設立方法」ナル「パンフレット」ヲ送付スヘキニ付、是等ヲ参照セラレ度

第三 納税組合ト併セ実行スヘキ諸施設

一 納税組合ノ設立普及ヲ図ルト共ニ、納税施設改善ニ努ムルハ目下ノ緊要事ナリトス、今各地ノ事例ヲ左ニ列挙シ之ヲ参考ニ供スヘキヲ以テ、各其ノ地ニ適応セル施設ヲ試ミ両者相俟テ納税成績ノ昂上ヲ期セラレ度

イ 各種組合ヲ利用スル納税貯金奨励

ロ 各納期ニ吏員ノ一部又ハ小使等ノ出張徴収

ハ 青年会、在郷軍人会、区長、伍長、総代等利用徴収奨励

ニ 指定納期経過後未納者ニ相当念入ノ注意書配付

ホ 市町村及区其ノ他掲示場ニ納税注意ノ公示

ヘ 小学児童ヲ通シ納期日、税目等家庭ニ通知方法

ト 滞納常習者ニ個々面談、並之ヲ集合ノ上納税上ノ注意喚起

チ 税ニ関スル「パンフレット」配付

リ 徴税令書ノ欄外余白ニ翌月分納税期、税目又ハ其ノ他ノ注意掲記

又 市町村会議員、区長、有力者等ノ協議会開催

ル 納税ニ関スル講演会開催

ヲ 同 活動写真等利用

ワ 青年会又ハ補習生等ノ夜学ニ於ケル税ノ公民教育

カ 地方新聞紙上ニ納税記事掲載

ヨ 納税思想涵養ノ為小学校、中学校生徒等ニ対シ納税講話

タ 同上生徒ノ納税作品（標語、ポスター、作文）等募集

第四 準備的調査事項

納税組合ノ普及並納税施設上参考ニ供スル為、左記事項ヲ調査シ置クコト

区長其ノ他団体ニ対スル調

		市町村名
		市区町 村議員 及各種 委員數
		男女中 等学校 並補習 学校數 及生徒 數
		小学校 並尋 常五年 以上ノ 児童數
		青年会 処女会 等ノ人 員
		在郷軍 人消費 等ノ関 係人員
		以上ニ 該セ サル各 種団体 及見 込人員
		納税組 合數及 加入者 人員
		市区町 内ニ アル掲 示場數
		人員ノ 總合計

備考

本件八年一回調査シ置キ参考ニスルコト

第五 其ノ他留意スヘキ事項

一 納税組合創設等ニ関スル協議事項以外ニ、左記事項留意スルコト

イ 市区町村トノ連絡ヲ保持シ徴収成績ノ昂上ヲ期スルニハ、是等理事者等ト相提携以テ緊密ナラシムルト共

ニ、市区町村ヨリ提出シ来ル諸般ノ稅務關係事務ハ急速ニ処理シ、常ニ好感ヲ与ヘ置クコト

ロ 稅務協議會以外ニ市区町村吏員、府県吏員等ニテ組織セル財務協議會又ハ自治研究会、其ノ他市町村長會、

農會、教育會等會同ノ機會ニハ努メテ出席シ、納税組合創設等ニ関スル事項ノ普及ニ努ムルコト

ハ 納税組合並納稅諸施設ノ実行等ニ当リテハ、府県庁又ハ財務出張所等トモ協力スルノ要アリト認ムルヲ以テ、

此点留意ノコト

ニ 納税成績ノ特ニ不良ナル市区町村ニハ、往々理事者ノ不熱誠ニ基因スルモノアリ、故ニ之カ矯正方ニ関シテ

ハ其ノ原因ヲ充分調査シ改善ノ策ヲ講スルコト

ホ 納税組合ノ設立普及ノ結果、課税上ニ動モスレハ悪影響ヲ招来スルコトアリ、殊ニ団体的行動ノ悪弊アリタ

ル実例アリシヲ以テ、此点充分留意シ、カカルコトナキ様相当配意ノコト

以上

(昭53 東京 102)

140 昭和8年11月 納税宣伝普及に関する件

昭和八年十一月九日

動橋村長殿

小松稅務署長印

納税宣伝普及ニ関スル件

鹿児島県日置郡東市来村湯之元

講師 佐藤精宏

右ノ者精神作興納税奨励並ニ通俗教育普及ノ為メ、孝子木村由松ノ納税美談ヲ浪花節并琵琶ヲ以テ演奏シ各地ヲ巡回中ノモノニシテ、最近金沢稅務署管内町村ノ巡回ヲ終リ、同稅務署ノ紹介ニ依リ今回當署へ出頭、管内町村へ斡旋方依頼越候ニ就テハ、納税思想ノ普及涵養上相当効果アルモノト被認候ニ付テハ、貴町村ニ於テ右御希望有之候ハ、左記御了知ノ上、本月十五日迄ニ當署へ（日時并開催場所等記入ノ上）御申出相成候様致度、此段得貴意候也
追而、御希望無之候時ハ、乍御手数教其旨右期日迄ニ御通知ヲ得度申添候

記

- 一 奨励方法ハ浪花節并琵琶ヲ以テ夜間演奏ス、此所要時間約二時間乃至三時間（二人出演）
- 一 講師ニ対スル謝礼約十円程度

但シ、宿泊ノ場合ハ多少増加スルヤモ難計、尚同一町村ニ於テ二日以上ニ亘リ演奏スル場合ハ、相当勉強スル筈（主トシテ夜間一般民衆ニ対シ演奏シ、尚ホ希望ニ依リ昼間小学校児童ニ対シ聴取セシムルモノトス）、但小学校児童ニ対スル分ハ別ニ謝礼ヲ要セス

一 開催場所ハ可成小学校、公会堂、其他一般ノ集合場等（劇場ヲ除ク）ヲ選定セラレタキコト

一 開催申出期日ガ他町村ト重複スル時ハ、当署ヨリ電話又ハ其他便宜ノ方法ニ依リ、之方期日ニ付更ニ協議決定ノ見込

以 上

昭和八年十一月三十日

小松稅務署長 印

動橋村長殿

納稅宣傳普及ニ関スル件

本月九日付ヲ以テ、精神作興納稅奨励並通俗教育普及ノ為メ、孝子木村由松ノ納稅美談ヲ浪花節并琵琶ヲ以テ演奏方ニ関シ照会ニ及置候処、其後申込モ漸次増加ノ状態ニ有之候、之等開催町村ノ状況ヲ具ニ視ルニ、何レモ來聴者多數甚タ盛会ニシテ、其ノ演奏ノ効果相当大ナルモノアリ、且非常時局ニ処スル精神上ノ効果モ亦甚大ナルヲ被認候幸ニ來ル十二月三日午後七時ヨリ大聖寺町主催大聖寺町商工会館ニ於テ開催セラルベキニ付、特ニ試聴相成様致度、其ノ上開催方ニ関シ御詮議相成、希望有之候ハ、其ノ日時御回報相成度

此段及照会候也

141 昭和9年6月 郵便振替貯金による国税金受払状況調

蔵税第一五二七号

昭和九年六月二十二日

大蔵省主税局長 中島鉄平印

札幌稅務監督局長 安江好治殿

為御参考、郵便振替貯金ニ依ル国税金受払状況調、別紙及送付候也

追テ、郵便官署ノ収納取扱方現在指定納期内トナレル市ニ就テハ、本制度創設ノ趣旨ニ鑑ミ通信当局ト折衝シ、可成収納終期ヲ法定納期限ニ変更方御配意相成度

郵便振替貯金ニ依ル国税金受払状況調

市名	取扱開始年月日	郵便官署ノ 収納終期	昭和八年度納税告知書 交付件数	昭和八年度郵便 官署ノ収納セ ル告知書件数	告知書交付件 数ニ対スル 郵便官署ノ 収納セラル 告知書件 数割合
東京市	明治 四五、四、一	法定納期	一、〇四九、七二三	四八〇、四三九	、四五七
横浜市	四四、七、一	同	一二一、九八五	三九、四一〇	、三二三
大阪市	四二、五、二五	同	四八一、〇一一	二三〇、〇五一	、四七八
京都市	四三、四、一	同	二九六、二六三	一二八、九七六	、四三五
神戸市	四四、一〇、一	送納期日	一六八、二五六	八五、三六四	、五〇七
堺市	四四、八、一	法定納期	三二、八一	八、七一一	、二六五
和歌山市	大正 四三、七、一	同	四四、〇八三	一九、八三八	、四五〇
高松市	明治 四、七、一	指定納期 二十五日	二六、九九一	一〇、三三一	、三八二
徳島市	大正 四五、四、一	法定納期	二九、七二二	七、二〇九	、二四二

札幌市	三、四、一	指定納期 二十五日	三四、三〇二	一二、三五八	、 三六〇
小樽市	三、一一、一	同	二三、四四五	六、九五六	、 二九六
釧路市	一〇、五、五	同	六、五〇八	七三〇	、 一一二
静岡市	明治 四四、一〇、一	法定納期	四四、六〇五	四、二三四	、 〇九四
新潟市	四三、六、一一	法定納期 ノ前日	二七、四二一	一九、三七六	、 七〇六
広島市	大正 一〇、四、一	指定納期 二十八日	一〇四、三五六	五〇、七五五	、 四八六
熊本市	明治 四五、四、一	法定納期	六二、二四〇	二七、一三〇	、 四三五
福岡市	四四、一〇、一	同	九九、七五一	五四、〇三二	、 五四一
佐賀市	大正 二、四、一	指定納期 二十八日	一七、二四一	七、四〇四	、 四二九
佐世保市	四、四、二五	法定納期	三七、三八一	三、六二六	、 〇九七
鹿児島市	二、四、一	同	三三、三一八	一二、一二六	、 三六三

142 昭和11年3月 国税徴収交付金交付方改正の件

主秘第四六号

昭和十一年三月二十日

大蔵省主税局長 山田龍雄印

札幌稅務監督局長 中村孝次郎殿

現行国税徴収法施行規則中市町村送納期間ハ、納稅者ノ増加又ハ收納機構等ノ変遷ニ伴ヒ実情ニ副ハサルモノアリ、又督促手数料ハ其ノ役務ニ要スル費用トシテ低率ニ付、今般別紙ノ通改正セラレ不日公布可相成管ノ処、之方施行ニ付テハ左記事項ニ留意シ取扱上遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及内牒候也

記

- 一 市町村ニ於ケル徴収税金ハ漸次日本銀行ニ送付セシムルコトニ努メ、今回ノ改正ニ依リ殊更中途ニ於ケル送付ノ遅延ヲ来スカ如キコトナキヲ期スルコト
- 二 従来ノ実績ニ依レハ相当ノ送納遅延額アリ、今回ノ改正ヲ機トシ之カ絶無ヲ期スルコト
- 三 本年四月一日以後督促状ヲ發スルモノハ一律ニ改正勅令ノ適用アルモノニ付、三月三十一日迄ニ滞納トナリタルモノハ可成同日迄ニ督促シ、負担ノ増加ヲ来サシムルカ如キコトナキ様留意スルコト

国税徴収法施行規則中改正勅令案

国税徴収法施行規則中、左ノ通改正ス

第五条但書中「三日」ヲ「七日」ニ改ム

第十一条第二項中「金十銭」ヲ「二十銭」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(平 1 札幌 117)

143 昭和11年 4月 納税管理人設置方勸奨

経第一〇四六号

昭和十一年四月二日

東京税務監督局印

税務署長殿

納税地ニ住所居所ヲ有セサルモノノ納税管理人設置方ニ関シテハ、各署共市町村ト協力シ夫々相当配意セラレ居ルコトト被存候処、今回川崎、中之条両税務署長ヨリ当該市町村ト提携、別紙ノ如キ注意書ヲ配付シテ納税管理人設置方勸奨ニ努メ居ル旨申報有之候条、為参考

右通信候也

川崎稅務署長申報

納稅管理人御申告に就いて

一 川崎市役所に稅金を納める義務があつて、川崎市内に住所又は居所を有しない方には、地租法第七十九条及市制町村制施行令第五十条の規定に依つて、納稅管理人を定め川崎市長に之を申告しなければなりません。

地租法第七十九条

納稅義務者其ノ土地所在ノ市町村内ニ現住セサルトキハ、地租ニ關スル事項ヲ処理セシムル為、其ノ市町村内ニ現住スル者ニ就キ納稅管理人ヲ定メ、当該市町村長へ申告スヘシ

市制町村制施行令第五十号

納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ、納稅ニ關スル事項ヲ処理セシムル為、納稅管理人ヲ定メ市町村長ニ申告スヘシ、其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

二 これには色々理由が有りますが、最も大きな理由は納稅管理人が無い為に、つい納期に遅れる方が沢山有り、一度滞納になれば必ず督促手数料（今迄は一通につき金十錢でしたが、今後は二倍の金二十錢になりました）が付き、その為に例へば一期金三錢の地租（国県市稅各一錢宛）に対し金六十錢の督促手数料（国税県市稅各二十錢宛）を徴せられ、年には二期分として見ても（田租は年四期です）、金六錢の地租に対し金一円二十錢の手料を支払はなければならぬと云ふ様な場合が生じるからであります。

尚、金五円以上の滞納県市稅に対しては、日歩四錢（年一割四分六厘と云ふ高い利子に該ります）の延滞金が付き

ます。

三 それで今回、滞納整理に関する法律勅令が改正せられたのに伴ひ、納税管理人の申告に関しても取締が非常に厳格になりました。

就いては貴殿も納税管理人を至急御選定の上、川崎市長宛に御申告頂き度い次第であります。

四 唯従来管理人を選定せられなかつたのには、相当の理由が御有りのことと御察し致しますし、亦一口に管理人の選定と申しても、「今直ぐに」と云ふのでは仲々大変だと考へますので、各位の御便宜を計り、御希望の向に対しては市役所税務課長監督の下に、課員を各位の納税管理人に選定し、納税事務一切を無料で御取扱ひ致す方針でありますから、御希望の方は左記事項を熟読の上、税務課長宛に御申出下さい。

記

イ 取扱は一切無料

ロ 御申出に対しては、直に課員中より各位の納税管理人たるべき者を選定し、「管理人届用紙」と共にこの旨を各位にお知らせ致します。

ハ 其の際各位の一ケ年分税額概算を申し上げますから、各位の御都合に依て、半期分か一ケ年分の税額を税務課宛「管理人届」と共に前納願ひます。

(送金料の関係が有りますから、比較的小額の分は一ケ年分を一回に御納めなさる方が御得です)

ニ 川崎市役所では税務課長が組合長となり、各位の納税管理たる税務課員が組合員となつて納税組合を造り、各位の御送金は一切組合が保管し、納期には組合が各位に代つて市役所に納入し、毎年決算報告を致しますから、全く安全な方法であります。

(尚、川崎市には納税組合が百三十、組合員が九千人あつて、悉く立派な成績を挙げて居ります)

昭和十一年 月 日

川崎市役所

税 務 課

(納税義務者) 殿

右ハ最モ適切ナル施設ト思考セラルルヲ以テ、納税管理人申告未済ノ納税者ハ至急此ノ施設ヲ御利用相成ラレ度候

川崎税務署長

小林茂喜

神奈川県川崎税務出張所長

池谷寅吉

中之条税務署長申報

庶第 号

昭和 年 月 日

中之条税務署長

殿

納税管理人設定方注意ノ件

貴殿所有ニ係ル

所在土地ニ対シテハ、其ノ地租ニ関スル事項ヲ処理セシムル為、納税管理人ヲ定メ当該町

村長ニ申告セラレヘキ規定ナル処、未タ之カ申告ナキ為町村ニ於テハ徵稅取扱上種々ノ不便ヲ生シ、且延テハ遂ニ滞納等ノコトトモ相成、相互ノ手数迷惑ハ勿論、若シ之カ為ニ滞納処分ノ止ムナキニ至リテハ、単ニ貴殿ノ不名譽ノミナラス、府県制第六条・市町村制第八条ニ依リ名譽職就任上ニモ差支ヲ生スルニ至ルヘク、甚タ遺憾ノコトニ被存候条、左記地租法御參照、此際至急御設定ノ上別紙様式ニ依リ申告書ヲ作成シ、当該町村長宛御申告相成度、為念右通知候也

追テ、若シ当該町村ニ於テ適當ナル管理人無之場合、一ケ年分ノ地租額ヲ当該町村ニ予納セラルル如キ御希望ニモ候ヘハ、其旨当該町村長ト交渉致スヘク候ニ付、当署宛御申出相成度申添候

參照

地租法第七十九条 納稅義務者其ノ土地所在ノ市町村内ニ現住セサルトキハ、地租ニ關スル事項ヲ処理セシムル為、其ノ市町村内ニ現住スル者ニ就キ納稅管理人ヲ定メ当該市町村長ニ申告スヘシ

同法第八十二条 本法ニ依リ申告ヲ為スヘキ義務ヲ有スル者、其ノ申告ヲ為サルトキハ五十円以下ノ過料ニ処ス

(平1 東京
5266)

144 昭和11年4月 国税徴収法改正案

昭和十一年四月二十一日

内閣書記官長[㊤]

内閣書記官[㊤][㊤]

内閣総理大臣(花押)

法制局長官[㊤]

〔各大臣の花押は省略〕

別紙大蔵大臣請議、国税徴収法中改正法律案ヲ審査スルニ、右ハ相当ノ儀ト思考ス、依テ請議ノ通閣議決定、帝国議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案付箋ノ通

国税徴収法中改正法律案

右

勅旨ヲ奉ジ帝国議會ニ提出ス

年 月 日

内閣総理大臣

大蔵大臣

国税徴収ノ費用トシテ交付スル市町村交付金ハ、現行法上支給標準一律ナルカ為、之ヲ市町村ニ区分シテ觀ルトキハ、交付金ト徴収費用トノ割合不同ニシテ、大都市ニ在リテハ其ノ交付金ニ依リ徴収費用ヲ償フテ剰余ヲ生セルニ不拘、町村ニ在リテハ反テ不足ヲ告ケ、自ラ之ヲ負担セサルヘカラサルモノ尠カラサルノ状態ニ在リ、如斯ハ交付金制度ノ趣旨ニ反スルモノナルヲ以テ、之カ配分ヲ調整スルノ要アリ

依テ別紙法案ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和十一年四月十五日

大蔵大臣 馬場鏝一印

内閣総理大臣 広田弘毅殿

国税徴収法中、左ノ通改正ス

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項徴収ノ費用トシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ、市町村ニ交付金ヲ交付ス

附則

本法ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

国税徴収法中改正法律案理由書

国税徴収ニ関スル市町村交付金ノ規定ヲ改メ、交付金ノ配分ヲ調整センカ為、国税徴収法中改正ヲ要スルモノアリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

交付金改正ニ関スル調

単位円(一一・四・六日)

区 分	徴収税額 納税告知書数	現行交付金	改正交付金	増差 △減引	国税徴収費用	現行 徴収費用ノ割合	改正 徴収費用ノ割合	現行交付金 ニ対スル増減 改正交付金 ニ対スル増減 △減差合
--------	----------------	-------	-------	-----------	--------	---------------	---------------	--------------------------------------------

人口百 万ノ市						人口百 万ノ市									
京都市			名古屋市			計			大阪市			東京市			
計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	
六、四一九、五〇七 三二〇、〇三五	二七六、四四八 一、七九八	六、一四三、〇五九 三〇八、三三七	五、一三四、〇六三 二九五、六八四	一、八九五	二〇八、五四八	六六、三〇四、五四三 一、七三七、一五四	二、七五五、六六二 一七、〇七九	六三、五四八、八八一 一、七二〇、〇七五	二、三、四七二、二五〇 五六九、三五七	一、七一六、七七七 一〇、三三三	二一、七五五、四七三 五五九、〇二四	四二、八三二、二九三 一、一六七、七九七	一、〇三八、八八五 六、七四六	四一、七九三、四〇八 一、一六一、〇五一	一、二七七、〇三三
一九八、七八五	八、三三九	一九〇、四五六	一五九、九三五	六、二九四	一五三、六四一	二一、〇三三、八七七	八三、〇一〇	一九四〇、八六七	七一五、五五三	五、一七〇九	六六三、八四四	一、三〇八、三四四	三二、三〇一	一、二七七、〇三三	
一〇二、四九三	四、一八二	九八、三一	八二、九二二	三、一六五	七九、七五七	六九七、七八六	二七、八九七	六六九、八八九	二四六、一〇七	一七、三七三	二三八、七三四	四五、六七九	一〇、五二四	四四一、一五五	
△ 九六、二九二	△ 四、一四七	△ 九二、一四五	△ 七七、〇二三	△ 三、二二九	△ 七三、八八四	△、三三六、〇九一	△ 五五、一一三	△、二七〇、九七八	△ 四六九、四四六	△ 三四、三三六	△ 四三五、一一〇	△ 八五六、六四五	△ 二〇、七七七	△ 八三五、八六八	
六七、九五五			四四、七八七			三三七、三八六			一四八、五六一			一八八、八三五			
、三四一			、二八〇			、一六六			、二〇七			、一四四			
、六六三			、五四〇			、四八三			、六〇三			、四一八			
△ 四八四			△ 四八一			△ 六五五			△ 六五六			△ 六五四			

			人口五十万人以上市											
広島市			計			横浜市			神戸市			計		
計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常
一、六五〇、九七六 一一〇、一六一	九、四六八 七六五	一、五五一、五〇八 一〇九、三九六	八、三三三、八〇八 三四五、七七七	三〇八、六三四 一、七六二	八、〇一五、一七四 三四四、〇一五	二、六三六、一五〇 一四一、八三九	七、二九四 四四九	二、五六四、八五六 一四一、三九〇	五、六八七、六五八 二〇三、九三八	一、三一二 二、三三三、三四〇	五、四五〇、三二八 二〇二、六二五	一一、五五三、五七〇 六〇五、七一九	四八四、九九六 三、六九三	一一、〇六八、五七四 六〇二、〇二六
五、一七三二	二、九九九	四八、七三三	二五六、六三〇	九、二九五	二四七、三三五	八一、九二一	二、一四七	七九、七七四	一七四、七〇九	七、一四八	一六七、五六一	三五八、七二〇	一四、六二三	三四四、〇九七
四三、四七六	二、五〇一	四〇、九七五	一七三、三九〇	六、二〇七	一六七、一八三	五五、五六〇	一、四三五	五四、一二五	一一七、八三〇	四、七七二	一一三、〇五八	一八五、四一五	七、三四七	一七八、〇六八
△ 八、二五六	△ 四九八	△ 七、七五八	△ 八三、二四〇	△ 三、〇八八	△ 八〇、一五二	△ 二六、三六一	△ 七一二	△ 二五、六四九	△ 五六、八七九	△ 二、三七六	△ 五四、五〇三	△ 一七三、三〇五	△ 七、二七六	△ 一六六、〇二九
一五六七三			七四、八五八			三五、八九一			三八、九六七			一一、七四二		
、三〇二			、二九一			、四三八			、二三三			、三二四		
、三六〇			、四三二			、六四五			、三三〇			、六〇八		
△、一五九			△、三三四			△、三二一			△、三二五			△、四八三		

上十人
ノ方日二
市以二

八幡市			長崎市			仙台市			呉市			福岡市		
計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常
四三三、二二八 四五〇六五	二五、六四四 一七一	四〇六、四八四 四四、八九四	七二六、九五九 五四、〇一一	二八、四九四 三四五	六九八、四六五 五三、六六六	四八八、七〇八 五六、八一〇	二、〇七二 四七	四八六、六三六 五六、七六三	五一三、六〇二 五六、九七一	二二、二四一 一〇八	四九二、三六一 五六、七六三	一、二三四、三三七 一〇四、〇二三	六六、三一二 二九二	一、一六七、九二五 一〇三、七二一
一三、八六八	七七四	一三、〇九四	二二、八八九	八六二	二二、〇二七	一五、七九九	六五	一五、七三四	一六、五四八	六四三	一五、九〇五	三九、一〇五	一、九九四	三七、一一一
一一、七〇四	六四四	一一、〇六〇	一九、二五四	七一九	一八、五三五	一三、三五四	五三	一三、三〇一	一三、九八〇	五三六	一三、四四四	三三、九三五	一、六六三	三二、二七二
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
二、一六四	一三〇	二、〇三四	三、六三五	一四三	三、四九二	二、四四五	一一	二、四三三	二、五六八	一〇七	二、四六一	六、一七〇	三三一	五、八三九
八四九〇			九、六八八			五、六一六			八、一六一			二、〇九七		
、六二二			、四三三			、三五五			、四九三			、五三九		
、七二五			、五〇三			、四二〇			、五八三			、六四〇		
△、一五六			△、一五八			△、一五四			△、一五五			△、一五七		

			人口二十万未満の市			札幌市			函館市														
町			其ノ市ノ部他			計			静岡市														
計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常	計	臨時	經常												
二八、一〇八、八八八	七、八三三、三四二	六二八、二九一	二五、〇八三、〇四五	二、五四四、四五五	二七、四八〇、五九七	二四、四二七、一九七	二、五三七、一一一	六五五、八四八	五、九八四、一五六	五一八、〇七九	二、〇五九、〇三二	五、七二五、二二四	五、一六〇、〇三三	七〇、八四一	五五八、九三七	九、三三五	一四六	七〇、六九五	二〇、二〇七	三七八、六〇九	六、四七六	二〇、一一五	三、七二一、一三三
九九九、九一一	一九、九六八	九八〇、九四三	八〇三、三七八	一九、八二二	七八三、五五七	一八九、八八八	七、八一四	一八二、〇七四	一五九、九六四	六、五一六	一五三、四四八	一八、一八四	一五、三九〇	二、七九四	二、七四八	二、七四八	二、七四八	九、八七一	一、八九二	一一、七六三	一九五	一、五六八	九、七〇七
一、一三三、二〇五	一九、二〇八	一、二九三、九九七	八〇三、三七八	一九、八二二	七八三、五五七	一五九、九六四	六、五一六	一五三、四四八	二、七九四	二、七九四	二、七九四	一五、三九〇	二、七九四	二、七四八	二、七四八	二、七四八	二、七四八	一五、一五四	九、八七一	一、八九二	一九五	一、八六一	九、七〇七
三三三、二九四	二四〇	三三三、〇五四	四三〇、三七七	五〇二	五〇二	八二、六〇二	四三五	四三五	六、五三一	三、五九	三、五九	六、五三一	三、五九	四二四	四二四	四二四	四二四	七、三四六	一、八九二	一、八九二	三二	一、八六一	七、三四六
一、一三三、二〇五	一九、二〇八	一、二九三、九九七	八〇三、三七八	一九、八二二	七八三、五五七	一五九、九六四	六、五一六	一五三、四四八	二、七九四	二、七九四	二、七九四	一五、三九〇	二、七九四	二、七四八	二、七四八	二、七四八	二、七四八	一五、一五四	九、八七一	一、八九二	一九五	一、八六一	九、七〇七
、三二五						△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

合 計		村 部		
		計	臨時	經常
一九六、三四八、八〇三	四三、〇四三、八三九	五〇、九九〇、七九三	二九、四六〇、三二三	五〇、五七一、九三二
六、七五一、三三三	六、六三〇、四七八	一六六、一七八	九九、八〇二	二、一〇六、二八二
△ 一二〇、八五五	△ 六六、三七六	六、五八五、一五五	六、五三〇、六七六	二、二八四、五三四
六、〇三九、八七三	、八九四	一、二七八、四二一	一、一七九、一五九	一、一七八、二五二
、九一〇	、五五六	三、六七九、九三四	一、七三六	一、二一六
△ 〇一七		、五五六		

備考

一、徴収税額及納税告知書数ハ昭和十二年度市町村徴収見込額ニ依ル

二、国税徴収費用額ハ昭和九年度実績ニ依ル

三、現行率ニ依ル交付金ニ対スル増減内訳

二十万以上ノ市ニ於ケル交付金減少額 一、六一二、五六〇円

町村部 二於ケル交付金増加額 一、四九一、七〇五円

国税徴収法改正要綱

- 一 国税徴収法第五条第二項ノ交付金額ハ勅令ヲ以テ定ムルコトトシ、之ヲ同法施行規則中ニ規定スルコト
- 二 交付金支給ノ標準ハ従前ノ通徴収金額ト納税告知書ヲ目標トシ、其ノ比率ハ左記ノ通人口数ニヨルコト

(イ) 徴収金額ニ対スル分

人口二百万以上ノ市 千分ノ十

人口百万以上ノ市 千分ノ十五

人口五十万以上ノ市 千分ノ二十

人口二十万以上ノ市 千分ノ二十五

人口二十万未満ノ市 千分ノ三十

町
村

(ロ) 納税告知書ニ対スル分

市 二銭

町村 六銭

三 人口ハ明治三十五年法律第四十九号第一条ニ依ル、調査総人口ヨリ部隊、艦船及刑務所内ニ在ル人口ヲ除外シタルモノトス

四 改正法律ハ昭和十一年十月一日ヨリ施行スルコト(後章)「今年度ノ予算ニ影響ヲ及ボサズ」

(国立公文書館所蔵「公文類聚」第60編第47卷)

145 昭和11年5月 市町村交付金使途に関する件

昭和十一年五月二十七日

小松税務署長印

町村長殿

市町村交付金使途ニ関スル件

昭和十年度後期分市町村交付金、別紙（支払通知書）送付致候ニ付、該領収証折返御送付相煩度
右及通知候也

追而、本交付金ノ使途ニ関シテハ、予テ稅務協議會ニ於テ申述ベタル如ク、納稅上ノ完璧ヲ期スベク相当施設費ニ振向ベキ性質ノモノニ有之、近時々代ノ趨勢ニ随伴シテ國民經濟ニ國民思想上ニ一大變化ヲ来シ、自然納稅觀念ノ上ニモ不慚ル影響ヲ来スヘキ傾向ナキニ非ズ、此ノ時ニ當リ直接徵稅ノ衡ニアル町村當局ノ苦心容易ナラサルモノアルヲ窺フト同時ニ、之ヲ施設ニ関シ最善ノ方法ヲ講ゼザルベカラザルヲ痛感スル次第ニ有之候、亦一面ニ於テ町村財政ハ相当困難ノ事情ニアルヲ顧慮スルトキハ、洵ニ御同情ノ外無之次第ナルモ、現時納稅者ノ納稅心理ニ鑑ミ該交付金ヲ出来得ル限り納稅施設費ニ充當シ、以テ納稅思想ノ益々堅実ナラシメム事ニ尚一段ノ御考慮相煩度、序ヲ以テ特ニ申添候

（昭54 本校 55）

146 昭和11年9月 市町村交付金制度取扱方

市町村交付金制度取扱方ノ件 昭和十一年九月一七日 藏稅第二四四八号主稅局長通牒

昭和十一年法律第二号ヲ以テ國稅徵收法中改正セラレ、之ニ伴フ施行規則中改正勅令ハ不日公布相成見込ニ有之候処、之ヲ改正ニ付テハ從來支給標準率一律ナリシカ為、交付金額ト徵收費用トノ割合ハ市町村間ニ於テ著シク不同ニシテ、

不権衡ヲ来セルノ状況ナリシヲ以テ、徴収金額ニ対スル交付金ノ割合ハ市制施行地ニ關シテハ其ノ人口ノ多寡ニ依リ区分スルト共ニ、納稅告知書ニ對シテハ市ト町村トニ區別シテ支給標準ヲ定メ、以テ其ノ配分ヲ調整按配シ、交付金制度ノ趣旨徹底ヲ期セムトスル次第ニ有之、尙之力取扱ニ付テハ左記事項等ニ付留意シ遺憾ナキヲ期セラレ度、此段依命及通牒候也

追テ、今回ノ改正ニ付テハ本年六月二十日地方長官會議ノ際、注意事項トシテ別紙写ノ通指示相成リタル儀ニ付、御了知相成度、為念申添候

記

一 市町村ニ於テ交付金ヲ受クルノ權利發生ノ時期ハ、徴収金額ニ付テハ市町村ニ於テ徴収シタル租稅ヲ國庫ニ送付シタルトキ、納稅告知書ニ付テハ之ヲ發付シタルトキトス

二 人口ニ付テハ國勢調査（明治三十五年十二月一日法律第四十九号第一條第二項ノ五ヶ年毎ノ簡易調査ヲ含ム）ノ總人口（部隊、艦船及刑務所内ニ至ル人員ヲ除外シタルモノ）ニ拠ルコトトシ、調査セル年ノ翌年四月一日ヨリ新調査人口ニ依ルモノナルヲ以テ、之カ標準ハ五ヶ年間異動ナキモノトス

三 市町村ノ廢置分合アリタル場合ニ於ケル交付金ノ計算方法ニ付テハ、市制施行又ハ市ニ合併ノ前日迄ニ國庫ニ送付済ノ金額又ハ納稅告知書發付數ニ応シ従前ノ率ニ依リ、其ノ後ノモノニ付テハ市トシテノ各當該率ニ依リ計算シ、人口ハ前号ノ調査人口ヲ適用シ、合併ノ場合ニ於テハ之ヲ合算スルモノトス

写
（昭和十一年六月二十日）

地方長官會議ニ於ケル注意事項

二 國稅徵收法ノ改正ニ關スル件

現行国税徴収交付金ハ都市ニ厚クシテ町村ニ薄ク、町村ニ於テハ交付金ハ實際徴収ニ要スル経費ヲ償ヒ得サルカ如キ状況ニ在ルヲ以テ、政府ハ今回国税徴収法ヲ改正シ、町村ニ対スル交付金額ヲ増加シテ之方配分ヲ調整スルコトトセリ、各位ハ法律改正ノ趣旨ヲ体シ交付金ノ増加額ハ徴税改善施設費ニ充當セシムルコトトシ、苟クモ不急ノ支出ニ充ツルカ如キコトナキ様、管下町村ニ示達セラレタシ

(一ハ省略)

(平 19 仙台 259)

147 昭和11年9月 国税徴収法施行規則の改正

朕、国税徴収法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年九月十八日

内閣総理大臣 広田弘毅

大蔵大臣 馬場鏝一

勅令第三百二十三号(官報 九月十九日)

国税徴収法施行規則中左ノ通改正ス

第一条ノ二 地租ノ外左ノ国税ハ市町村ニ於テ之ヲ徴収スヘシ

一 第三種ノ所得ニ係ル所得税

二 個人ノ營業收益税

三 乙種ノ資本利子税

四 個人ノ臨時利得税

第六條ノ二 国税徴収法第五條第二項ニ依ル交付金ハ、徴収金額及納税告知書數ニ応シ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ市町村ニ交付ス

一 徴収金額ニ對シテハ人口二百万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ十、人口二百万未満百万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ

十五、人口百万未満五十万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ二十、人口五十万未満二十万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ

二十五、人口二十万未満ノ市及町村ニ在リテハ千分ノ三十二相当スル金額

二 納税告知書ニ對シテハ一通ニ付、市ニ在リテハ二錢、町村ニ在リテハ六錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額

第六條ノ三 前條ノ人口ハ國勢調査ニ依ル総人口ヨリ、部隊、艦船及刑務所内ニ在ル人員ヲ除外シタルモノトシ、國勢調査ノ施行毎ニ其ノ翌年四月一日ヨリ新調査人口ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第百九十五号ハ之ヲ廢止ス

『法令全書』

昭和十二年三月三十日

大阪稅務監督局長印

稅務署長殿

稅務執行上ニ關シ今回主稅局長ヨリ別紙ノ通り留意方内牒有之候ニ付テハ、宜シク該趣旨ヲ体シ部下ト共ニ服膺實踐以テ万遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及移牒候也

主秘第七〇号

昭和十二年三月二十四日

大藏省主稅局長 石渡莊太郎 印

大阪稅務監督局長 安江好治殿

稅務執行ノ適実公平ヲ期シ納稅者ヲシテ怨嗟ノ声ナカラシムルコトニ関シテハ、各位ニ於テ夫々適切ナル施設ヲ講シ執行上遺憾ナキヲ期セラレツツアルコトハ被存候得共、目下第七十回帝國議會ニ於テ審議中ニ係ル臨時租稅增徴法案外四件ノ增稅法案実施ノ暁ニ於テハ、相当負担ノ増加ヲ来ス向モ尠カラズ、斯カル際ニハ自然稅務官庁ト納稅者トノ間ニ感情ノ疎隔ヲ来シ易キ様ニ被存候ニ付テハ、此ノ際稅務行政ノ執行ニ当リテハ万全ノ注意ヲ払ヒ、徒ニ煩瑣ニ流レテ大綱ヲ失フガ如キコトナク、其ノ間寬嚴宜シキヲ制シテ執行ノ円滑ヲ期スルノ要アリト被認候條、職員ノ言語態度等ニ付テモ懇切叮嚀ヲ旨トシ、租稅ノ賦課徵收ニ当リテ一般納稅者ヲシテ能ク事体ヲ理解セシメ、以テ適正円満ナル効果ヲ收ムルコトニ一層ノ御配意相成度、此段及内牒候也

追而、第七十回帝國議會ニ於ケル臨時租稅增徴法案ニ對スル衆議院ノ付帶決議中ニ左記條項有之候條、併セテ御含

置相成度申添候

記

一 政府ハ租税ノ賦課徴収ニ当リ厳ニ職權ノ濫用ヲ慎ミ、苟モ苛察ニ互ラザルヤウ注意スベシ

臨時租税増徴法案ニ対スル衆議院ノ付帯決議

一 臨時租税増徴法ノ適用ヲ昭和十二年度ニ限定シ、政府ハ速ニ官民ヨリ成ル權威アル調査会ヲ設ケ、中央地方ヲ通ズル根本的税制改革ヲ行ヒ、特ニ直接税間接税ノ調整ヲ図ルベシ

一 税制改革ニ当リ營業收益税及自作農地ノ地租免除点ヲ適當ニ引上グベシ

一 第三種所得税ノ決定ニ際シテハ、負債ノ利子ハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハズ、総テ所得金額中ヨリ控除スベシ

一 相続税ニ不動産ノ物納制度ヲ認ムベシ

一 政府ハ租税ノ賦課徴収ニ当リ厳ニ職權ノ濫用ヲ慎ミ、苟モ苛察ニ互ラザルヤウ注意スベシ

(昭53 大阪 79)

149 昭和12年7月 納税奉公歌レコード購入方照会

昭和十二年七月十六日

小松稅務署印

動橋村役場御中

客年十一月大阪稅務監督局及大阪府・市合同主催ニテ実施ニ係ル納稅奉公週間中、懸賞募集セシ一等當選歌ヲ今回レコードニ吹込ミ広ク納稅宣傳ニ供スヘク、其筋ニ於テ大日本蓄音器株式會社ヲシテ製作発売セシメラレ候條、貴町村並ニ關係方面ヘ之方周知並ニ購入利用方御取計相成度、別紙印刷物相添ヘ及照會候也

追而、代価ハ一枚一円ニ付、購入希望數ハ貴町村ニ於テ取纏ノ上、左記申込書ニ依リ來ル七月末日限り當署宛御申込相成度

切取線

申込書

一 納稅奉公歌レコード 枚

右及申込候也

昭和十二年七月 日

郡 町村役場

小松稅務署御中

〔納稅奉公歌レコードの歌詞カードは口絵を参照のこと〕

(昭54 本校 55)

150 昭和12年7月 臨時租稅增徴法實施初年の納稅督勵方

昭和拾貳年七月拾七日

動橋村長殿

小松稅務署長閣

本年度ハ臨時租稅増徴法実施ノ初年ニ當リ、本月末ヲ納期トスル第三種所得稅・個人臨時利得稅第一期分徴收督励ニ際シテハ、一齊ニ納稅額著シク増加セル結果、苦情異議質疑等頻發シ多大ノ困難ヲ伴フヘキ事ハ想察スルニ難カラサルヲ以テ、之カ事前対策トシテ適切ナル督励計畫ノ下ニ、納稅督励ハ可成使丁ノミニ一任セス、当局者各位自ラ出張セラレ、納稅人ニ對シテハ懇切丁寧ヲ旨トシテ増徴法ノ趣旨徹底方御考慮ヲ煩ハスト共ニ、納稅思想ノ涵養、納稅奉公ノ真髓ヲ普及セラレ、徴收成績ノ挙揚ニ一段ノ御努力相仰度
右及御依頼候也

(昭54 本校 55)

151 昭和12年7月 經理部長會議における主稅局長訓示

起案昭和十二年七月廿八日

局長 總務部長 部長 部 會計[㊤] 統計[㊤]

經機第 号 局長

〔後筆〕
「留保」 各稅務署長 宛

客月大藏省ニ於テ開催セラレタル稅務監督局經理部長會議ニ於ケル、主稅局長ノ訓示並ニ協議事項等ノ趣旨ニ鑑ミ、左記各項ニ付今後一層留意セラレ、万遺憾ナキヲ期セラレ度

右及通牒候也

記

一 租税増徴法ノ実施ニ伴ヒ納税者ノ負担ニ影響スル所尠少ナラサルモノアリ、依テ之カ徴収対策トシテ

イ 市町村長会議又ハ市町村稅務主任會議等ノ機會ニ、之カ今後ノ徴収対策ニ關シ協議ヲ遂クル等、市町村其ノ他關係方面トノ連絡協調ヲ更ニ一層緊密ニシ、各納期ニ當リテハ徴収督励ニ協力一致、以テ納稅成績ノ昂上ニ努ムルコト

ロ 学校其ノ他各種社会団体等ノ会合ヲ利用シ、税ニ關スル講演ヲ為シ^(ス)等納稅ニ對スル利解ヲ深カラシムルコト

ハ 審査請求、誤謬訂正等ニ對シテハ其ノ処理ヲ迅速ニシ、課稅上ノ問題ニ基因スル滞納ノ絶滅ヲ期スルコト

二 現金出納事務取締ニ關スル対策トシテハ

イ 稅務官吏服務要綱ヲ基調トスル指導訓練ヲ励行スルコト

ロ 従事員ニハ思想健全ナル者ヲ選定シ、現金取扱上ノ過誤ナカラシムルコト

ハ 出納官吏ハ常ニ現金ヲ取扱フ關係上、之カ監督上平素ヨリ適當ニ身許調査シ、常時其ノ操行資産等ヲ嚴重ニ監督スルコト

ニ 平素出納官吏ノ私生活ニ對スル狀況ヲモ内査シ、苟モ不正ノ潜在ヲナカラシムルコト

ホ 不正行為者ニ對シテハ厳正ニ之ヲ処断シ禍根ヲ絶ツコト

ヘ 不正行為ノ多クハ飲酒遊興ニ端ヲ發シ居ルヲ以テ、日常ノ支出カ身分不相応ト認ムル者ニ付テハ取扱事務ノ調査ヲ嚴ニスルコト

ト 出納官吏ニ對スル監督ハ徒ラニ形式ニ流ルルコトナク、實質的ニ最モ効果アル方法ヲ講シ、特ニ外部監督ヲ励

行スルコト

三 国税ニ優先スヘキ質権、抵当権ノ設定シアル財産ニ対シ、税金徴収ノ見込アリトシテ差押ヘタル場合ト雖、差押後相当期間内ニ売却ニ至ラサルカ如キモノハ、徒ニ処分ヲ遷延スルノミニテ実益ナキノミナラス、債権者ノ権利実行ヲ阻害スルコト尠カラス、仍テ斯ル財産ニシテ大体差押後一ケ年ヲ過キ売却ニ至ラサルカ如キモノニ付テハ、特殊ノ事由（果実ノアル場合等）ナキ限り之カ差押ヲ解除シ処理ノ迅速ヲ図ルコト

四 本年十一月全道徴収機関ヲ総動員シテ納税奉公週間実施ノ見込ヲ以テ、目下北海道庁ト協力之カ計画中ニ付、不日実施要項決定次第送付致ヘクニ付、支庁并ニ市町村トモ協力ノ上之カ実効上万難ヲ排シ配慮アリタキコト
〔^{（欄外）}本件ハ署長会議ノ際、経理部長ヨリ各署長ニ通達済（口頭）〕

（平 1 札幌 117）

152 昭和12年9月 北支事件特別税の納税告知書

昭和十二年九月九日

小松税務署長^印

動橋村長殿

北支事件特別税ノ納税告知書ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、大蔵省主税局長ヨリ大阪税務監督局長宛別紙写ノ通り通牒有之、之カ実施方移牒ニ接シ候条、各町村共右通牒ノ主旨ニ依リ御取扱相成度

右及通知候也

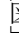
主税局長ヨリノ通牒写

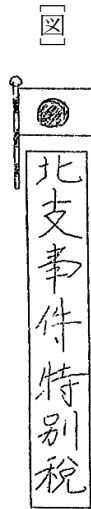
蔵税第二五七六号

昭和十二年八月二十六日

大蔵省主税局長 大矢半次郎

大阪稅務監督局長 安江好治殿

北支事件特別稅ニ付テハ、納稅者ヲシテ非常時稅タルコトノ認識ヲ深カラシムル為、該稅ノ納稅告知書ハ淡紅色ノ紙ヲ用キ、欄外右傍ニ「」ノ記載ヲ為スコトニ適宜御取扱相成度、尚町村ノ發スル該納稅告知書ニ付テモ、右ト同様ニ取扱フコトニ御協議相成様致度、此段及通牒候也



蔵税第二六一八号

昭和十二年八月三十日

大蔵省主税局長 大矢半次郎

大阪稅務監督局長 中村 忠殿

八月二十六日付蔵税第二五七六号ヲ以テ、北支事件特別稅ノ納稅告知書ノ件ニ関シ通牒致置候処、右通牒中ノ国旗ニ付テハ稅務署ノ發付スル納稅告知書及市町村ノ發スル納稅告知書共、左ノ寸法ニ依ルモノヲ縮尺ノ上記載スルコトニ御取扱相成度

右及通牒候也

記

流 六尺

豎 四尺二寸

日ノ丸差渡 二尺五寸二分

同 先ノ明キ
乳ノ明キ

一尺八寸
一尺六寸八分

昭和十二年九月十四日

小松稅務署長印

動橋村長殿

北支事件特別稅ニ關スル件

臨時軍事費特別會計法施行ニ伴ヒ、昭和十二年九月十日大藏省令第三十九号（同日付官報參照）ヲ以テ、北支事件特別稅ニ關スル納稅告知書等ノ記載方ヲ定メラレ、即日施行相成候條、各町村ニ於テ發スル納稅告知書、送付書等調製ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

右依命通牒候也

追而、右省令中、直接町村ニ關係アル事項ハ左記ノ通りニ付、為念申添候

記

一、從來納稅告知書送付書ニ歲入科目ノ款項目ヲ記載シタル箇所ハ、北支事件特別稅ニ限り款項目ニ代ヘ本省令第一條左表ノ目節細節ヲ記載スルコト

二、納稅告知書・送付書ノ歲入年度ヲ記載スヘキ箇所ニハ、年度ノ記載ニ代ヘ「臨時軍事費特別會計」ト記載スルコト

ト

(昭54 本校 55)

153 昭和12年10月 法人に対する諸税督促の件

起案昭和十二年十月五日㊦

局長㊦ 総務部長㊦ 部長㊦ 部 ㊦ ㊦

経第一四三号 局

各税務署長 宛

法人ニ対スル諸税ノ徴収督促ニ関スル件

従来国税ノ納税督促ハ市町村徴収ニ係ル法定納期ノ諸税ニ対シテ主力ヲ注キ居ルモ、税務署直接徴収ニ係ル法人ニ対スル諸税ノ徴収ニ関シテハ兎角等閑ニ付サレ勝ナルヲ以テ、其ノ成績モ左記ノ通誠ニ不良ノ状況ニ有之候ニ付テハ、今後個人ノ諸税ト同様法人ノ納税者ニ対シテモ、指定納期前文書或ハ電話等適宜ノ方法ニ依リ督促ヲ加ヘ成績ノ挙揚ニ二段ノ努力ヲ払ハレ度
右及通牒候也

記

昭和十一年度 十二年四月末日現況(全管)

調定済額

納期内収入済額

収入歩合

法人営業収益税	五〇〇、九九五円	一八二、七四六円	三六五厘
第一種所得税	一、一五五、五三〇	四二六、二三五	三六一

(平1 札幌 117)

154 昭和12年11月 納税週間実施記録(抄)

「 自昭和十二年十一月二十三日
至昭和十二年十一月二十七日
納税週間実施記録

名古屋市

主権 愛知県

名古屋稅務監督局

第一編 総則

第一章 納税週間実施の趣意

吾が国現下の情勢に鑑み、国防其の他国家施設に要する経費として、税収入に期待するもの尠からざるは勿論、地方財政に於ても歳出は逐年増高の一路を辿るのみにして、之を補ふべき歳入中税収入が其の根幹たるは贅言を要せざるところなるべく、又近き将来に於ては税制の改革を断行せむとするあり、徴稅事務の運行特に円滑活発なるを要す

べきなり。

然るに輓近社会情勢は益々複雑化し、租税の徴収亦愈々困難なるべきを想はしむるものあるに徴し、徴税成績の向上促進に関する対策の爲め全国徴税庁の等しく常に腐心するところにして、最近東京及大阪両市に於て相当大規模の納税宣伝週間を実施したるも之が爲めに外ならず。

徴税成績の完璧を期するには滞納の防止絶滅を計らざるべからず。凡そ滞納の原因を探索するに、納税者の經濟的事情、其の他種々の事情に基因すべきことを想像し得らるれども、窮極するところ納税者の納税觀念に欠くるところに由来するを以て、徴税対策中納税觀念の培養助長を眼目とするの要あるは自明の理なりとす。

滞納者に対する徴税方法として徴税の督促、督促状の発付、滞納処分等の執行等種々なる方法なきにあらざるも、之等は滞納者に対する納税の徳憑又は強制的非常徴収手段として、一時的且応急的処理方法に過ぎざるを以て、根本的対策たる滞納の防止に努めざる限り、百年河清を待つに似たるの觀ありと謂ふべく、而して滞納の防止には納税者をして自発的に納期限内に納税せしむる以外に途なかるべし

試みに名古屋市に於ける昭和十一年度の国税、県税、市税に付法定納期限内の納税人員を一瞥するに、其の割合は国税に於て六割一步六厘、県税に於て五割二步六厘、市税に於て五割一步九厘となり、過去数ヶ年度に比し幾分向上したるも、法定納期限内の納税人員が僅々五割強に止まるの一事、換言すれば残余の四割強の滞納者に対しては、依然として徴税督促、督促状の発付、滞納処分の執行等に依り整理するの已むなき実情にあるは、納税者の納税觀念が如何に不充分なるやを立証するに余りあり。之を改善是正するには一般大衆を目標として納税思想の普及に努むると共に、納税者に対しては納期限内に納税せしむべく積極的宣伝を行ふに依り、目的の一部を達成し得らるゝを以て、十一月の所謂大納期を機会とし納税週間を実施したる所以なりとす。

第二章 納税週間実施の経過

名古屋市、愛知県、名古屋税務監督局各関係当局者間に於ては、納税宣伝の要を痛感し来りたるも、之に要する経費の關係其の他種々の事情に依り共同事業として実施するに至らず、各当局個別的に最少限度の宣伝を以て辛ふじて当面の要求を糊塗し来りたる程度に過ぎざりき。

然るに昭和十一年十二月、北税務署主催の下に東区役所に於て開催したる名古屋市税務協議会の協議事項として、名古屋市並に名古屋税務監督局共同主催に係る納税週間実施に関する件を提案さるゝところとなり、名古屋市に於ては昭和十二年度予算中に、納税週間実施費として不取敢一千円を計上することとなりたり。

昭和十二年八月、南税務署主催の下に名古屋税務監督局に於て開催したる同協議会の協議事項として、再度納税週間実施に関する提案を見たる結果、十二年度に於て実施するの機運を醸成するところとなり、新たに愛知県とも交渉を重ね略々意見の一致を見たるに付、九月十六日及同月二十四日、市役所に各関係者集合の上、納税週間に関する準備事務に付大略の打合せを行ひ、十月四日公会堂に開催したる第三回事務打合に於て実施事項、施行順序、予算、其の他関係事項に付協議決定し直ちに準備事務に着手したり。

第一節 事務打合会

◎第一回事務打合会

日時、昭和十二年九月十六日午前十時より

場所、市役所第三委員会室

出席者

監督局

経理部長、徴収係長(代理)

税務署 南北両税務署庶務課長

県 庶務課員、地方課員

市 庶務部長、財務課長、財務課員

協議事項

- 一 曩に協定せる租税完納週間を本年度に於ては内容を変更し、期限内の納税宣伝を主として実行するの件
 - 二 事業施行順序を別紙の通り定むるの件（事業施行順序を参照）
 - 三 予算を別紙の通り定むるの件（予算内訳を参照）
 - 四 事業執行方法に関する件
 - 五 経費分担に関する件
- 備考 実施事項、施行順序、予算等納税週間実施に関する概略の点に付打合せを行ひたり。

◎第二回事務打合せ

日時、昭和十二年九月二十四日午後二時より

場所、市役所理事者控室

出席者

監督局 経理部長、徴収係長

税務署 南北両税務署庶務課長

県 庶務課員

市 財務課長、財務課員

協議事項

- 一 納税週間実施計画に関する件
 - 二 納税週間事業施行順序に関する件
 - 三 事務処理方法に関する件
 - 四 納税宣伝費予算に関する件
 - 五 其他、納税宣伝に関する件
- 備考 前回の協議事項に準じ打合せの結果、多少具体的腹案を決定するに至れり。

◎第三回事務打合せ

日時、昭和十二年十月四日午前十時より

場所、公会堂四階第二号室

出席者

監督局 局長、経理部長、徴収係長

税務署 南北両税務署長及庶務課長

県 庶務課長、庶務課員

市 市長、第一助役、庶務部長、財務課長、財務課員

区 各区長（東区及中区長欠席、西区長代理）

協議事項

- 一 納税週間実施計画に関する件
 - 二 納税週間事業施行順序に関する件
 - 三 納税週間事務処理方法に関する件
 - 四 納税週間実施予算に関する件
 - 五 其の他、納税宣伝に関する件
- 備考 実施計画、事業施行順序、事務処理方法、実施予算、其の他納税週間実施関係事項に付正式決定を見たり。

◎第四回事務打合せ

日時、昭和十二年十月六日午後二時より

場所、公会堂四階第二号室

出席者

監督局 経理部長、徴収係長

税務署 南北両税務署庶務課長

県 庶務課員

市 庶務部長、財務課長、財務課員

区 各区税務課長、経理課長、税務課庶務係主任

協議事項

- 一 納税週間実施計画に関する件
 - 二 納税週間事業施行順序に関する件
 - 三 納税週間事務処理方法に関する件
 - 四 納税週間実施予算に関する件
 - 五 十月に施行すべき事項に関する件
 - 六 其の他納税宣伝に関する件
- 備考 前回決定の案に基き実施すべく、之が具体的方法に付協議したり。

◎第五回事務打合せ

日時、昭和十二年十月十九日午後一時半より

場所、市役所第三会議室

出席者

監督局 経理部長、徴収係長

税務署 南北両税務署長、庶務課長

県 庶務課員

市 庶務部長、財務課長、財務課員

区 各区税務課長

協議事項

- 一 ポスター及標語審査要項、其の他に関する件
- 二 標語入スタンプ図案、其の他決定の件
- 三 作文募集及審査要項、其の他に関する件
- 四 納税週間予告ポスター図案、其の他決定に関する件
- 五 納税週間中宣伝ポスター図案、其の他決定に関する件
- 六 市電乗換券裏面宣伝図案、宣伝月日、其他決定に関する件
- 七 令書添付注意書に関する件
- 八 セロファン宣伝紙図案、其の他決定に関する件
- 九 宣伝ビラ様式、其の他決定に関する件
- 一〇 ラヂオ放送に関する件
- 一一 納税者土産物品に関する件
- 一二 マッチ図案決定に関する件
- 一三 官公私立中等学校講演に関する件
- 一四 煙草添付カードに依る宣伝に関する件
- 一五 葉に関する件
- 一六 標語入封筒に関する件
- 一七 鉛筆に関する件
- 一八 其の他、納税週間事務に関する件

備考 ポスター図案、その他印刷物の調製等実施事項に関する個別的事項に付協議したり。

◎第六回事務打合せ

日時、昭和十二年十月二十九日午後一時より

場所、市役所第三会議室

出席者

監督局 経理部長、徴収係長

税務署 南北両税務署長、庶務課長

県 庶務課員

市 庶務部長、財務課長、財務課員

区 各区税務課員

協議事項

- 一 ポスター及標語審査要項に関する件
- 二 作文募集要項に関する件
- 三 立看板の配置に関する件
- 四 スカイサインに依る宣伝に関する件
- 五 各種宣伝幕に関する件
- 六 ラヂオ放送に関する件

- 七 煙草カードに依る宣伝に関する件
 - 八 街頭宣伝方法に関する件
 - 九 中等学校講演に関する件
 - 一〇 映画製作に関する件
 - 一一 小学校映画会に関する件
 - 一二 映画講演会余興番組に関する件
 - 一三 「納税組合員の心得」印刷に関する件
 - 一四 納税週間宣伝ポスター（最小型）調製配付に関する件
 - 一五 その他、納税週間実施に関する件
- 備考 前回に於て大体打合せを為したる事項に付、更に具体的実施方法を協議したり。

◎第七回事務打合せ

日時、昭和十二年十一月八日午前十一時より

場所、市役所第三会議室

出席者

監督局 徴収係長

税務署 南北両税務署庶務課長

県 庶務課員

市 財務課長、財務課員

区 各区税務課庶務係主任

協議事項

一 懸賞募集ポスター図案並に標語の整理に関する件

備考 懸賞募集ポスター図案並に標語の下審査として応募作品を整理したり。

◎第八回事務打合せ

日時、昭和十二年十一月九日午後二時より

場所、市役所第三会議室

出席者

監督局 経理部長、徴収係長

税務署 南北両税務署長、庶務課長

県 庶務課員

市 第一助役、庶務部長、財務課長、財務課員

区 各区税務課長

協議事項

一 懸賞募集ポスター並に標語審査の件

備考 第二編第一章第一節に掲記したる通り、ポスター並に標語の入選者を決定したり。

◎第九回事務打合会

日時、昭和十二年十一月十二日午前九時より

場所、市役所第三会議室

出席者

市 財務課員

区 各区税務課庶務係主任

協議事項

一 納税映画会開催に関する件

二 納税宣伝物配付に関する件

備考 市内各小学校に於て開催したる納税映画会、並に各区役所に於て配付したる納税宣伝物に関し、実施上の具體的事務処理方法に付打合せを行ひたり。

◎第十回事務打合会

日時、昭和十二年十一月十八日午前十時より

場所、公会堂二階第二号室

出席者

監督局 徴収係長

税務署 南北両税務署庶務課長

県 庶務課員

市 財務課長

協議事項

- 一 週間中、国、県、市税の納税相談所を公会堂に設置するの件
- 二 納期内納入の宣伝スタンプ（懸賞入選標語入）追加調製の件
- 三 宣伝ポスター（中型）追加調製の件
- 四 講演及演芸の番組決定の件
- 五 中等学校に於ける講演会開催の件
- 六 その他、納税週間に関する件

備考 既定計画の外に新たに追加すべき事項、又は内容を多少変更する為め特に打合せを行ひたり。

◎第十一回事務打合せ

日時、昭和十二年十一月二十九日午後三時半より

場所、公会堂四階中集会室

出席者

監督局 徴収課員

県 庶務課員

市 財務課長、財務課員

区 各区税務課庶務係主任

協議事項

一 納税週間残務整理に関する件

二 将来の納税宣伝に関する件

備考 納税週間に関する残務整理、並に昭和十三年度以降に於ける納税宣伝方法等に付打合せを行ひたり。

◎第十二回事務打合せ

日時、昭和十二年十一月三十日午後二時半より

場所、公会堂四階中集会室

出席者

監督局 局長、総務部長、経理部長、直税部長、徴収係長、会計係長

税務署 南北両税務署長、庶務課長

県 庶務課長、庶務課員

市 第一助役、財務課長、財務課員

区 各区税務課長

協議事項

一 納税週間実施事項に関する件

二 納税週間実施経費決算概計に関する件

三 来年度に於ける納税週間実施に関する件

備考 納税週間に於て実施したる事項、及之に要したる経費の決算概計、並に来年度に於ける週間実施等に関し打合せを行ひたり。

第二節 事務分担

関係事務の連絡統制の爲め、前後十二回に亘る各関係者の事務打合会を開催したる外、個々の関係事項に付ては相互緊密なる連繫の下に事務の進捗を計り、尚大体左記事項を関係当局に於て分担したり。

一 名古屋市分担事項

- (1) 計画に関する事項
- (2) 連絡に関する事項
- (3) 統制に関する事項
- (4) 会合に関する事項
- (5) 予算に関する事項
- (6) 物品に関する事項
- (7) 映画並に写真に関する事項
- (8) その他実施に関する事項

二 区役所分担事項

- (1) 立看板の配置に関する事項

- (2) ポスターの配付に関する事項（町総代、郵便局、銀行等）
- (3) 特別注意書配付に関する事項
- (4) 映画会開催に関する事項（小学校の分）
- (5) その他実施に関する事項

三 愛知県

- (1) 警察との連絡に関する事項
- (2) ラヂオの放送並に講演会の講演に関する事項
- (3) 街頭宣伝並に映画会に関する事項
- (4) その他実施に関する事項

四 名古屋税務監督局（南・北両税務署を含む）

- (1) 主として印刷物の調製に関する事項
- (2) ラヂオ放送並に映画講演会に関する事項
- (3) 街頭宣伝並に映画講演会に関する事項
- (4) その他実施に関する事項

第二章 納税週間実施計画

第一節 実施計画案

名古屋市に於て昭和十二年度予算中納税週間費を計上の際実施計画案の作成ありたるも、愛知県及名古屋税務監督

局と共同主催を以つて実施することとなりたる為め内容の一部を変更し、左記計画案に基き納税週間の実施を見るに至れり。

実施計画案

- 一 目的 納税思想の普及を図り徴税成績の向上に資せしめむとす
- 二 主催者 名古屋市、愛知県、名古屋稅務監督局
- 三 実施区域 名古屋市一円
- 四 実施期間 自昭和十二年十一月二十三日、至昭和十二年十一月二十七日、五日間
- 五 名称 納税週間
- 六 実施方法
 - (1) 一般大衆より納税標語及納税ポスター図案を懸賞募集すること
 - (2) 小学校(尋常四年以上並に高等科生徒)及中等学校生徒より納税に関する作文を募集すること
 - (3) ポスターを電車、湯屋、髮理店、町内揭示場、郵便局、公金取扱銀行等に掲示すること
 - (4) 週間中、関係各官公衙の發送文書の封筒に標語入スタンプを押捺すること
 - (5) 立看板、懸垂幕、横引幕を主要地点に表示すること
 - (6) 市営電車、バス及各官公衙の窓硝子に宣伝用透明紙を貼付すること
 - (7) 市営電車乗換券裏面を利用し宣伝を行ふこと
 - (8) スカイサインに係り宣伝を行ふこと
 - (9) ビラを飛行機に依り撒布し、又は小学校生徒に配付すること

- (10) ビラ、風船、マッチを街頭に於て配付すること
- (11) 注意書を十一月の徴税令書に貼付し納税者に配付すること
- (12) 納税組合員に限り印刷物、マッチ、鉛筆、風船等を配付すること（公会堂に於ける映画講演会当日）
- (13) ラヂオに依り講演、座談会、児童劇等を放送すること
- (14) 十一月分の税金を十一月二十五日迄に納付したる者に対し、マッチ、風船（紙、ゴム）、標語を交付すること
- (15) 鉛筆、葉を小学校及中等学校生徒に配付すること
- (16) 国、県、市の各種施設を撮影すること

第二節 施行順序

九月十六日に開催の第一回事務打合会に於て定めたるもの左記の通りにして、之が実施に付ては其の順序及内容を多少変更したり。

施行順序

月 日	事 業	説 明
十月十一日迄	一、標語及ポスター図案の懸賞募集 二、作文の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・市営電車内及適當なる個所に募集広告を掲示 ・小学校及中等学校生徒より募集する為め各学 校長に依頼
十一月五日迄	一、標語及ポスター図案入選者決定	<ul style="list-style-type: none"> ・選者を関係各新聞社記者に委嘱すると共に、 監督局、県、市関係者に於て決定

十一月十五日迄	<p>一、作文の入選者決定</p> <p>二、ポスターの配付</p> <p>三、納税注意書の配付</p> <p>四、施設映画の製作</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各校長の学年別代表作推薦に基き各区毎に学年別入選者を決定 ・湯屋、理髪店、町総代、郵便局、公金取扱銀行等に配付 ・徴税令書に貼付 ・国、県、市の各種施設を撮影 ・二十日より二十七日迄の納税者に標語、マッチ、風船を配付
十一月二十日	<p>一、納税者に宣伝物配付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市長の講演 ・飛行機よりビラを撒布 ・交差点、百貨店等に於てビラ、マッチ、風船を配付 ・市営電車内に納税週間の実施を広告 ・宣伝用透明紙を市営電車、バス並に各官公衙の窓硝子に貼付 ・電車乗換券裏面を利用し宣伝記事を記入 ・懸垂幕及横引幕に依る宣伝 ・立看板を町内に配置 ・各官公衙の發送文書に記念スタンプを押捺 ・鉛筆、葉を小学校及中等学校生徒に配付 ・小学校に於て映画会を開催
十一月二十三日	<p>一、ラヂオ放送</p> <p>二、印刷物其の他に依る宣伝</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市長の講演 ・飛行機よりビラを撒布 ・交差点、百貨店等に於てビラ、マッチ、風船を配付 ・市営電車内に納税週間の実施を広告 ・宣伝用透明紙を市営電車、バス並に各官公衙の窓硝子に貼付 ・電車乗換券裏面を利用し宣伝記事を記入 ・懸垂幕及横引幕に依る宣伝 ・立看板を町内に配置 ・各官公衙の發送文書に記念スタンプを押捺 ・鉛筆、葉を小学校及中等学校生徒に配付 ・小学校に於て映画会を開催
十一月二十四日	<p>一、ラヂオ放送</p> <p>二、印刷物其の他に依る宣伝</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童劇 ・前掲の通り

十一月二十五日	一、ラヂオ放送 二、印刷物其の他に依る宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋税務監督局長の講演（座談会） ・前掲の通り
十一月二十六日	一、映画講演会の開催 二、ラヂオ放送 三、印刷物其の他に依る宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂に於て昼夜二回開催し余興を加ふ、納税組合員の入場者に対し印刷物其の他を配付 ・公会堂に於ける余興を中継 ・前掲の通り（飛行機に依るビラの撒布、並に電車内のポスターの掲示を除く）
十一月二十七日	一、ラヂオ放送 二、印刷物其の他に依る宣伝 三、映画講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県知事の講演 ・前掲の通り ・前掲の通り

第三節 予算内訳

納税週間実施費として名古屋市昭和十二年度予算中一千円の計上ありたるも、名古屋市、愛知県、名古屋税務監督局共同主催の下に納税週間を施行することとなりたる関係上、既定計画を変更し之に伴ふ所要経費にも異動を生じ、予算総額八千四百二十四円を以て之に充つることとなりたり。而して関係当局に於て右費用を分担することとなり、名古屋税務監督局に於て一千八百円、愛知県に於て一千八百円、名古屋市に於て四千八百二十四円を分担したり。予算内訳を示せば左表の如し。

「予算内訳及び以下の項目は省略した」

155 昭和12年11月 租税徴収成績向上に関する件

庶第二〇二八号

昭和十二年十一月二十七日

築館税務署長印

豊里村長殿

租税徴収成績向上方ニ関スル件

国税ノ徴収成績向上方ニ関シテハ、毎納期共貴職並ニ貴庁係員ノ格別ナル御尽力ニ因リ漸次良好ナル成績ヲ示シ、有之候ハ、邦家ノ為メ寔ニ慶賀ニ不堪処ニ御座候

扱、本月末納期ニ係ル畑租・雑地租・個人営業収益税及乙種資本利子税各第二期分ニ対シテハ、既ニ適切ナル御計画ノ下ニ夫々御手配中ノ事トハ被存候へ共、其ノ筋ノ通牒ノ次第モ有之、又現下ノ時局ニ対応スル上ニ於テモ、尚一段ノ御努力ニ依リ一層良好ナル成績ヲ挙揚セラル、様、特別ノ御配慮相煩度
右御依頼等得貴意候也

(平5 仙台 385)

156 昭和13年5月 市町村における納税施設拡充に付通牒

経機第一七号

昭和十三年五月三日

東京稅務監督局長 印

稅務署長 殿

市町村ニ於ケル徵稅上必要ナル各種施設ノ拡充改善ニ關シ、大藏省主稅局長・內務省地方局長連署ヲ以テ、別紙寫ノ通各地方長官ニ對シ通牒相成候趣ニ付テハ、夫々市町村ニ示達有之コトト被存候條、不日各市町村ヨリ徵稅上ノ施設擴充改善方ニ關シ協議ニ接シタル際ハ、充分之ニ協力ヲナシ施設改善上遺憾ナキヲ期セラレ度右通牒候也

主秘第一六七号

昭和十三年四月十九日

內務省地方局長 坂 千秋

大藏省主稅局長 大矢半次郎

北海道庁長官

各府県知事 殿

市町村ノ徵收スル國稅金ニ對シテハ、其ノ徵收費用トシテ交付金ヲ交付相成居リ、之力使途ニ關シテハ明治四十四年五月主秘第一四〇号及大正三年八月主秘第一四三号通牒ノ次第モ有之、徵稅上必要ナル各種施設方法ヲ議スルノ經費ニ充テシムル様、十分御留意相成居候コトトハ被存候へ共、昨年制定セラレタル臨時租稅增徵法、北支事件特別稅法及本年四月一日ヨリ施行セラレタル支那事變特別稅法ニ依ル增稅ノ結果、昭和十三年度以降ニ於ケル國稅徵收交付金

ハ從來ニ比シ著シク増加スルコトト相成候ニ付テハ、右税法施行ニ伴ヒ徵稅事務ハ今後一層複雑ト可相成候条、各市町村ヲシテ稅務官庁ト熟議ノ上、此ノ際更ニ徵稅上必要ナル各種施設ノ拡充改善ニ努メ、以テ納稅者ノ利便ヲ図ルコト二十分努力セシメラルル様、特ニ御配慮相成度、此段及御通牒候也

(昭52 東京 110)

157 昭和13年6月 各種納稅施設ノ拡充改善概況

起案昭和十三年六月三日㊦

局長代㊦ 総務部長 不在 部長㊦ 部

経第三六〇号 局

各稅務署長 宛

市町村ニ於テ最近ノ増稅ニ伴フ交付金増加後之方使途ニ関シ

各種納稅施設ノ拡充改善ヲ為シタルモノノ概況調ノ件

首題ニ関スル調、別紙参考ニ資セラレ度

右及通牒候也

「 市町村ニ於テ最近ノ増稅ニ伴フ交付金増加後之方使途ニ関シ
各種納稅施設ノ拡充改善ヲ為シタルモノノ概況

函館稅務署

- 一 納稅組合ニ對スル奨励規程ノ改正ヲ行ヒ、奨励金ノ増額ヲ為シタルモノ 一〇
- 一 納稅袋ヲ配布シタルモノ 二
- 一 納稅思想ノ普及宣伝ノ為活動写真ヲ開催シタルモノ 三
- 一 納稅組合ニ納稅旗ヲ購入配布シタルモノ 二
- 一 納稅宣伝用透明紙ヲ購入配布シタルモノ 二
- 一 納稅奨励委員ノ門標ヲ作製配布シタルモノ 一
- 一 納稅奨励ニ關スル兒童作品ヲ印刷配布シタルモノ 一
- 一 納稅完納者表彰式挙行シタルモノ 一
- 一 納稅組合ノ増設拡充ノ補助ヲナシタルモノ 五
- 一 納稅箱ヲ配布シタルモノ 一

江差稅務署

江差町

- 一 各稅ノ納期ニ際シ町内四ヶ所ニ出張徵收所ヲ臨時ニ施設シ納稅者ノ利便ヲ図レリ
- 一 納稅督励ヲ適宜適切ニ強調シ完納ヲ期ス
- 一 納稅組合ノ内容改善ト組合員ノ増加ヲ図リ完納ヲ期ス

上ノ国村

一 完納納税組合ニ対スル交付金ヲ増額ノ上、左記ノ通下シ抽籤ヲ以テ交付セリ

記

一等 三十円 一組合

二等 三十円 二組合

三等 二十円 三組合

四等 十五円 四組合

五等 十円 五組合

但、組合加入戸数百戸以上ノ組合ニ対シテハ五割増ノ金額ヲ交付ス

厚沢部村

一 納税袋ヲ作製、各戸ニ配付セリ

一三〇〇袋 調製価格 四五五〇銭

一ヶ当 三厘五

熊石村

一 各納税組合ニ対シ納税旗ヲ交付、納税マツチヲ作製、各戸ニ配付、納税思想ノ普及宣伝ニ努メタリ
其ノ他ノ町村ニ付テハ特記スヘキ事項ナシ

寿都税務署

交付金増加後之方使途ニ関シ特ニ施設シタルモノナキモ、昭和十二年度ニ於テ各町村共相当納税奨励費ヲ計上シ納税組合ノ拡充ヲ計リタル結果、全管ニ於テ三十七組合ノ新設ヲ見ルニ至リタル次第ナリ
 追而、最近三ケ年ニ於ケル各町村納税奨励費調、別紙ノ通り

納税奨励費調

町村名	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年 度 予 算	備 考
寿 都 町	三五〇 円	四〇〇 円	三六〇 円	
東 島 牧 村	五〇	五〇	五〇	
西 島 牧 村	六〇	六〇	一〇〇	
樽 岸 村	四六六	五〇〇	五〇〇	
熱 郭 村	一〇〇	二〇〇	一〇〇	
黒 松 内 村	一〇〇	二〇〇	一五〇	
歌 棄 村	二二〇	二二〇	二〇〇	
磯 谷 村	一四〇	二〇〇	二〇〇	
南 尻 別 村	九七四	八八七	六五〇	
計	二、四六〇	二、七一一	二、三一一〇	

小樽税務署

市ニ於テ施設シタルモノ

一 納稅組合ノ設立ヲ一層増加徹底セシムルノ見地ヨリ、各種団体及官公衙銀行会社等ニ吏員ヲ派シ、之方設立ニ極力努力シツツアリ

一時局ノ認識ヲ深ムルト共ニ納稅思想ノ徹底強化ヲ図ル為メ、納稅ニ関スル「チラシ」ヲ調製、各戸ニ配付セリ
一 納稅者ニ対シ納稅上ノ便宜ヲ図ル為メ、諸稅課率表並納稅一覽表及納稅ニ関スル注意事項等ヲ記シタル納稅便覽ナル「リーフレット」ヲ調製、各戸ニ配付予定ヲ以テ準備中ナリ

俱知安稅務署

一 管内島野村ニ於テハ納稅組合ノ創設ニ当リ、組合員一人ニ付金貳拾錢以内ノ助成金ヲ交付シツツアリ

二 管内岩内町、島野村、発足村ニ於テハ、毎納稅ニ当リ納稅限ノ注意書ヲ小学校児童ヲ通シ配付シツツアリ

三 管内小沢村、留壽都村ニ於テハ、納稅組合維持資金ヲ強固ナラシムル上ヨリ、納稅獎勵規程ノ納稅獎勵費ヲ相当増額交付セリ

四 各町村共特ニ施設シタル事項ナキモ、本交付金増加ノ趣旨ニ照シ今後一層ノ納稅組合ノ設立拡充ニ努力中ナリ

岩見沢稅務署

各町村共時局下ニ於ケル納稅ノ尊嚴ナル意義ヲ認識セシムルト共ニ、之方完全ナル義務履行ヲ徹底セシメ、納稅思想ノ啓發ニ務メ、更ニ納稅組合ノ拡充強化ヲ計ル計畫ヲ樹立シ、昨秋納稅奉公週間ノ延長トシテ随時印刷物、講演並ニ部落懇談會、映画写真等ヲ以テ納稅成績ノ向上改善ニ努力シ、増稅ニ伴フ交付金ハ總テ奨励金ノ一部及納稅組合基金

ニ交付シアル結果、大ニ見ルベキモノアリ、目下未納等ノ悪風ヲ一掃サレツツアル現況ニアリ、其ノ他特ニ使途施設シタル町村ナシ

名寄稅務署

管内名寄町ニテハ本年度ニ於テ納稅獎勵費壹千円ヲ計上シ、本件拡充改善ヲ計ル計畫中ナリ

劍淵村ニテハ本年度ニ於テ左記費用ニ充當計畫ヲ樹立シタリ

一 納稅旗作製費

一 納稅組合長、同幹事、同組合員ノ表札作製費

一 右ノ外納稅組合増加ニ因ル納稅獎勵費ニ充當

又下川村ニテハ本年度ニ於テ始メテ納稅組合ノ設置ヲ見、納稅獎勵金三百円ヲ予算ニ計上シ、今後組合ノ助成促進ヲ期シツツアリ

和寒村ニ於テハ十二年度中新ニ納稅獎勵委員五十四名ヲ囑託シ、納稅思想普及ニ關スル協議会ヲ二回開催シ、納稅督勵其ノ他納稅組合ノ拡充計畫ヲ樹立シ目下着々実行中ニシテ、所要經費一五〇円計上、尚小学校児童ニ對スル施設トシテ児童ノ作品、書方、作文ヲ募集、優秀者ニ賞狀賞品ヲ、其他全児童ニ賞品ヲ与ヘ納稅思想普及ニ努メツツアリ、所要經費一〇〇円ヲ計上ス、其他全村各戸ニ對シ納稅袋ヲ作製配付セリ、所要經費七二円

其ノ他ノ町村ニ於テハ、交付金増加後其使途ニ關シ施設拡充ニ留意シ居ルモ、未ダ具体的ニ施設セル事項ナシ

留萌稅務署

各町村トモ納税組合ニ奨励金ヲ交付シ、或ハ印刷物ヲ配付シテ納税思想ノ普及宣伝ニ努メタル結果、納税組合ノ拾貳年度中ニ於テ設立シタルモノ七拾件ノ多キニ達シ、尚拾貳年度後半期ノ納期内納税成績ハ前年度同期ニ比較シ著シク向上ヲ見タリ

留萌町

納税思想ノ普及宣伝費、既設納税組合ノ奨励金及今後創立スベキ創立奨励金ノ一部ニ使用スベク計畫中ナリ
増毛町

今後二区域ノ組合設立ニヨリテ全町ニ組合設立ヲ見ル可ク、右ノ未設立区域ノ設立ヲ俟テ本町納税奨励規程ノ改正ヲ行ヒ、奨励金ノ増額交付ヲセントス、尚不在地主ニ対スル管理会設立ヲ計畫中ナリ

小平藥村

施設事項ナシ

鬼鹿村

施設事項ナシ

苦前村

施設事項ナシ

羽幌町

納税奨励金ヲ増額シ納税組合ノ強化ト拡充ヲ為サムトス

初山別村

施設事項ナシ

天賣村

施設事項ナシ

焼尻村

施設事項ナシ

遠別村

施設事項ナシ

天塩町

納税施設ノ普及納税思想涵養ノ目的ヲ以テ、印刷物並ニ納期一覽表ヲ印刷シタル納税袋ヲ作成シ全町各戸ニ配付セ
ル為メ、之等ノ宣伝ニ依リテ従来納税組合未設置ノ部落ニモ今回設立ヲ見ルニ至リテ、納税成績逐次向上シツツア
リ

幌延村

施設事項ナシ

鬼脇村

稚内稅務署

- 一 勤統組合役員並個人成績優良者表彰ヲモ含ム納税奨励規程ヲ改定、之レニ伴フ奨励費十三年度ヨリ二百七十円
ヲ予算ニ計上議決、益々其ノ基礎ヲ強固ナラシムル計画ナリ
- 一 督励旅費在来年額三十円程度ナリシヲ、本年度ヨリ六十六円ニ増額督励ノ徹底ヲ企画セリ

仙法志村

鷺泊村

一 納税組合ニ対スル交付金、前年度二百八円ヲ本年度四百十二円ニ増額、組合ノ活動力ヲ助長セシムル計画ナリ
納税奨励新規程ニヨリ左記ノ通交付金改正ス

一 納税組合ニハ左記区分ニヨリ交付ス

イ 創立交付金 一戸ニ付二十銭

ロ 納入歩合交付金

完納シタルモノ 納税額千分ノ二〇

九分五厘以上ノモノ 同 千分ノ一〇

九分以上ノモノ 同 千分ノ五

外ニ令書一通ニ付 二銭

ハ 特別税戸数割ヲ負担スルモノニシテ、納期内ニ之ヲ納付シタル者ニ対シテハ、其ノ納入額ノ百分ノ十以内ニ於テ納入ノ際交付ス

ニ 左ノ各号ニ該当スル納税組合及個人ニ対シテハ、其ノ実績ヲ調査シ之ヲ表彰シ特別奨励金ヲ交付ス

三年引続キ諸税完納シタルモノ
組合 納入額 百分ノ五以内
個人 同 百分ノ三以内

五年引続キ諸税完納シタルモノ
組合 納入額 百分ノ七以内
個人 同 百分ノ五以内

十年引続キ諸税完納シタルモノ

同

同

百分ノ十以内

同

同

百分ノ七以内

ホ 五十年以上引続キ諸税完納シタルモノハ五年目毎ニ之ヲ表彰ス

ヘ 納税組合ニシテ創立後引続キ一年全組合員諸税完納シタルトキハ、一戸ニ付金二十銭以内ノ特別奨励金ヲ交
付ス

室蘭市

室蘭稅務署

増額ノ分ニ対シテハ一般會計ニ使用シ、特ニ施設シタル事項ナシ

幌別村

納税組合未加入者ノ絶無ヲ期スルヲ為メ、加入奨励金トシテ一戸当二十銭ヲ交付シ居レリ

白老村

特ニ施設シタル事項ナシ

苫小牧町

納税組合ニ対スル交付金ノ増額ヲ為ス

鷗川村

納税組合ニ対スル交付金及納税奨励費ノ増額ヲ為ス

穂別村

納税奨励金ノ増額ヲ為ス

安平村

特ニ施設シタル事項ナシ

厚真村

特ニ施設シタル事項ナシ

伊達町

特ニ施設シタル事項ナシ

壮瞥村

納税奨励金ノ増額並ニ納税管理会及納税督励費ノ増額ヲ為ス

徳隣警村

特ニ施設シタル事項ナシ

洞爺村

納税奨励費並ニ納税組合ニ対スル交付金ノ増額ヲ為ス

虻田村

特ニ施設シタル事項ナシ

豊浦村

特ニ施設シタル事項ナシ

浦河稅務署

一 國稅諸帳簿用紙及納稅告知書用紙購入費ニ充當ス

二 納稅獎勵費ニ充ツルモノ

イ 諸稅完納者ニ對シテハ納稅額ノ多寡ニ依リ、其ノ割合ニ依リ獎勵金額ヲ定メ之ヲ交付ス

ロ 納稅組合ニ關シテハ納稅成績ノ良否（大体九割ヲ標準トスル町村多シ）ニ鑑ミ、納付金額ノ割合ニ依リ獎勵金ヲ交付ス

ハ 納稅表彰式經費 表彰狀記念品購入

三 納稅宣傳經費ニ充ツルモノ

納稅宣傳懸垂幕、納稅旗、納稅上ニ關スルスタンプ、宣傳ビラ購入

釧路稅務署

白糠村

一 期限内納付獎勵

諸稅ノ納期完納ニ就テハ常ニ意ヲ用ヒ機會アル毎ニ獎勵シツツアル処ナルモ、近來新稅法ノ施行増稅等ニ因リ一層其ノ緊要ナルヲ痛感セルモノニシテ、之方対策ヲ考慮中ノ処、會々國稅徵收交付金ノ増加ニ鑑ミ、之ヲ財源トシ昭和十二年度第二期諸稅完納者ニ限り納稅獎勵ノ目的ヲ以テ湯吞式個宛贈与シ、併テ納稅思想ヲ鼓吹シタレバ、納稅上ニ及シタル影響不尠、昭和十三年第一期諸稅ニ於テ異常ノ成績ヲ収メツツアリ

今後交付金ノ増加分ハ納税奨励金及納税組合維持交付金等ニ充ツル計画ナリ

帯広税務署

一 納税組合ノ新設並ニ組合員増加ヲ嚮憑スル意味ニ於テ納税組合奨励規程ノ一部ヲ改正シ、組合設立ニ際シテモ奨励金交付ノ途ヲ設ケ、更ニ納税組合奨励金ハ取扱税額増加ニ応シ夫々増額交付スルコトニ改正シタル町村モアリ

二 交付金ヲ納税奨励費ニ増加充當シテ完納組合ニ交付シ、以テ組合ノ活動ヲ促シ成績ノ向上ニ努メツツアル町村多シ

(平 1 札幌 117)

158 昭和15年 4月 国税徴収法施行規則改正に伴う事務執行方

経徴第五三号

昭和十五年四月十三日

東京税務監督局長印

税務署長殿

徴収事務執行方ノ件

今回国税徴収法施行規則改正ニ伴フ徴収事務執行方ニ関シ、別紙ノ通主税局長ヨリ通牒有之候条、右趣旨ニ依リ取扱

相成度

右及通牒候也

蔵税第九三七号

昭和十五年四月九日

主税局長 大矢半次郎 印

東京税務監督局長 中村重喜殿

今回国税徴収法施行規則中別紙ノ通改正相成候処、之方改正ニ伴フ徴収事務執行方ニ関シテハ、左記ニ依リ御取扱相成度、此段依命及通牒候也

記

一 第八条ノ改正ニ依リ、課税標準決定ノ通知ヲ為シタル分類所得税、綜合所得税、個人ノ臨時利得税及個人ノ營業税ハ繰上徴収ヲ為シ得ルコトトナレルモ、之方適用ハ其ノ時期後ルトキハ税金徴収ノ見込ナキ場合ニ限り、已ムヲ得ズ執行スベキモノニシテ、漫ニ納期ヲ繰上他ノ權利行使ヲ妨ゲ、又ハ納税人ノ困難ヲ増加セシムルガ如キコトナキ様廠ニ注意スベキコト

一 第二十九条ノ改正ニ依リ、国税滞納処分ノ場合ニ於テモ、他ノ国税又ハ府県税、市町村税等ノ交付要求ヲ為シ得ルコトトナレルモ、之方取扱ニ関シテハ処理ノ明確ヲ期セラルルハ勿論、交付要求ヲ受ケタルトキハ、其ノ旨滞納者並ニ利害関係人ニ通知スベキコト

右ノ場合利害関係人トハ物件ノ所有者、登記簿又ハ登録原簿ニ記入アル不動産、其ノ他ノ財産上ノ権利者、知レタ

ル抵当証券ノ所持人及裏書人、其ノ他公正証書ヲ以テ当該財産ノ権利者タルコトヲ証明シタル者ヲ指スモノトス

勅令第五百十九号

国税徴収法施行規則中左ノ通改正ス

第一条ノ二 地租ノ外、左ノ国税ハ市町村ニ於テ之ヲ徴收スベシ

一 分類所得税(甲種ノ配当利子所得、甲種ノ勤勞所得及甲種ノ退職所得ニ対スル分類所得税ヲ除ク)

二 総合所得税(所得税法第百六条第一項ニ規定スル綜合所得税ヲ除ク)

三 個人ノ臨時利得税

四 個人ノ營業税

第八条第二号及第三号ヲ左ノ如ク改ム

二 所得金額決定ノ通知ヲ為シタル分類所得税及綜合所得税、利得金額決定ノ通知ヲ為シタル個人ノ臨時利得税、

並ニ純益金額決定ノ通知ヲ為シタル個人ノ營業税

三 製造石数査定済ノ酒類ニ対スル酒類造石税

四 製造場外ニ移出セラレタル酒類ニ対スル酒類庫出税、及清涼飲料ニ対スル清涼飲料税、並ニ販売セラレタル第

一種ノ物品又ハ製造場ヨリ移出セラレタル第二種若ハ第三種ノ物品ニ対スル物品税

第二十九条中「第二号」ヲ「第一号」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ賦課シ若ハ賦課スベカリシ、又ハ徴収シ若ハ徴収スベカリシ第三種ノ所得ニ係ル所得税、個人ノ營業收益税、乙種ノ資本金子税、第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税及個人ノ臨時利得特別税ニ關シテハ、国税徴収法施行規則第一条ノ二ノ改正規定ニ拘ラズ、仍従前ノ例ノ依ル

経徴第六〇号

昭和十五年四月十九日

東京稅務監督局長印

稅務署長殿

徴収事務執行方ノ件

国税徴収法施行規則第八条及同第二十九条改正ニ伴フ徴収事務執行方ニ關シテハ、昭和十五年四月九日付蔵税第九三七号主稅局長通牒ニ依ルノ外、仍左記ニ依リ取扱相成度

右及通牒候也

記

国税徴収法施行規則第八条關係

- 一 国税徴収法施行規則第八条第二号ニ依リ納期ノ繰上徴収ヲ為シ得ルハ、所得金額、利得金額及純益金額ノ決定通知ヲ為シタル諸稅ナルヲ以テ、決定通知書送達ノ有無ハ繰上徴収上重要ナル点ニ付、之方決行ニ當リテハ決定通知書送達ノ事實ヲ確認シ、且其ノ事蹟及納期ニ至リ税金ノ徴収ヲ完フスルコト能ハズト認メタル事由ヲ繰上徴収決議書ニ明記シ、後日紛争ヲ生ズルコトナキヲ期スルコト

二 前項ノ繰上徴収ヲ為ス場合ニ於テハ、市町村ニ対シ納額通知書ヲ發スルト共ニ繰上徴収ノ旨ヲ通知シ、市町村ヲシテ直ニ納税告知書ヲ發付セシメ、之ヲ發付ヲ俟テ繰上徴収ノ旨ヲ納税人ニ告知スルコト

三 課税標準ノ決定ヲ要スル所得税、個人ノ臨時利得税並ニ個人ノ營業税（納税義務者營業ヲ讓渡シ、又ハ廃止シタル後）ニシテ、納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ税法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至リタル為一時徴収ヲ為スハ、各税法所定ノ一時徴収ヲ為シ、国税徴収法ノ繰上徴収ニ依ラザルコト、但シ課税標準決定通知ノ公示送達ヲ為シタルモノニ在リテハ、法定公告期間經過後ニ於テ徴収手續ヲ為スコト

四 国税徴収法施行規則第八條第二号該當ニ依リ納期ヲ繰上徴収セムトスルトキハ、其ノ手續終了後遲滞ナク左ノ事項ヲ申報スルコト、但シ一人ノ徴収税額百円未満ノモノハ此ノ限りニアラズ

(一) 納税人ノ住所氏名

(二) 繰上徴収ヲ要スル年度、税目、納期及金額

(三) 繰上徴収ノ事由詳悉、其ノ手續ヲ為シタル月日及指定納期日

(四) 課税標準決定通知書送達ノ方法（郵便、使丁等）及其ノ年月日

(五) 差押フベキ財産ノ種類、数量及其ノ見積価格、並ニ国税ニ対シ先取シ得ベキ債権額

(六) 其ノ他参考トナルベキ事項

国税徴収法施行規則第二十九條關係

五 国税徴収法及国税徴収ノ例ニ依リ徴収シ得ベキ租税、公課ハ、總テ交付要求ヲ為シ得ルコト

六 昭和十五年四月一日以後ニ於テハ、昭和十五年三月三十一日以前ニ係ル租税公課ニ在リテモ交付要求ヲ為シ得ル

コト

七 国税徴収ニ付税務署相互間ニ交付要求ヲ為シ得ルハ勿論、同一税務署ニ於ケル既ニ執行中ノ滞納処分ニ対シ、他ノ国税金ノ交付要求ヲモ為シ得ルコト

八 交付要求書ヲ受理シタルトキハ当該滞納処分ノ差押調書ニ添付スルコト

九 交付要求ニ対スル配当金ヲ配当スル場合ニ於テハ、仮令同一税務署ノモノニ在リテモ交付要求ニ依ル配当金トシテ払出ノ手續ヲ為スコト

一〇 他ノ税務署ヨリ交付要求ヲ受ケタル場合、遠隔ノ地ニシテ必要アルトキハ、交付要求ヲ為シタル署ト協議ノ上交付要求金配当前滞納処分引継書ヲ徴シ、当該配当金ヲ歳入ニ充当ノ上滞納処分引受ノ回答ヲ為スコト

一一 前項ノ滞納処分引継書ニハ当該交付要求ニ対スル配当金受領ヲ引受、税務署ニ委任シタル旨ヲ明記スルコト

一二 多数ノ交付要求競合シタル場合ニ於テハ、特ニ注意シ配当順位ヲ謬ラザルコト

一三 交付要求書ヲ受理シタルトキハ、第一号様式ニ依リ滞納者並ニ利害關係人ニ必ズ其ノ旨、配達証明郵便ヲ以テ通知スルコト、但シ之方送達費用ハ滞納処分費トシテ徴収セザルコト

一四 前項ノ通知ヲ為シタル後交付要求金額其ノ他ニ変更アリタルトキハ、第二号様式ニ依リ滞納者並ニ利害關係人ニ其ノ旨通知スルコト

一五 差押ノ解除又ハ取消ヲ為シタルトキハ、第三号様式ニ依リ交付要求者及利害關係人ニ其ノ旨通知スルコト

(昭52 東京 110)

159 昭和15年4月 稅務相談所処務規程

訓令第三〇号

局 中 一 般
稅 務 署

稅務相談所処務規程、左ノ通相定メ即日施行ス

大正十二年三月訓令第一八号稅務相談部処務規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年四月二十一日

東京稅務監督局長 中村重喜印

稅務相談所処務規程

第一条 稅務相談所ハ東京市其ノ他管内ノ枢要ナル市ニ必要ニ応シ設置スルモノトス

稅務相談所ノ名称及其ノ設置スヘキ場所ハ別ニ之ヲ定ム

第二条 稅務相談所ニ於テハ左ノ事務ヲ取扱フ

- 一 国税一般ノ取扱ニ關シ民部ノ質疑ニ応答スルコト
- 一 稅務執行ニ關スル民部ノ疑義、不平、不滿等ニ對シ説明又ハ応答ヲ為スコト
- 一 稅務ニ關スル民部ノ申告、申請、請求等ニ付指導ヲ為スコト
- 一 租稅知識ノ普及宣傳ヲ為スコト

一 其ノ他稅務官庁ト民部トノ意思疎通ヲ図リ、円滑ナル稅務ノ執行ニ資スル為必要ナル事項

第三条 稅務相談所ニ稅務監督局ノ囑託トシテ專任ノ所長一名及所員若干名ヲ置ク

必要アルトキハ稅務監督局員及稅務署員ヲシテ、所長又ハ所員ヲ兼務セシムルコトアルヘシ

第四条 所長ハ稅務相談所ノ事務ヲ統整シ所員ト共ニ所務ニ從事ス

第五条 稅務相談所ノ事務処理ニ膺リテハ、懇切丁寧、簡易迅速ヲ旨トスヘシ

第六条 取扱事項中重要ナルモノ又ハ異例ニ亘ルモノニ付テハ、稅務監督局又ハ稅務署ニ照会シテ其ノ指示ヲ受ケ処理スヘシ

理スヘシ

第七条 稅務相談所ニ於テ処理シ難キ相談事項アリタルトキハ、直ニ稅務監督局又ハ關係稅務署ニ移送スヘシ

第八条 稅務相談所ノ所務一切ニ付テハ、常ニ稅務監督局及稅務署ト連絡協調スヘシ

第九条 稅務相談所ニハ別ニ定ムル日誌及処理箋ヲ設備シ、毎日總括的記録及各相談事項ノ処理顛末ヲ簡明ニ記録ス

ヘシ

第十条 稅務相談所ノ勤務時間ニ付テハ、必要ニ応シ特例ヲ設クルコトアルヘシ

第十一条 稅務相談所ヨリ發スル文書ニハ「相」ノ字ヲ、又機密文書ニハ「相機」ノ字ヲ冠記シタル文書番号ヲ付ス

ルト共ニ、別ニ定ムル所印又ハ所長印ヲ押捺スヘシ

訓令改第二号

局 中 一 般
稅 務 署

税務相談所処務規程第一条ニ基キ、左記要項ニ依リ税務相談所一箇所ヲ開設ス

記

一 開設年月日 昭和十五年七月十五日

二 名称及所在地

(イ) 名称 東京第二税務相談所

所在地 東京市本所区横網町八ノ十二

本所区役所内

(ロ) 名称 東京第三税務相談所

所在地 東京市渋谷区上通二ノ五十五

東横百貨店内

昭和十五年七月十一日

東京税務監督局長 中村重喜 印

(平1 東京 2566)

160 昭和15年8月 東京及横浜市内等庶務課長会議の指示事項

経徴改第一四〇号

昭和十五年八月廿四日

稅務署長殿

徵收事務ニ關スル件

本月十五日開催ノ東京及橫浜市内並ニ東京市附近各稅務署庶務課長會議ニ於ケル徵收事務ニ關スル指示事項、左記ノ通ニ有之候条、其署ニ於テモ右趣旨ニ依リ取扱相成度右及通牒候也

記

一 市区町村ニ於ケル送納及滯納報告遲延防止ノ件

市区町村ノ国税金送納狀況ニ付、最近ノ実績ヨリ見ルニ甚ダ寒心ニ堪ヘザルモノアリ、各署ハ適當ノ施設ヲ講ジ市区町村ヲ指導シ、以テ送納遲延ノ絶無ト滯納報告遲延防止ニ尙一段ノ努力ヲ為スコト

二 納稅督勵施行終了期日統一ノ件

市町村徵收法定納期分諸稅ノ納稅督勵施行終了日ニ付テハ、最近著シク其ノ延長ヲ見タル署アリ、督勵施行期間ノ延長ハ必ズシモ納稅成績ヲ昂上セシムルノ途ニアラザルノミナラズ、延テハ送納並ニ滯納処分着手ヲ遲延セシメ、納期内完納ノ納稅者ニ対シ著シク不公平ヲ生ズル結果ト為ル等ノ弊害ヲ生ジ、策ノ得タルモノニアラザルヲ以テ、爾今納稅督勵施行終了期日ハ市町村ノ送納期限ヲ以テ其ノ最終ト為シ、各署歩調ヲ一ニシ右期間内ニ於テ所期ノ成績挙げニ努ムルコト

三 納稅督勵取扱現金ノ取締監督並ニ従事員ノ指導訓練ニ關スル件

現金ノ取締監督並ニ督勵従事員ノ指導訓練ニ關シテハ、屢次ニ亘リ指示シタル所アルヲ以テ、各署ハ万遺漏ナキヲ

期シツアリト思料スルモ、最近ノ情勢ニ鑑ミ、新任者等新ニ納税督励ニ従事スル者ニ対スル現金ノ取扱及監督方法等ノ指導訓練ニ付テハ特ニ考慮ヲ払フ必要アルヲ以テ、左記事項ニ留意ノ上之方取締ノ徹底ヲ期スルコト

イ 納税督励施行期間中ニ於テハ、従事員全部帰庁スル迄庶務課長又ハ庶務課上席者ニ於テ在庁シ、従事員ノ取扱現金ノ処置及出張事蹟ノ処理等ヲ確認スルコト

ロ 督励当日市町村収入役ニ送付未了ノ現金及現金領収書用紙ハ必ず金櫃ニ收藏スルコト

ハ 新ニ納税督励ニ従事スル者及未ダ習熟セザル者等ニ対シテハ、庶務課長又ハ庶務上席者ニ於テ現金領収書ノ記載方、現金ノ取扱方及之方処理方法等ヲ指導シタル後督励ニ従事セシムルコト

四 督励成績報告書調理ニ関スル件

督励成績報告書ニ計上シタル各員數ハ、徴收簿、滞納報告書ノ当該員數ト符合スベキモノナルニ、之方著シク相違スル署アリ、爾今右調理ニ当リテハ特ニ念査ヲ遂ゲ正確ヲ期シ、万一右報告書提出後ニ於テ滞納報告取消、調理誤謬等ニ依リ員數ニ異動ヲ来シタルトキハ、直ニ其ノ事由ヲ付シ訂正申報ヲ為スト共ニ、徴收狀況報告書ハ必ず更正額ニ依リ調理スルコト

五 外国人納税者ノ徴收ニ関スル件

現下ノ情勢ニ鑑ミ外国人納税者ニ対シテハ常ニ其ノ帰国移転等ニ注意シ、徴收ノ時機ヲ逸スルコトナキ様万全ノ方途ヲ講ズル要アルヲ以テ、爾今特ニ左記事項ニ留意シ之方徴收ノ完璧ヲ期スルコト

イ 外国人納税者ノ帰国又ハ税法施行地外移転等ノ事実ヲ知得シタルトキハ、爾後納期分租税ニ対シ一時徴收ノ要否ヲ調査シ速ニ適法ノ措置ヲ為スコト

ロ 外国人納税者帰国シ再来ノ見込ナキ者ニシテ、納税管理人及遺留財産ナク徴收ノ途ナキモノニ付テハ、税額除

却ノ手續ヲ為スコト

ハ 外国人納税者ニ対スル家屋賃貸人又ハ雇傭主ト予メ協議シ置キ、外国人タル借家人又ハ雇傭人ガ帰国又ハ移転セムトシタルトキハ、其ノ時々之ヲ稅務署ニ通報セシムベキ様施設ヲ講ズルコト

(昭52 東京 111)

161 昭和15年10月 国税徴収法施行規則改正案

昭和十五年十月二日

内閣書記官長[㊤]

内閣書記官 [㊤][㊤][㊤][㊤]

内閣総理大臣 (花押)

法制局長官[㊤]

〔各大臣の花押は省略〕

別紙大蔵大臣請議、国税徴収法施行規則中改正勅令案ヲ審査スルニ、右ハ相当ノ儀ト思考ス、依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕、国税徴収法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

大蔵大臣

勅令第六百六十四号

呈案付箋ノ通

国税徴収法施行規則中改正勅令案

右閣議ヲ請フ

昭和十五年九月三十日

大蔵大臣 河田 烈印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

国税徴収法施行規則中左ノ通改正ス

第六条ノ二第一号ヲ左ノ如ク改ム

- 一 徴収金額ニ対シテハ、人口二百万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ四、人口二百万未満百万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ七、人口百万未満五十万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ十、人口五十万未満二十万以上ノ市ニ在リテハ千分ノ十五、人口二十万未満ノ市ニ在リテハ千分ノ二十、町村ニ在リテハ千分ノ三十二相当スル金額

附則

本令ハ昭和十五年度後半期分交付金ヨリ之ヲ適用ス

理 由

近時都市ノ著シキ發展ト數次ノ増税ニ伴ヒ、且ハ今次ノ税制改正ニ依リ、都市ニ於ケル国税徴収交付金ハ其ノ国税徴収費用ヲ著シク超過スルニ至ルヘキヲ以テ、之ヲ是正スルノ必要アルニ依ル

国税徴収交付金交付率
新 旧 対 照

区 分	現 行	改 正	低減率 厘
一、徴収金額	人口二百万以上ノ市 千分ノ十 人口二百万未満 千分ノ十五 人口百万未満 千分ノ二十 人口五十万未満 千分ノ二十五 人口二十万未満 千分ノ三十	同 千分ノ四 同 千分ノ七 同 千分ノ十 同 千分ノ十五 人口二十万 未滿ノ市 千分ノ二十 町 村 千分ノ三十	、 六〇〇 、 五三三 、 五〇〇 、 四〇〇 、 三三三
一、納税告知書	町村 一通 六錢 市 一通 二錢	同 現行通	

交付率改正ニ依ル国税徴収交付金減差額調

区 分	徴収総額 円	現 行 率	交 付 金 円	徴 収 費 割 合	改 正 率	改 正 交 付 金 円	徴 収 費 割 合	交 付 金 減 差 額 円
人口二百万以上ノ市	四三三、六四八	千分ノ十	四、三三六、四八〇	、二二二	千分ノ四	一、六九四、五九二	、五二〇	二、五四一、八八八
人口二百万未満 百万以上ノ市	三、一四一	千分ノ十五	六二、八二〇	、二六二	千分ノ七	六二、八二〇	、五五一	五九八、二六四
人口百万未満 五十万以上ノ市	七四、七八三	千分ノ二十	一、二二一、七四五	、三〇二	千分ノ十	一七、五六〇	、五九七	四一四、九六〇
人口五十万未満 二十万以上ノ市	四一、四九六	千分ノ二十五	八二九、九二〇	、三七二	千分ノ十五	四一四、九六〇	、六一四	三二八、〇〇〇
人口二十万未満 ノ市	三三、八〇〇	千分ノ三十	二〇、〇〇〇	、四二二	千分ノ二十	四九二、〇〇〇	、六二八	一、六五八、〇三〇
町	一六五、八〇三	千分ノ三十	四、九七四、〇九〇	、七二九	千分ノ三十	五三二、〇六〇	、七二九	一、六五八、〇三〇
村	二五、七八六	千分ノ三十	七、五八三、五八〇	、四九四	千分ノ三十	五八、一六〇	、六七〇	五、五四一、一四二
計	九九一、三一六		一九、五六五、八一五			一、三七〇、三四〇		
交付金合計	三〇、八八七		一、五三一、三〇〇			一、五三一、三〇〇		
			二一、〇九七、一一五			一五、五五五、九七三		

備考 単位 千円
千件
右 徴収金額
左 告知書

徴収総額ハ昭和十五年度決定実績ニ依ル(但シ地租ハ予算額)

昭和十三年度以降国税徴収交付金一覽

摘 要	交 付 金 額	改 正 二 依 ル 減 差 額
昭和十三年度交付金実績額 昭和十四年度交付金実績額 昭和十五年交付金予算額 昭和十五年以降平年度交付金見込額 今回改正ニ依ル平年度交付金見込額	一一、〇九五、九八三 円 一三、四五〇、三七七 一五、四八二、六八二 二一、〇九七、一一五 一五、五五五、九七三	五、五四一、一四二 円

交付率改正前後ニ於ケル国税徴収交付金

区分	十四年度実績		十五年度見込額		交付金 増△減	徴収費割合	
	徴収額	交付金	徴収額	交付金		十四年度	十五年度
人口二百万以上ノ市	二五六、三七〇	二、六二六	四三三、六四八	一、七五七	△ 八六九	、二六七	、五二〇
人口二百万未満ノ市	三、〇九二		三、一四一				
人口二百万未満ノ市	三八、二二四	五九二	七四、七八三	五四一	△ 五一	、三三二	、五五一
人口百万以上ノ市	九四三		八七八				
人口百万以上ノ市	二六、三一八	五三九	四一、四九六	四二五	△ 一一四	、五六二	、五九七
人口百万以上ノ市	六二二		五一七				
人口五十万未満ノ市	一七、六五九	四六二	三二、八〇〇	五〇四	四二	、五八〇	、六一四
人口五十万未満ノ市	七六七		六〇四				
人口二十万以上ノ市	八八、六九一	二、七四四	一六五、八〇三	三、三七四	六三〇	、五九七	、六二八
人口二十万未満ノ市	四、〇九四		二、九〇八				
町	一四六、四五八	六、四八八	二五二、七八六	八、九五四	二、四六六	一、〇〇六	、七二九
村	三五、四〇七		二二、八三九				
計	五七三、七二〇	一三、四五一	九九一、三一六	一五、五五五	二、一〇四	、七一一	、六七〇
	四四、九二五		三〇、八八七				

右 徴収金額 単位 千円
左 告知書 同 千円

国税徴収費用ト交付金トノ関係調(昭和十四年度実績)

△印ハ納税督励ニ要シタル費用ヲ示ス

市町村別	市町村数	事務員費	使丁費	帳簿用紙費	送達費
市部	一五四	△一、五〇〇、六五九 △三三八、〇一七	△二〇一、四〇七 △一三三、〇七九	△九三、九六一 △一〇、八四一	△五九、八四八 △三、四七二
町部	一、七二六	△一、一七三、七九一 △七二、七六二	△二三八、八三九 △三六、七四七	△八五、二六九 △五、〇三八	△三九、八五六 △二、六五九
村部	九、三七四	△二、七六六、一六二 △一五一、〇六二	△五五、九二二 △七四、三六〇	△二七四、一九五 △一三一、一五三	△八九、二六六 △七、一九八
合計	一一、二五四	△五、四四〇、六一四 △五五一、八四二	△二二四、一七五 △九九三、一七一	△四、五三三、四二六 △一八、九三三	△一、七八、九四一 △四、四九四

出張費	納税施設費	其他雑費	計	交付金	交付金ニ対スル割合	
△六二、九八一 △四、七六八 △五三、六九七 △一三、八九二 △二一、八九〇 △三五、八三三 △二六五、一八八 △四九、七一五 △三二八、一七〇 △九二、四八三	八〇 二三 七七 〇三 九一 三九 六八 四二 四八 六五	△四六六、二五二 △五、六七二 △三〇九、二三五 △三、四〇〇 △五九三、六九四 △三、八九二 △九〇、九三〇 △七、二九三 △一、三六九、一八三 △一二、九六六	六三 七七 六三 五二 八五 九六 五九 二七 二二 一四	△七一、五八二 △六、七二二 △三四、五四〇 △四、五六八 △一六、五六六 △一、一五〇、〇六 △一五、一〇六 △一六、四三四 △一、三三三、六八九 △二、三三、一五六	二五 七六 四七 一三 五〇 八二 九七 九五 二二 七一	
			△二、四五六、六九六 △四二〇、五七一 △一、九二五、二三〇 △一三九、四二八 △四、〇四、七七七 △二九六、九五九 △六、五二九、五〇一 △四三六、三八七 △八、九八六、一九七 △八五六、九五九	一三 四五 四八 五七 五八 三一 〇六 八八 一九 三三	六、九六二、五一四 外 二、二〇一 一、四七七、七〇八 二、五九九 四、〇一〇、一五四 三、一八九 六、四八七、八六二 同 五七九 同 一三、四五〇、三七七 同 二、七七五	三四 二八 八三 七一 一四 八二 九七 五三 三一 八一
					、三五二 、七七七 、一四八 、一、〇〇六 、六六八	

国税徴収税額調

(昭和十四年度実績)

〔※数値が合わない箇所があるが、史料の通りである〕

区別		所得税	地租	営業収益税	資本利子税	臨時利得税	計	交付金
市部	町村部							
市部	町村部	三二七、〇九三、六五八 円	二三三、三四四、九九二 円	二九、九六五、一四〇 円	一、二六三、一八四 円	五五、五九四、八三一 円	四二七、二六一、八〇六 円	六、七二二、二六〇 円
町部	村部	四五、五七七、六五三	七八七四、二二七	六、九四八、八五八	三六九、三二二	五六二、二二四	六六、三五七、〇八三	一、九八二、二三五
計	計	四一五、三九三、七六七	一七、五三四、一〇一 四八、七五三、三〇〇	五、一六三、一九三 四二、〇四三、一九一	五三三、八七一 二、六六、三七六	四、一四六、九二七 六五、三六二、八八一	八〇、一〇〇、六四八 五七三、七一九、五三六	二、三八一、二八八 一、一三五、五七三

納税告知書発付数調

(昭和十四年度実績)

〔※数値が合わない箇所があるが、史料の通りである〕

区別		所得税	地租	営業収益税	資本利子税	臨時利得税	計	交付金
市部	町村部							
市部	町村部	四四一七、三二六	三、五六〇、三三一	一、一五二、三四四	一三二、九七五	一一九、八四五	九、五七、七二一	一九〇、三五四
町部	村部	一、二二一、八四〇	六四四四、七六〇	四六五、七六四	一〇五、五五八	二〇、一四二	八、二五八、〇六四	四九五、四八四
計	計	七四三〇、〇五一	二四八四〇、〇四八 三四、七九一、〇三九	三三七、六三八 二、〇四四、七四六	一八三、一五三 五一一、六八六	一〇、六九九 一五〇、六八六	二七、四九、四三三 四四、九二五、二〇八	一、六二八、九六六 二、三一四、八〇四

六大都市ニ於ケル国税徴収費調（昭和十四年度実績）

△印ハ納税督促ニ要シタル費用ヲ示ス

市名 / 区別	事務員費	使丁費	帳簿用紙費	送達費	出張費	納税施設費	其他雜費	計	交付金	交付金 ニ対ス ル割合
六大都市	七、七、八三、八六一	七、一、七六、四九八	四、三、一三五、二五	三、六、一七、一九三	二、一、九五、〇六〇	一、七、三、五九四、七四	三、四、八、一一	一、一、二、八三、四七三	三、七、五、六、五、四九	三、〇、〇、〇
ヲ除ク市	二、四、九四、八〇三	二、一、二、〇〇、六一	五、〇、八二、五、四五	二、八、七、五、〇、六	一、〇、四、五、〇、九五	二、九、二、六、五、七、二	三、三、五、三、九、八一	一、一、八、四、〇、五、八一	三、二、〇、五、四、九、三五	四、一、四、一
部計	二、四、九四、八〇三	二、一、二、〇〇、六一	五、〇、八二、五、四五	二、八、七、五、〇、六	一、〇、四、五、〇、九五	二、九、二、六、五、七、二	三、三、五、三、九、八一	一、一、八、四、〇、五、八一	三、二、〇、五、四、九、三五	四、一、四、一
計	一、九三、〇六、九〇二	一、八、五、六、五〇	五、三、八、五、二八	五、九、七、六、七	三、三、三、七、二八	一、〇、五、五、五	三、一、八、一、九五	二、三、六、五、二、三〇	三、七、五、六、五、四九	三、〇、〇、〇
横浜市	三、五、五、五、八四六	一、五、六、〇、一〇	五、一、八、〇、四八	四、一、五、五、七一	一、二、八、五、六〇	六、八、三、〇、六二	一、九、七、五、八七	五、七、四、四、六、八四	一、四、六、四、二、三三	三、九、二
神戸市	九、五、三、八、〇〇〇	二、〇、六、〇、八〇〇	三、八、九、六、〇〇〇	二、八、八、〇、〇〇〇	一、六、五、〇、〇〇〇	三、九、六、五、〇〇〇	一、三、五、八、〇〇〇	一、三、七、八、八、二〇〇	三、九、二、二、八、一八	三、五、一
京都市	八、六、六、九、二五〇	九、三、四、四、〇〇〇	四、〇、八、六、七三二	三、五、五、〇、〇〇〇	四、七、三、〇、〇〇〇	七、二、五、九〇	一、二、〇、六、九三	一、一、三、六、六、九五〇	二、六、一、六、四、五、七	四、三、四
名古屋市	五、八、四、〇、九〇〇	七、四、三、一、〇〇〇	二、九、二、四、〇〇〇	一、七、七、〇、〇〇〇	一、三、三、二、〇〇〇	四、四、一、九、四〇〇	一、六、四、二、〇〇〇	一、一、六、〇、八、九〇〇	一、一、五、三、三、八〇〇	三、五、一
大阪市	二、〇、〇、九、六、七〇〇	二、七、三、五、二、六〇	一、八、七、八、九、一〇	二、一、一、九、九、五〇	一、〇、〇、四、七、〇〇	八、三、八、五、〇〇	七、一、八、七、四九	二、六、五、五、五、四〇	九、五、七、二、八、二	二、七、七
東京市	二、五、〇、八、三、二、二五	五、四、六、九、二、八五〇	一、八、二、五、九、二、七四	二、八、九、九、六、五、二	二、一、五、五、五、五八	一、〇、三、〇、〇、四、二	九、二、九、七、四、三五	四、三、七、七、五、八、二八	一、六、八、一、六、一、五〇	二、六、二

六大都市ニ於ケル国税徴収税額並納税告知書発付数調（昭和十四年度実績）

右傍 国税徴収税額（単位円）
左傍 納税告知書発付数

市名	区別	所得税	地租	営業収益税	資本利子税	臨時利得税	計	交付金
東京市		二二七、九九八、六七八 一、二八二、四九一	八〇四〇、〇七九 三七九、九二六	七、八三一、七八六 二九〇、八六四	三九〇、四四三 五〇、五一四	一八、四九三、七八一 三、一九二	一六二、七五四、七六七 二、〇三五、七〇七	一、六二七、五四七 四〇、七一四
大阪市		六五、六三三、三二五 六二〇、九九九	三、八七七、一九〇 一五五、四四一	六、八八九、七二八 二二七、〇二八	二〇、一八七七 三〇、三九六	一七、〇一四、〇一六 三二、七二〇	九三、六一五、一三六 一、〇五六、五八四	九三六、一五一 二二、一三一
名古屋市		一四、四九〇、〇〇九 二四二、〇九二	一、三一九、一九一 一八四、八二三	一、七九六、九〇三 七四、六二四	五六、六〇七 一一、九五二	三、六八〇、八九八 七、三八五	二二、三四三、五三六 五二〇、八七五	三三〇、一五二 一〇、四一七
京都市		一一、七一、〇一六 一八、九五九	一、〇一六、一五三 一五六、八六五	一、四〇二、五五八 六七、七〇一	七、〇二六 九、五九五	一、六七九、五九六 四、九二二	一六、八八〇、三四九 四三、〇三二	二五三、二〇五 八、四四〇
神戸市		一五、二八三、九四三 二二六、三三一	一、二二、八二四 四一、〇九一	一、一四〇、一〇二 四九、九九七	五二、〇九二 八、七五八	一、七〇一、一五六 三、九一五	一九、二九九、一一八 三、九九九	三八五、九八二 六、三九九
横浜市		四、九八六、四一三 一三九、四七〇	八七八、五〇三 一二五、四二七	四九二、九一六 二七、八二〇	三四、〇三六 七、五三九	六二七、二九六 一、六九四	七、〇一九、一六三 三〇、一九五〇	一四〇、三八三 六、〇三九
計		二四一、一〇二、三八四 二、六八四、二四二	一六、二五二、八六八 一、〇四三、五七二	一九、五五三、九九三 七二八、〇三四	八〇六、〇八一 一、一八七、五四四	四三、一九六、七四三 八二、五三八	三三〇、九二一、〇六九 四、六五七、一四〇	三、六六三、四二〇 九三、一四〇
六大都市 ヲ除ク市 部計		七五、九九一、二七四 一、七三三、〇七四	七、〇九二、一二四 二、四六二、六五九	一〇、四一一、一四七 五三、三一〇	四五七、一〇三 一〇、四二二	一一、三九八、〇八八 三七、三〇七	一〇六、三四九、七三七 四、八六〇、五七一	三、一〇八、七四〇 九七、二一四

162 昭和15年10月 国税徴収法施行規則改正に付通牒

経第四八六号

札幌税務監督局

税務署長殿

国税徴収法施行規則中改正ノ件

本月十一日勅令第六百六十四号ヲ以テ公布セラレタル、国税徴収法施行規則中改正ノ件（第六条ノ二中市ノ国税徴収金ニ対スル交付金率改正ノ件）ニ関シ、主税局長ヨリ別紙ノ通牒ノ次第モ有之候ニ付テハ、市部ノ動向ニ留意シ徴収事務執行上遺憾ナキヲ期セラレ度
右及通牒候也

主秘第五五三号

昭和十五年十月十九日

主税局長 大矢半次郎

札幌税務監督局長 橋本昂蔵殿

本月十一日公布勅令第六百六十四号ヲ以テ国税徴収法施行規則中改正相成候処、右ハ近時都市ノ著シキ發展ト数次ノ増税ニ伴ヒ、且ハ今次ノ税制改正ニ依リ、都市ニ於ケル国税徴収交付金ハ其ノ国税徴収費用ヲ著シク超過スルニ至ル

ベキヲ以テ、之ヲ是正センガ為改正ヲ加ヘラレタルモノニ付、市部ノ動向ニ留意シ徵收事務執行上遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及通牒候也

(平 1 札幌 118)

163 昭和15年11月 大蔵大臣納税表彰規程及び内規

納税表彰規程(昭和一五年一月一日 蔵税第三四四二号主税局長通牒)

今回納税表彰規程別紙ノ通省議決定相成候条、御了知相成度、此段及通牒候也

(別紙)

納税表彰規程(昭和一五、一〇、三三省議決定)

第一条 国税納税ノ成績優良ニシテ他ノ模範トナルヘキ市町村、又ハ納税ニ関シ効績顯著ナル納税組合、其ノ他ノ団体若ハ個人ハ大蔵大臣之ヲ表彰ス

第二条 表彰ハ表彰状ヲ授与シテ之ヲ行フ

第三条 表彰ハ稅務監督局長ノ推薦アリタル者ノ中ヨリ詮衡シテ之ヲ為ス

第四条 第一条ノ効績ヲ審査スル為大蔵省内ニ委員ヲ置ク

第五条 本規程実施ニ関シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

納税表彰実施ニ関スル内規(昭和一五年一月一日主税局長通牒)

納税表彰実施ニ関スル内規左ノ通相定メラレ候条、御了知相成度、尚之方実施ニ当リテハ表彰規程ノ趣旨ニ鑑ミ充分慎重ヲ期セラレ度、依命此段及通牒候也

納税表彰実施ニ関スル内規

- 一 納税表彰規程第一条ニ依リ表彰スベキ者ハ、左記各号ノ一ニ該当スル者ノ中ヨリ之ヲ詮衡ス
- (一) 市町村ニシテ国税完納継続五十年以上ニ及ビ、地方税ノ納税成績亦優良ナルモノ
- (二) 市町村ニシテ納税ノ改善ニ関シ適切ナル施設ヲ為シ、他ノ模範トナルベキモノ
- (三) (イ) 納税組合其ノ他ノ団体ニシテ、団員ノ納付スベキ国税ノ完納継続三十年以上ニ及ビ、地方税ノ納税成績亦優良ナルモノ
- (ロ) 市町村ニシテ納税ノ改善ニ関シ適切ナル施設ヲ為シ、他ノ模範トナルベキモノ
- (四) 納税上適切ナル施設ヲ講ジ、団員ノ納税改善ニ努メタル効績顯著ナルモノ
- (五) 納税ノ本義ニ則リ実践克ク世道人心ヲ善導啓発シ、納税上ノ施設並ニ改善ニ努力ヲ効シタル効績顯著ニシテ、一般ノ模範トスベキ篤行者
- (六) 市町村吏員ニシテ多年徴収事務ニ執掌シ、納税精神ノ昂揚並ニ納税施設普及奨励ニ関シ特ニ効績顯著ナル者
- (七) 税務監督局長ハ前項ニ該当スル市町村、納税組合、其ノ他ノ団体又ハ納税功勞者ニシテ表彰ヲ相当ト認ムルモノ
- (八) アルトキハ、別紙各書式ニ依ル調査ヲ添付シ毎年八月末日限具申スベシ、但シ特ニ理由アル場合ニ限り右以外ノ時期ニ於テモ表彰方具申スルコトヲ得
- (九) 前項具申ニ当リテハ表彰規程ノ趣旨ニ鑑ミ表彰見込者ヲ厳選スベシ
- (十) 表彰ハ表彰状ノ外、副賞ヲ授与スルコトアルベシ
- (十一) 税務監督局長ハ、表彰状並ニ副賞ノ送付ヲ受ケタルトキハ可成速ニ適當ノ機会ヲ選ビ伝達方取計フベシ

六 納税表彰規程第四条ノ審査委員ハ、大蔵省主税局長、大蔵大臣官房秘書課長、同文書課長及主税局各課長ヲ以テ之ニ充ツ

七 税務監督局長ハ表彰調査簿ヲ備ヘ表彰ノ事蹟ヲ明瞭ナラシムベシ

(昭53 東京 102)

164 昭和15年11月 税務功勞者表彰名簿 (東京府)

「 紀元二千六百年奉祝

税務功勞者表彰名簿

東京府ノ部

東京税務監督局

大蔵大臣表彰 昭和十五年十一月十日

(順序不同) 敬称略

租税功勞者

(十一名)

署名	委員名	氏名	署名	委員名	氏名
神田橋	所得調査委員	長島辰五郎	神田橋	所得調査委員	柴田竹三郎
京橋	所得調査委員 相統審査委員	吉田幸次郎	幸橋	相統税審査委員	関根 三吉
幸橋	相統税審査委員	貝塚捨次郎	四谷	所得調査委員	山下辰次郎
四谷	相統税審査委員	高木 謙	両国橋	相統税審査委員	木村登吉郎

王子 所得調査委員
八王子 所得調査委員
相統税審査委員

滝沢 石男
土屋留次郎

青梅 相統税審査委員
小沢 太平

優良納税組合

(二組合)

署名 所在

組合名

京橋 京橋区

和合会納税組合

納税功労者

(二名)

署名 住所

組合名

京橋 京橋区

五十嵐幸三郎

東京税務監督局長表彰

租税功労者

(七十八名)

署名 委員名

氏名

署名 委員名

氏名

神田橋 所得調査委員

三好 鱒蔵

神田橋 相統税審査委員

西村吉兵衛

神田橋 所得調査委員

浜田 次郎

神田橋 所得調査委員

広瀬与兵衛

神田橋 所得調査委員

上野 兵松

神田橋 相統税審査委員

五味 保

神田橋 相統税審査委員

関谷 兵助

神田橋 所得調査委員

富来 力

日本橋 所得審査委員
所得調査委員

殿木 松造

日本橋 相統税審査委員

渡辺善十郎

日本橋 相統税審査委員

細田安兵衛

日本橋 所得調査委員

望月 乙彦

日本橋 所得調査委員

山本 泰介

京橋 所得調査委員

岩瀬 隆

京橋	所得調査委員	野津勝治郎	京橋	所得調査委員	大塚寅次郎
京橋	相統税審査委員	小坂 梅吉	京橋	所得調査委員	前原栄次郎
京橋	所得調査委員	渡部 亀吉	幸橋	所得調査委員	尾田源兵衛
幸橋	所得調査委員	西崎 謙三	四谷	相統税審査委員	吉田勘右衛門
四谷	所得調査委員	小椋 喜平	四谷	所得調査委員	島田辰太郎
四谷	所得調査委員	大隈福三郎	四谷	所得調査委員	高橋常三郎
四谷	所得調査委員	赤堀 寛英	四谷	所得調査委員	河野 喜麿
水道橋	所得調査委員	田仲忠左衛門	水道橋	所得調査委員	竹中 友太
水道橋	所得調査委員	井上 仲蔵	水道橋	所得調査委員	染井 洸
水道橋	所得調査委員	荒井 憲	水道橋	所得調査委員	岡野 章二
水道橋	相統税審査委員	内山平三郎	水道橋	相統税審査委員	津谷宇之助
厩橋	相統税審査委員	松崎 文次	厩橋	相統税審査委員	守田治兵衛
厩橋	所得調査委員	今井真太郎	厩橋	相統税審査委員	奥田 卓英
厩橋	所得調査委員	平松 健一	厩橋	所得調査委員	池田雅之助
厩橋	所得調査委員	西山庄太郎	厩橋	所得調査委員	市橋信太郎
両国橋	相統税審査委員	関口安五郎	両国橋	所得調査委員	鈴木伝兵衛
両国橋	所得調査委員	中村米次良	品川	所得調査委員	浅海 甫蔵
品川	所得調査委員	伊藤徳三郎	品川	所得調査委員	石井良太郎
	相統税審査委員				

世田谷	所得調査委員	河野 惣八
渋谷	所得調査委員	石塚佐治太郎
渋谷	相統税審査委員	神山錠五郎
渋谷	所得調査委員	梅原力太郎
杉並	所得調査委員 相統審査委員	大河原房次郎
板橋	所得調査委員	橋爪藤太郎
荒川	所得調査委員	篠崎 政治
荒川	所得調査委員	浅香 吉蔵
亀戸	所得調査委員	下河原金平
亀戸	所得調査委員	杉浦仙太郎
青梅	所得調査委員	宇津木林蔵
八王子	相統税審査委員	小川 孝喜
八王子	所得調査委員	青木孝太郎
八王子	所得調査委員	河田 八郎

納税功勞者

○市町村吏員

署名	職名	氏名
東京市主事		川島 宏

署名	職名	氏名
神田橋	麹町区書記	松村 芳正

渋谷	所得調査委員	米田幸次郎
渋谷	所得調査委員 相統税審査委員	中村徳次郎
渋谷	所得調査委員	伊藤 林蔵
淀橋	相統税審査委員	川本金太郎
板橋	所得調査委員	原 定良
荒川	相統税審査委員	小柴惣九郎
荒川	相統税審査委員	吉田四郎平
向島	所得調査委員	田辺 栗造
亀戸	所得調査委員 相統税審査委員	小久保松保
青梅	相統税審査委員	森田 幸三
八王子	所得調査委員	山上 武
八王子	所得調査委員	萩原 方隆
八王子	所得調査委員	新井 由松
八王子	所得調査委員	平井 武茂

(二十三名)

京橋	署名	所在	職名	氏名			
京橋区	京橋区	京橋区	納税組合長	上村 兵十			
			共盛会				
			納税組合長				
八王子	府中町収入役			小沢 亮			
青梅	青梅町主事			大杉 興次	青梅	小曾木村長	川鍋貞次郎
板橋	豊島区書記			山本源太郎	亀戸	江戸川区書記	金子 弘一
淀橋	淀橋区主事			多田慶次郎	杉並	杉並区書記	但木 源吉
世田谷	世田谷区書記			内藤源三郎	渋谷	目黒区書記	尾形 徳治
品川	品川区書記			小杉 静夫	蒲田	大森区書記	鈴木兵太郎
厩橋	浅草区書記			菅田林之助	両国橋	本所区書記	長谷川 等
水道橋	本郷区主事			大都小一郎	厩橋	下谷区主事	遠山 要
幸橋	麻布区書記			山崎 昌治	四谷	牛込区書記	石丸俊太郎
京橋	京橋区書記			船見尊四郎	幸橋	芝区書記	東田 実蔵
神田橋	神田区書記			小林重太郎	日本橋	日本橋区書記	小松忠次郎

(二名)

(平12 東京 1494)